

平成 30 年度 中部ブロック発注者協議会

日時： 平成 30 年 7 月 27 日(金) 14:00 ～ 16:00

場所： 名古屋銀行協会会館 201 会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 情報提供

施工時期の平準化について

<資料 1、2>

4. 議 事

(1) 規約の一部改訂について

<資料 3>

(2) 中部ブロック発注者協議会の取組について

<資料 4>

平準化の取組事例（三島市、稲沢市）について

<資料 4-1>

(3) 各機関の取組について

<資料 5>

中部地方整備局／東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県

(4) 今後の取組について

<資料 6>

- ・協議会スケジュール
- ・地区別発注見通しの推進
- ・自己評価結果の公表
- ・その他

5. 閉 会

配付資料

次 第

出席者名簿・配席図

資料 1 : 施工時期の平準化

資料 2 : 地方公共団体における平準化の取組事例について【第 3 版】

資料 3 : 「中部ブロック発注者協議会」規約（一部改定）

資料 4 : 平成 30 年度中部ブロック発注者協議会の取組

資料 4-1 : 平準化の取組

資料 5 : 各機関の取組

資料 6 : 今後の取組

施工時期の平準化

平成30年7月

中部ブロック発注者協議会

経済財政諮問会議における平準化に関する議論

国土交通省

平成30年4月12日
第4回経済財政諮問会議

【経済財政諮問会議】

経済財政政策に関する重要事項について、有識者等の優れた識見や知識を活用しつつ、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮することを目的として、内閣府に設置された合議制機関。

民間議員からの提言（抜粋）

（民間議員：伊藤 元重, 榊原 定征, 高橋 進, 新浪 剛史）

質の高い社会資本整備に向けて

2. 今後の歳出改革における重点課題

(2) 国・地方の公共投資における徹底した効率化

公共事業の執行時期が平準化すれば、人材確保が進み、稼働率が改善するが、実際には地方自治体を中心に平準化は進んでいない（時期によって2倍程度のフレ）。債務負担行為の活用、発注見通しの統合、執行率目標の設定とPDCAの実行等先進事例に学び、こうした取組によるコストの実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映すべき。

平準化に関する総理発言（抜粋）

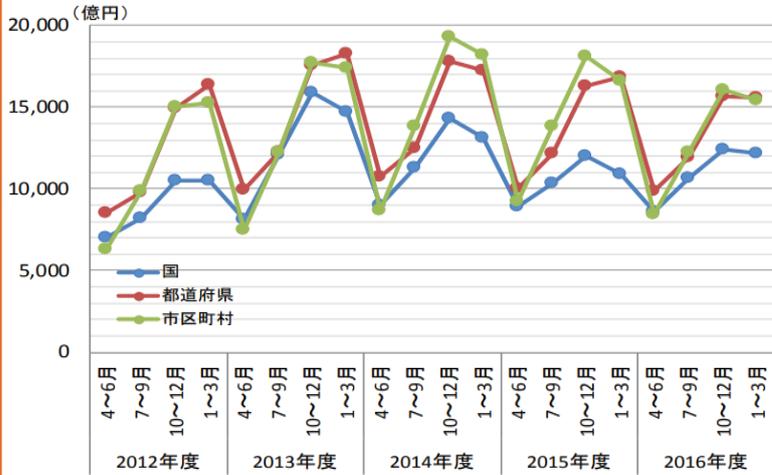
第二に、今後の社会資本整備に当たっては、長寿命化等への取組とともに、徹底した効率化と重点化が必要です。民間議員からは、各府省の予算執行が年度末に集中するとの指摘がありました。石井大臣を始めとする関係大臣においては、執行の平準化に向けての取組を強化していただくようお願いいたします。



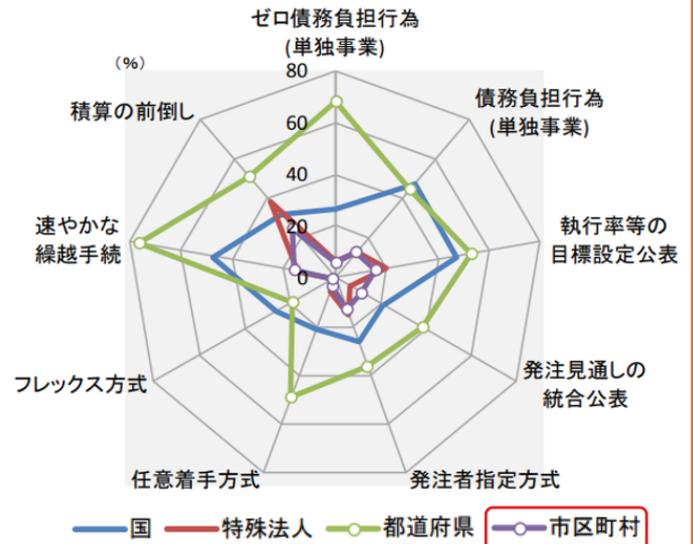
出典：首相官邸HP

民間議員からの資料 (抜粋)

図表5. 公共事業出来高の推移
～県・市レベルでは、時期によって2倍の開き～



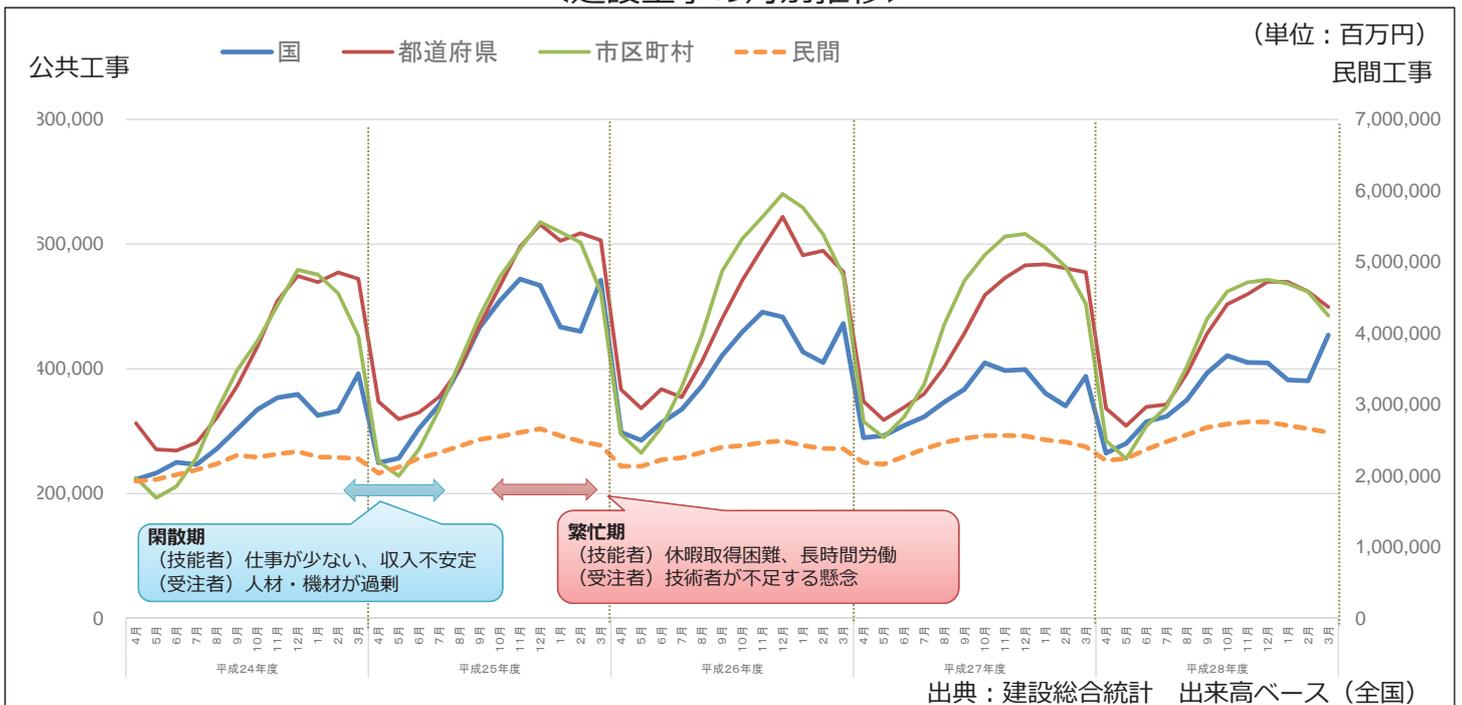
図表6. 公共事業平準化の方策の実行状況
～市町村等では平準化浸透に遅れ～



(備考) 図表5: 国土交通省「建設総合統計 年度報(公共表)」各年度版より作成
図表6: 国土交通省「平成29年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果」より作成

建設工事の月別推移と平準化の必要性

＜建設工事の月別推移＞



適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた3つの取組

① 国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為(2か年国債 ※1)** **及びゼロ国債 ※2)** を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

<2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債>

H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円

⇒ H29年度※：約2,900億円 ⇒ **H30年度：約3,100億円**

※H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定
※H30年度の内訳は、2ヶ年国債約1,740億円、ゼロ国債約1,345億円

(参考)
補正予算でのゼロ国債(H29年度:1,567億円)も活用し、平準化に取り組む



② 地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大 全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通しを統合**し、とりまとめ版を公表する取組の**参加団体を拡大**

※参加状況の推移：H29.3末時点：約500団体(約25%)→H30.5時点：約1070団体(約54%)
国、特殊法人等：137/206、都道府県：47/47、政令指定都市：20/20、市町村：868/1722(H30.5時点)

(見通しとりまとめマップ)

【各地区のページ】
○の発注見通し
○の発注見通し
○の発注見通し

(参考) 東北地方の事例

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

③ 地方公共団体等への取組要請 各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請** H29年度は平成30年2月2日発出済み

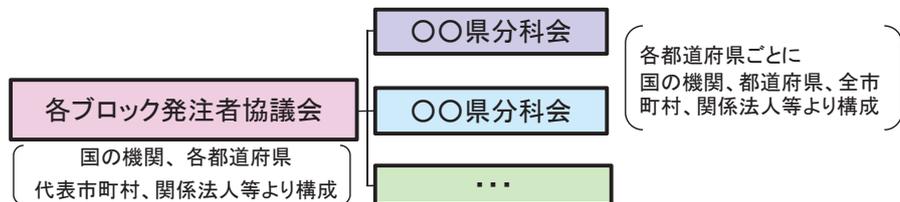
※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。
※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

地域発注者協議会を活用した発注関係事務改善に向けた取り組み

- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、**全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会**において情報共有を実施。
- 品確法運用指針のうち、重点3項目について**各発注者が自らの取組み状況を把握するため、全国统一指標を設定**。また、目標値を設定するなど、地方公共団体等に対し、改善に向けた働きかけを実施。

■ 地域発注者協議会

- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成するブロック協議会と全市町村が参画する都道府県毎の部会を設置



■ 全国统一指標

重点項目① 適正な予定価格の設定

指標: 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

指標: 単価の更新頻度

重点項目② 適切な設計変更

指標: 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

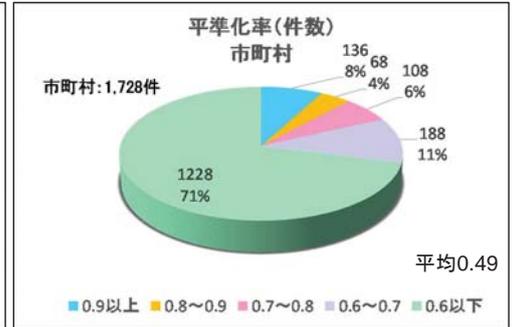
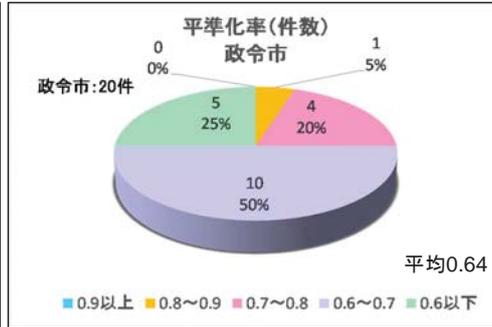
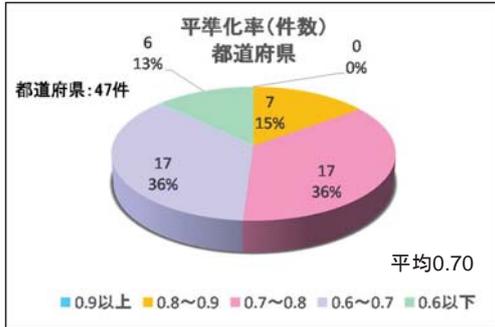
指標: 設計変更の実施工事率

重点項目③ 施工時期等の平準化

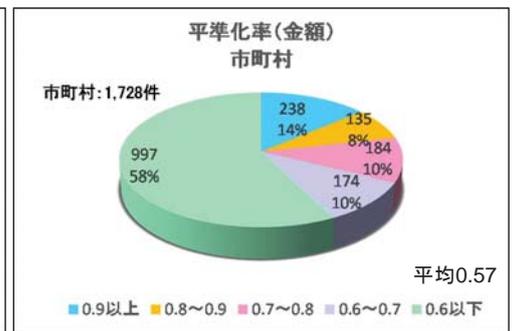
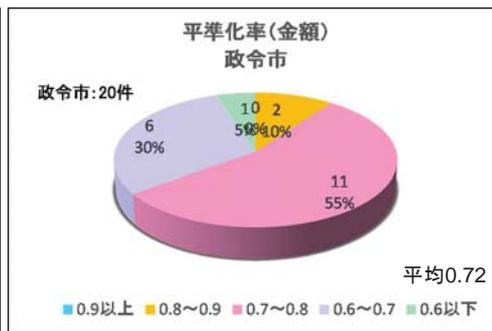
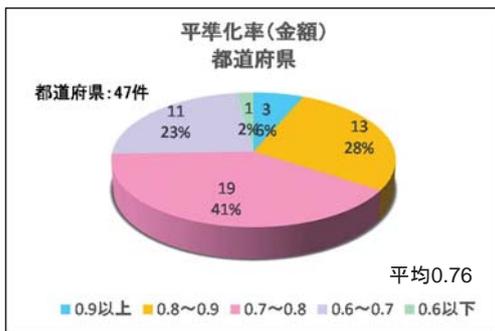
指標: 年度の平均と4~6月期の平均の稼働状況(件数・金額)の比率(※いわゆる平準化率)

○平準化率0.8以上の団体は、規模が小さくなるほど減少しており、市町村においては、件数ベースでは約1割程度（※H28年度平準化率 国土交通省：0.8）

平準化率(件数)



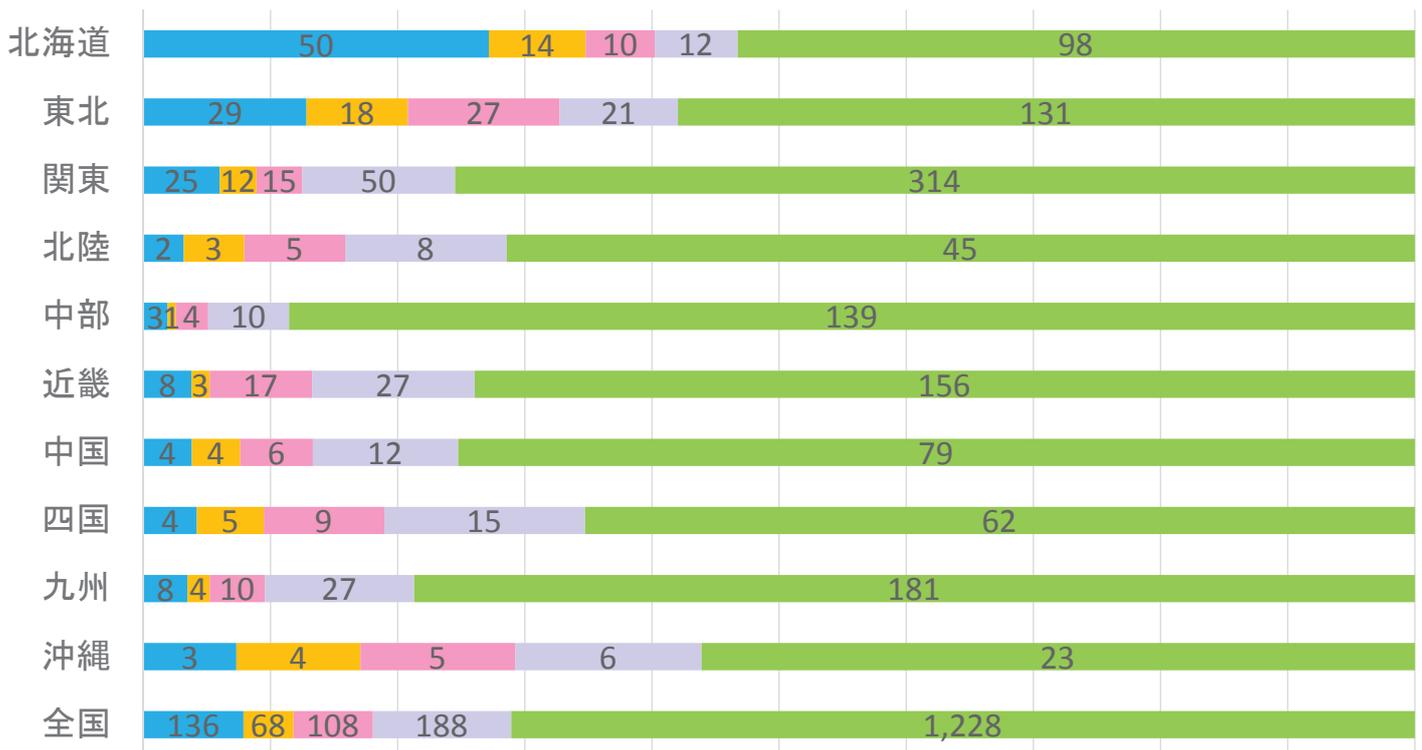
平準化率(金額)



市町村における平準化率(件数)※ブロック別

平準化率: 年度の平均と4~6月期の平均の稼働状況(件数)の比率

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

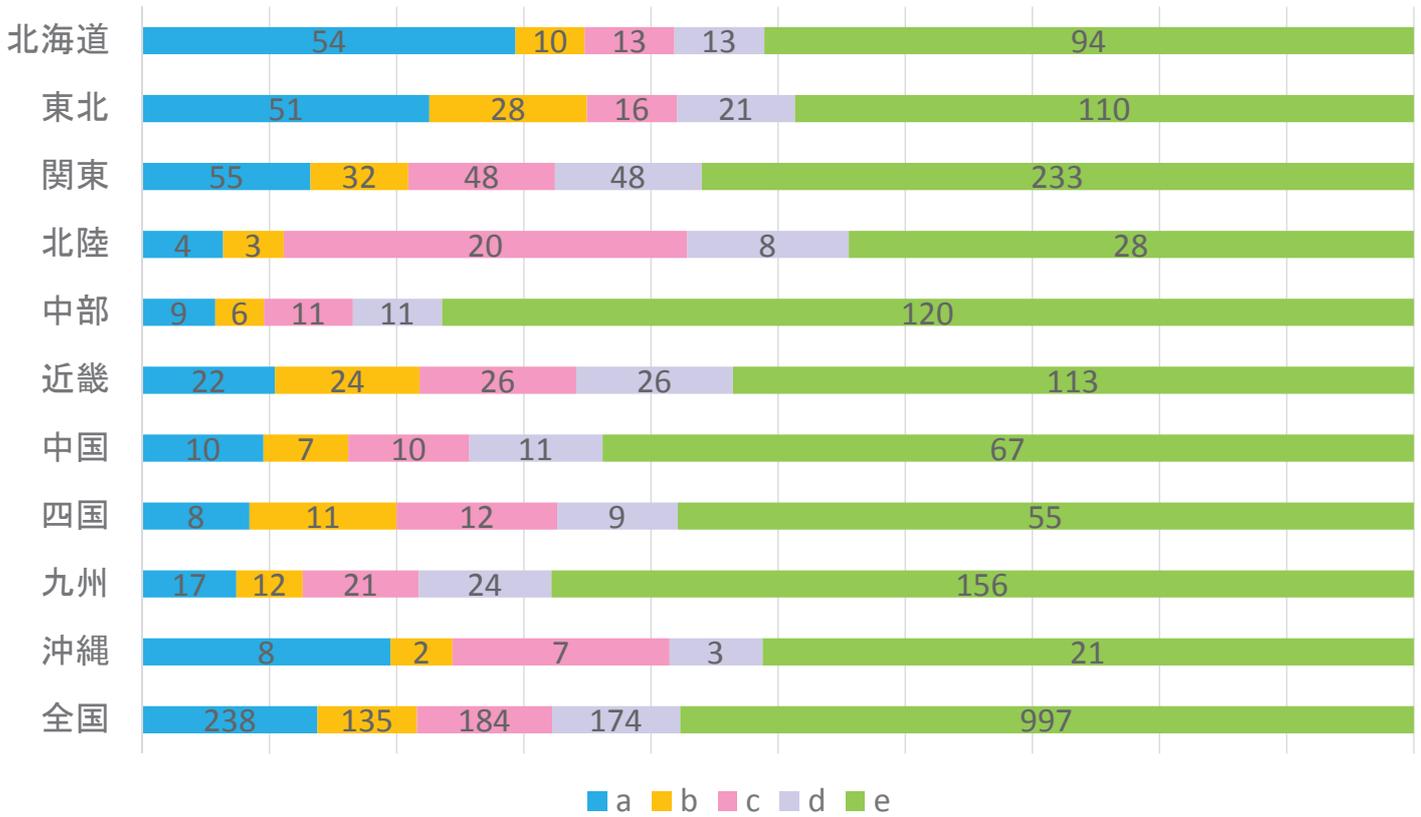


■ a ■ b ■ c ■ d ■ e

市町村における平準化率(金額)※ブロック別

平準化率: 年度の平均と4~6月期の平均の稼働状況(金額)の比率

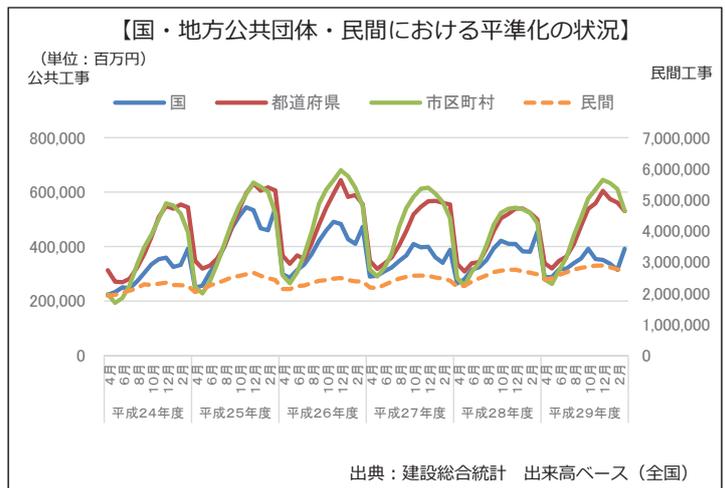
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



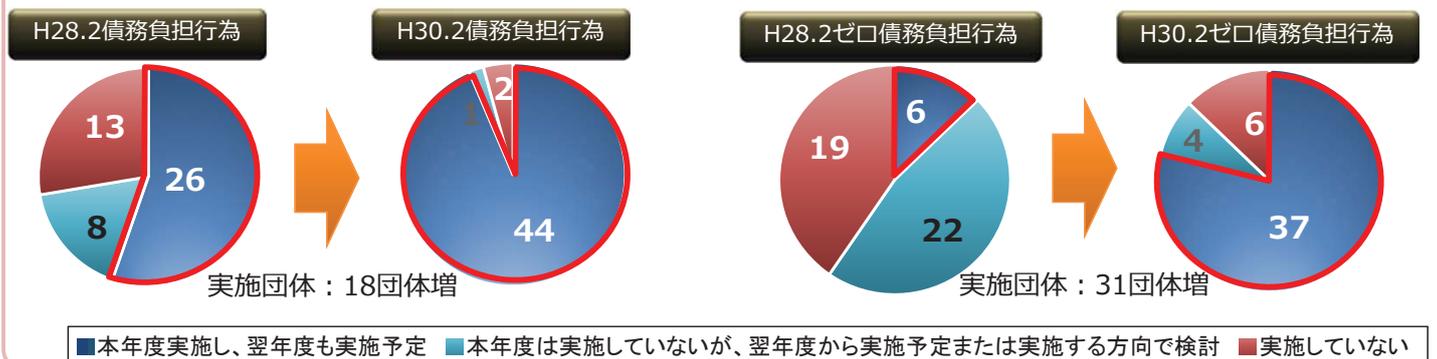
地方公共団体における平準化の取組

取組状況 (地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H30.5 市区町村が取り組む先進的な事例を拡充し、平準化の取組事例集第3版をとりまとめ



債務負担行為の活用状況 (交付金事業/H28.2、H30.2比較)



○ 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に改訂。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

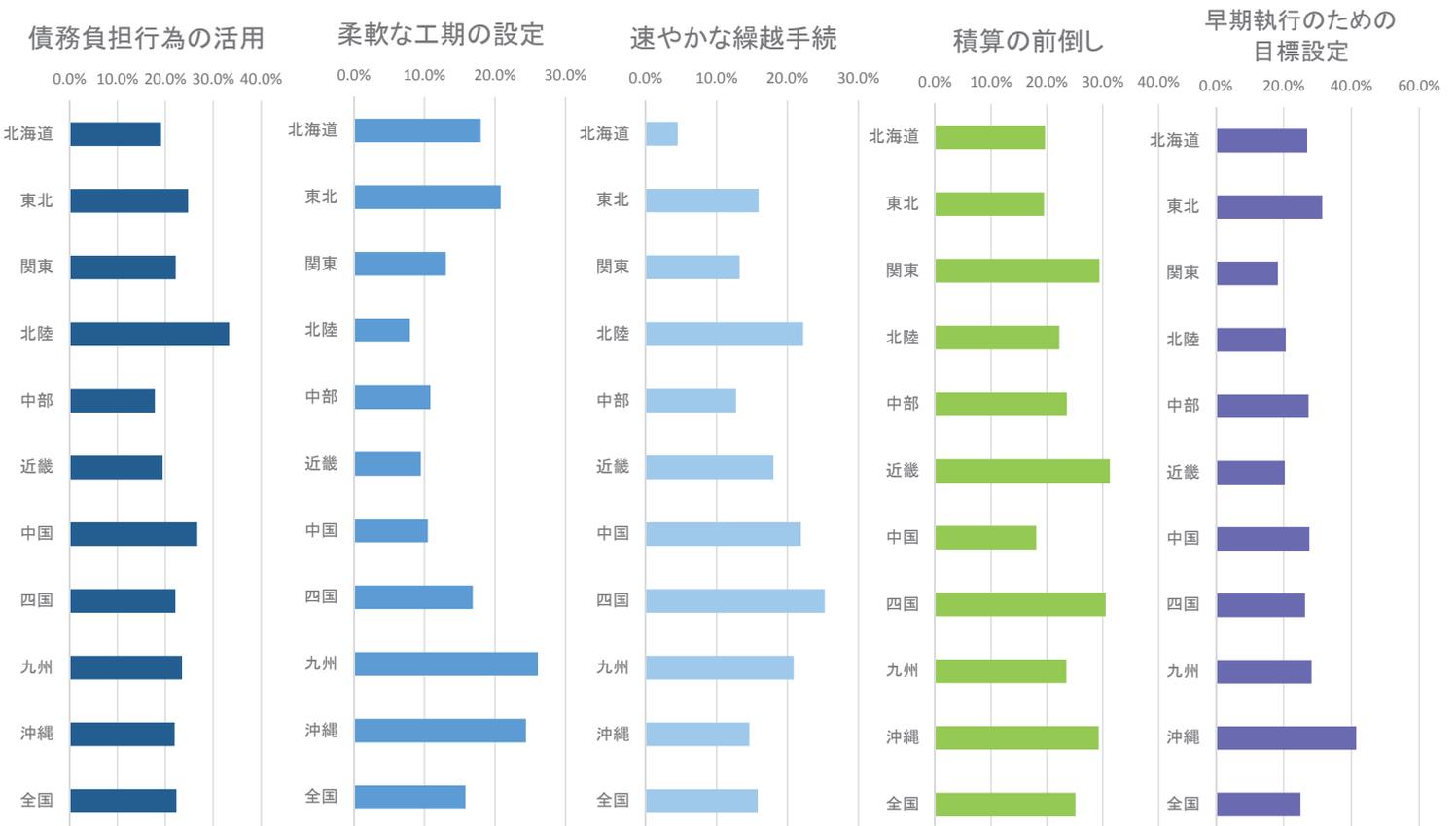
発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

市町村における平準化の取組状況※ブロック別

各ブロックにおける「さしすせそ」に取り組んでいる団体の割合



平成29年度公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく実態調査より (H29.3.31時点)

地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】

平成30年5月

土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

目次

1. 本事例集の趣旨・目的
2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）
3. 都道府県における取組状況
4. 都道府県における取組事例
5. 市区町村における取組状況
6. 市区町村における取組事例
7. 市区町村へのアンケート調査結果

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化

1. 本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成し、公表致しました。また、平成29年3月に新たに市区町村の取組事例を収集して充実を図り、第二版として作成し、公表致しました。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他の地方公共団体の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、発注見通しの統合・公表、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで国庫債務負担行為の活用として、平成27年度から、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、適正な工期を確保するため2カ年国債を設定するとともに、平成29年度当初予算では、新たにゼロ国債を設定するなど積極的に平準化の取組を推進しております。平成30年度予算においても、国庫債務負担行為の額を前年度より上積みするとともに発注見通しの統合・公表を拡大するなど、平準化の推進に積極的に取り組んでおります。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組をさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。

今般改訂した事例集では、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、取りまとめ致しました。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

1. 本事例集の趣旨・目的（関係法令等）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年9月30日閣議決定）

（抄）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

（3）計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、**発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。**また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）

（抄）

II. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施（発注や施工時期等の平準化）

（2）工事発注準備段階

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、**発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。**また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化に努める。**

1. 本事例集の趣旨・目的

平準化の効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

（発注者）

- 人材・資材の効率的な活用の促進による入札不調・不落への対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避

（受注者）

- 人材・資機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保など）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

平準化に向けた取組

平準化を進めるに当たっては、以下の取組が考えられる。

- ㊦ 施工時期等の平準化も踏まえた債務負担行為の活用
- ㊧ 余裕期間制度の活用等による工事着手時期の柔軟な運用
- ㊨ 適切な工期設定を行ったうえでの、繰越制度の適切な活用
- ㊩ 設計・積算を前年度までに完了させることによる早期発注
- ㊪ 計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注

3

2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）

（さ）債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

（し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

（す）速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

（せ）積算の前倒し

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

（そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

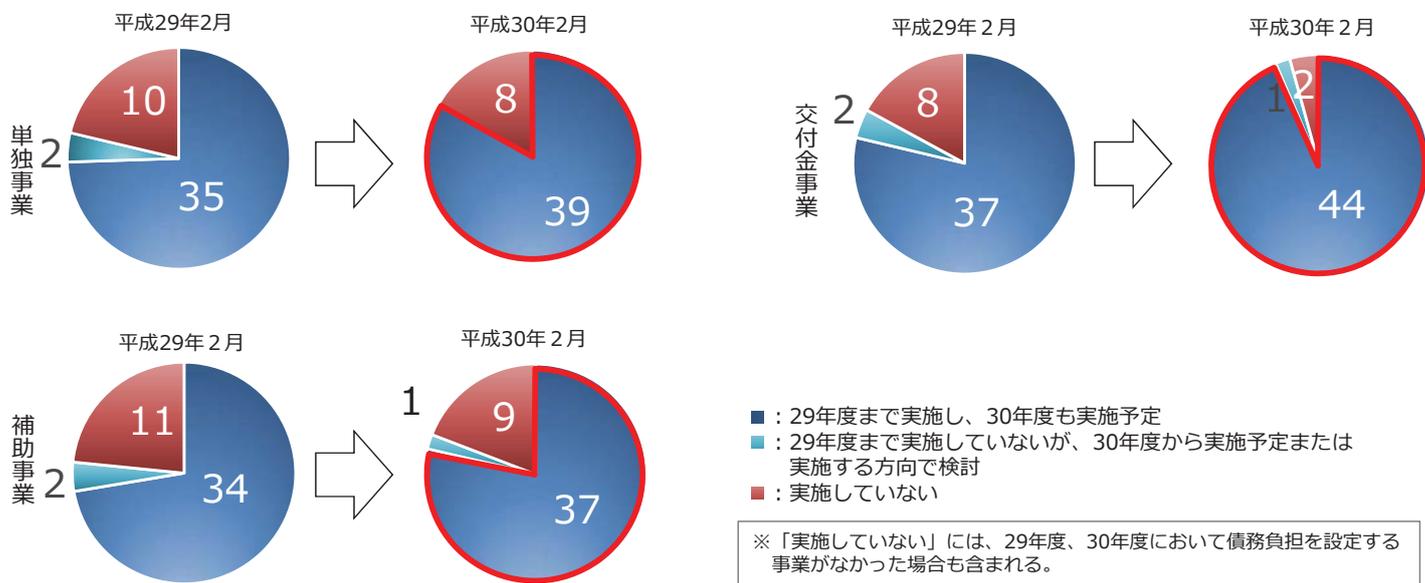
- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

4

3. 都道府県における取組状況①

【債務負担行為の活用状況】

平準化の観点を踏まえた債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では39団体、補助事業では37団体、交付金事業では44団体となっており、昨年2月時点と比較すると、全ての事業で債務負担行為を活用する団体が増加している。

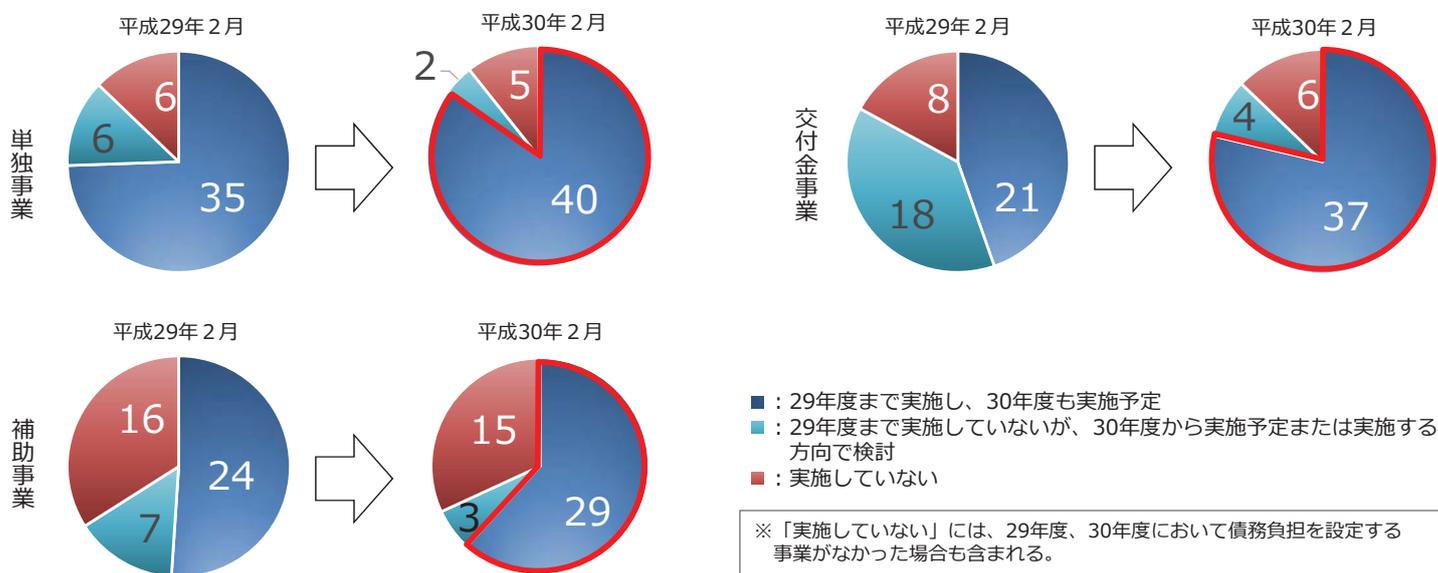


施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査 (H30.2)より 5

3. 都道府県における取組状況②

【ゼロ債務負担行為の活用状況】

平準化の観点を踏まえたゼロ債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では40団体、補助事業では29団体、交付金事業では37団体となっており、昨年2月時点と比較すると全ての事業で増加している。特に交付金事業では、大幅に増加している状況。



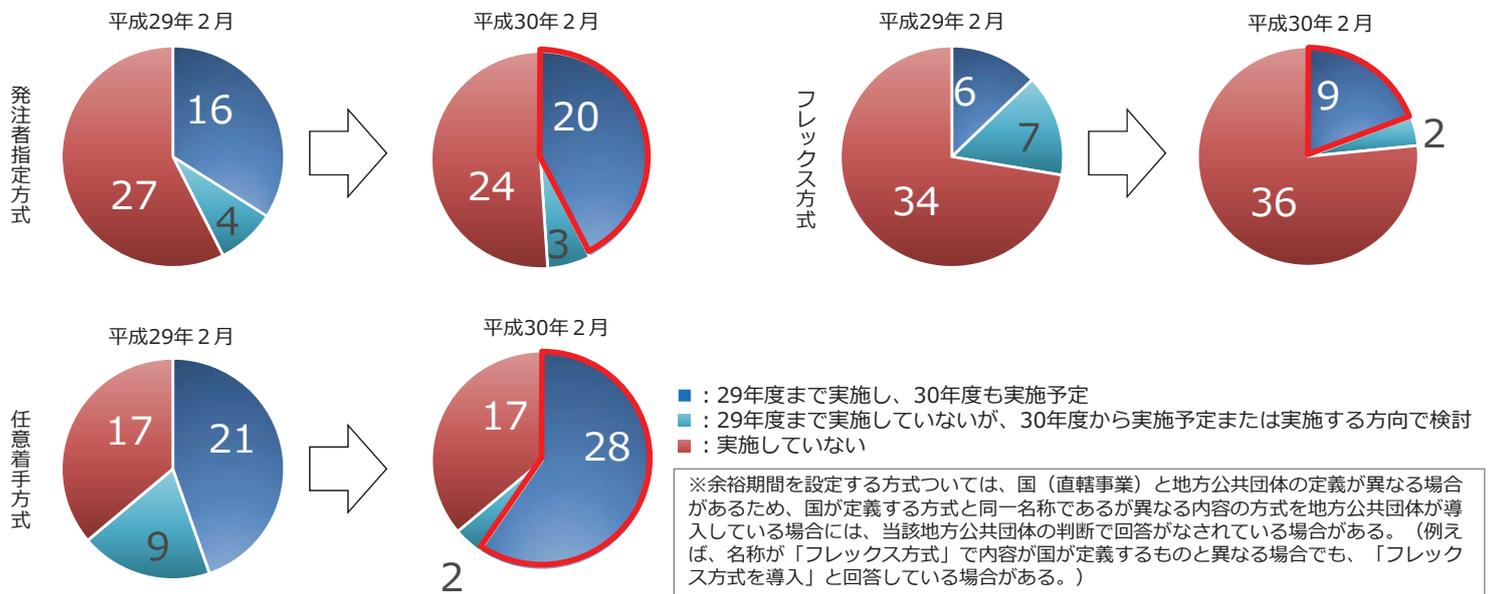
施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査 (H30.2)より 6

3. 都道府県における取組状況③

【柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）】

余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、発注者指定方式では20団体、任意着手方式では28団体、フレックス方式は9団体となっており、昨年2月時点と比較するとそれぞれ増加している。

なお、いずれかの余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、昨年2月時点では30団体であったが、今年2月時点では37団体となっている。



施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査（H30.2）より 7

3. 都道府県における取組状況④

【速やかな繰越手続】

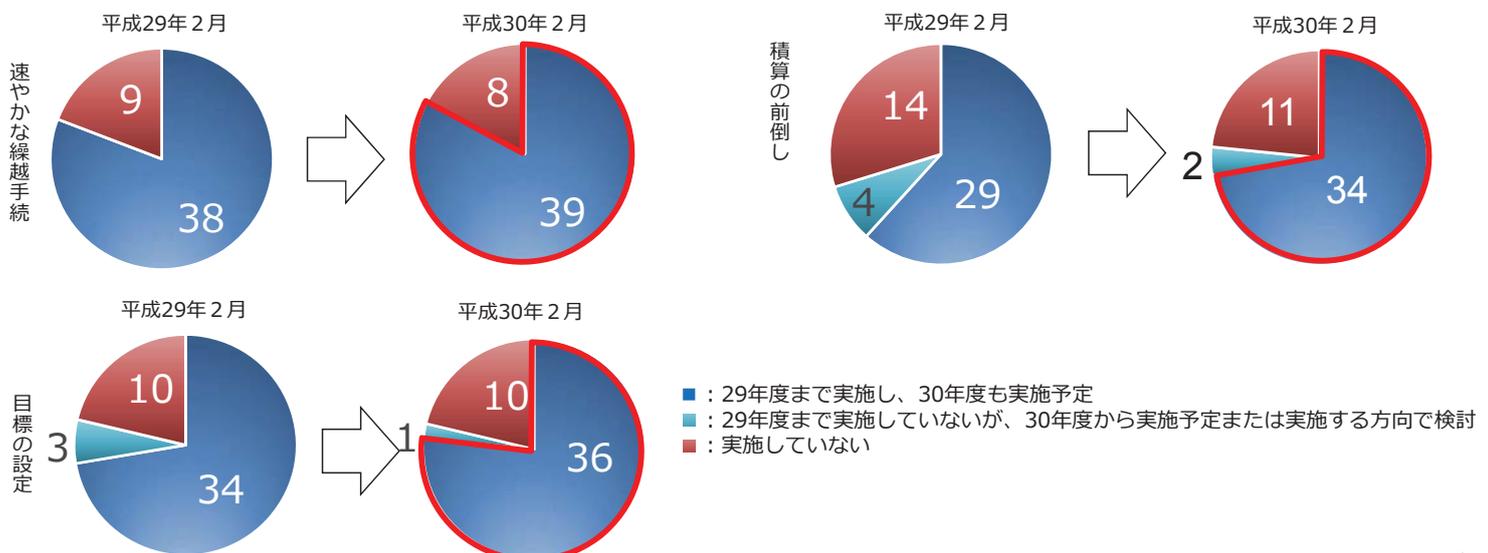
繰越制度の活用にあたり、これまで年度末直近の議会で行っていた手続きを、それ以前の議会で行っている都道府県は39団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。早ければ、6月に手続きを行っている団体もある。

【積算の前倒し】

年度当初に速やかに発注手続きを開始するため、前年度のうちに設計・積算を完成させる取組を実施している都道府県は34団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。

【早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）】

年度当初から予算執行のための執行率や契約率の目標を設定している都道府県は36団体ある。



施工時期等の平準化に向けた取組状況に関する都道府県アンケート調査（H30.2）より 8

4. 都道府県における取組事例③【債務負担行為の活用】

和歌山県

平成29年度において、平成30年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約173億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約90億円を計上。

また、平成30年度において、平成31年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約226億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約74億円を計上。

島根県

人材不足が顕著な建設業における安定的な雇用の確保のため、平成29年度11月補正予算において債務負担行為を設定し、平成30年度発注工事を一部前倒して年間工事量の平準化を図る。

（設定額：35.1億円）

岡山県

平成29年度11月補正予算において、年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、昨年度から実施してきた県単独事業へのゼロ県債の設定に加え、新たに社会資本整備総合交付金事業にもゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】 13億4千万円
【県単独事業】 12億8百万円

香川県

平成28年度から、県単独事業に加え、翌年度に社会資本整備総合交付金事業として執行を見込む工事の一部について、早期着工による端境期における工事量の確保、施工可能時期を踏まえた適切な工期設定などを目的に、ゼロ債務負担行為を設定。

<平成29年度ゼロ債務負担行為設定額>

【社会資本整備総合交付金事業】 9億58百万円
【県単独事業】 8億28百万円

高知県

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、繰越制度の柔軟な活用と併せて、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

H29	229箇所、181.4億円
	うち、県単独事業費6.4億円【債務負担】
H28	467箇所、288.02億円
	うち、県単独事業費1.02億円【債務負担】

福岡県

平成29年12月補正予算において、翌年度事業の早期発注と年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業と県単独事業にゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金】 22億12百万円
【県単独事業】 54億12百万円

11

4. 都道府県における取組事例④【債務負担行為の活用】

佐賀県

平成29年度11月補正予算において、翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、雨期前における浸水対策、防災対策、安全対策などの事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化や端境期における中小建設業者の受注機会の確保につながるため、建設工事早期着手対策（ゼロ県債）として、道路整備交付金事業、河川整備交付金事業等の請負契約に係る債務負担行為を設定（設定額：18億75百万円）

宮崎県

翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、出水期前に行う浸水対策、安全対策等の事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化を図るため、平成28年度より県単独事業に加え社会資本整備交付金等にも新たにゼロ県債を設定。平成29年度11月補正予算においては、さらに平準化を進めるためゼロ県債を増額設定。

【交付金】 19億33百万円（H28：10億円）
【県単独事業】 15億45百万円（H28：14億66百万円）

長崎県

平成29年度11月補正予算において、端境期（4月、5月）における発注工事量の減少に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施するため、単独事業及び交付金事業にゼロ債務負担行為を設定。

【交付金事業】

道路橋梁街路事業（21億47百万円）、港湾事業（6億50百万円）、河川砂防事業（5億7百万円）

【県単独事業】

道路橋梁街路事業（13億74百万円）、港湾事業（80百万円）、河川砂防事業（2億50百万円）

鹿児島県

平成29年度12月補正予算において、公共事業及び県単公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為（ゼロ県債）を設定。平成28年度からは交付金事業にも拡大。

（設定額：33億65百万円）



熊本県

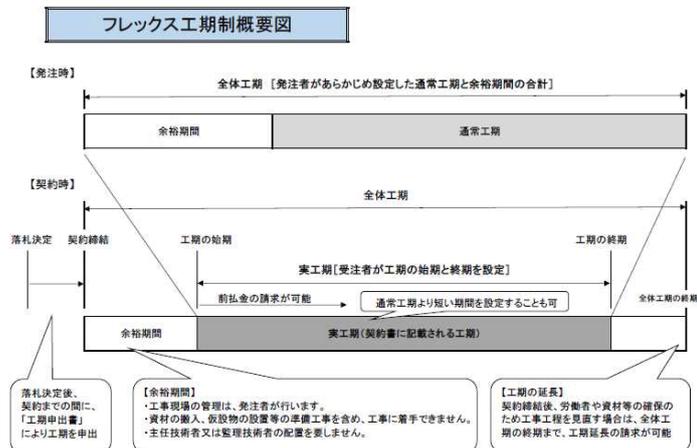
平成29年11月補正予算において、早期発注による年度前半の事業量確保を図り、県内景気の下支えに資するため、平成30年度の実施事業のうち早期実施が必要なものについて、ゼロ債務負担行為を設定。（道路新設改良費、治水堤防費、河川改良費、港湾建設費など）（設定額：12億85百万円）

12

北海道

フレックス工期制実施要領の制定

建設管理部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期・終期を決定できるフレックス工期制を導入し、平成29年1月4日以後に公告等を行う工事から適用。



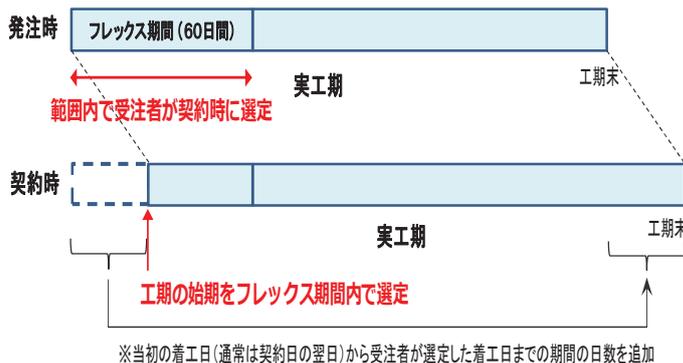
(北海道HPより)

和歌山県

フレックス工期制度

- ・入札公告に示した落札予定日から60日以内で任意に着工日を選択
- ・書面による技術提案提出日から着工日の前日までの期間は主任技術者の配置不要
- ・着工日から工期終了日までの期間は標準工期を確保
※対象：受注者が一定の期間内で着工日を選択することが有益と認められる工事（入札公告で明示）

和歌山県のフレックス工期による契約方式（イメージ図）



※当初の着工日（通常は契約日の翌日）から受注者が選定した着工日までの期間の日数を追加

⇒ **実工期は変わらない**

千葉県

フレックス工期契約制度の適用拡大

これまで、「建築工事・建築設備工事」の発注において、『フレックス工期契約制度』を平成26年11月より導入していたが、平成29年1月1日より、県が発注する全ての建設工事に適用できるとし、受注者が工事着手時期を柔軟に設定することにより、技術者を計画的に設置できるよう、対象工事を拡大。

本制度を適用する工事では、施工中の工事の完成時期や技術者を有効に活用するための配置などを勘案しながら、入札に参加することが可能となる。

新潟県

「施工時期選択可能工事制度」の拡充へ向けたモデル工事の実施

施工時期の平準化に向け、建設企業が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用ができるよう、施工時期選択可能工事制度の拡充へ向けたモデル工事を実施。

【対象工事】

平成30年1～3月に発注する予定価格250万円超3,000万円以下で債務負担行為を設定した工事を対象（随意契約は除く。）。

山形県

余裕期間制度の試行

平成28年の状況

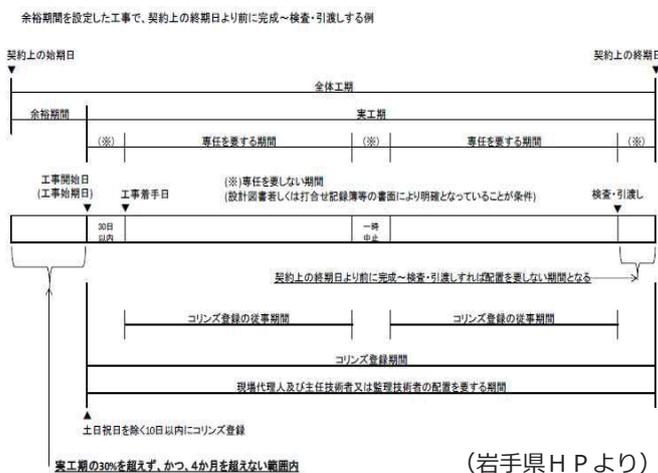
受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事の請負契約において、発注者が示した工事着手期限までの間に、受注者が工事の始期を選択できる契約方式を平成28年11月1日から試行。

岩手県

余裕期間の設定

県土整備部が所管する県営建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、実工期の30%を超えず、かつ4ヶ月（120日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる制度を平成29年2月より導入。

余裕期間を設定した工事のイメージ



(岩手県HPより)

平成29年の状況

平成29年度末までに26工事で実施。試行を行った発注工事の受注者にアンケート調査を実施したところ、**全回答者から余裕期間制度を望む回答が得られた**ため、試行を継続。

4. 都道府県における取組事例⑦【柔軟な工期の設定】

静岡県

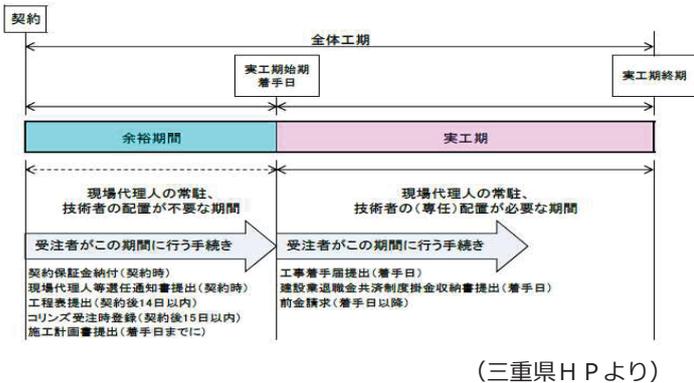
工事着手日選択型工事試行要領の策定

業務の平準化をさらに進めるため、新たに受注者が自由に着手日を選択することを可能とした工事着手日選択型工事試行要領を策定（平成28年4月1日施行）。受注者が、工事着手日選択可能期間内（90日以内）で工事着手日を選択し契約締結することが可能。平成29年度からゼロ債務負担行為予算による工事を対象に追加。（試行件数は各発注機関1件以上。）

三重県

建設工事における余裕期間制度の試行導入

早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、平成28年9月1日以降に入札公告を行う県発注の建設工事において試行導入。

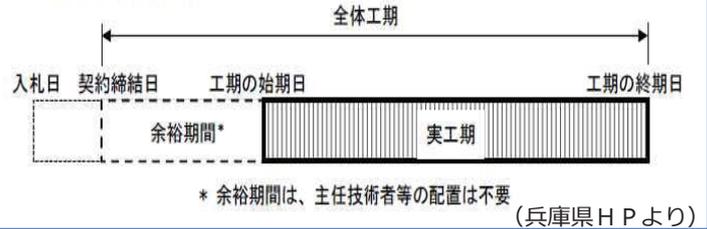


兵庫県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（最大60日）を設定した工事を試行。
 [実施時期] 平成28年4月入札公告分から実施。

<参考> 余裕期間制度を活用した工事



島根県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、島根県土木部が発注する公共工事の一部を対象に、工事開始前に余裕期間（60日）を設定した工事の試行。

岡山県

余裕期間設定工事の試行導入

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成29年4月以降に発注する工事から余裕期間設定工事を試行。余裕期間設定工事では、受注者は、工事期間の30%かつ60日以内で発注者が設定した余裕期間内に、任意に工事開始日を選定することが可能。

4. 都道府県における取組事例⑧【柔軟な工期の設定】

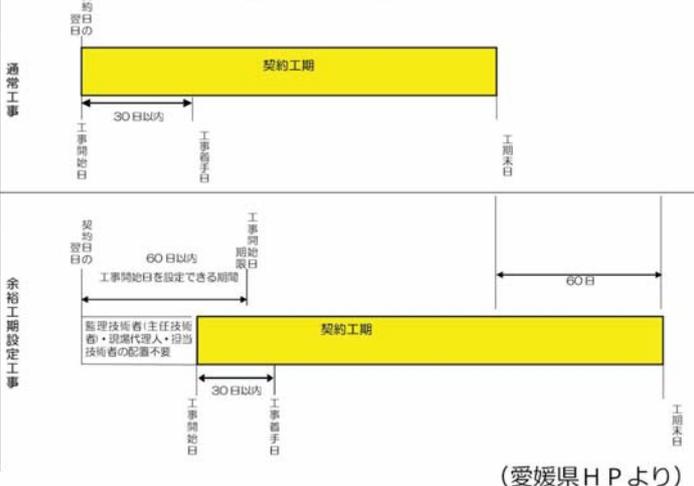
愛媛県

余裕工期設定工事の実施

改正品確法に基づく運用指針の趣旨を踏まえ、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、土木部発注工事において、工期に余裕期間を設定した工事を平成28年2月1日より試行。

平成29年度からは、全部局において全ての工事に原則適用することとして本格実施している。

余裕工期設定工事について（イメージ）



高知県

余裕期間の設定

円滑な施工体制の整備の観点から、年度後半（10月以降）に公告又は指名通知を行う工事で、技術者不足等により入札の不調・不落の発生が懸念される等、発注機関において必要と認められるもので、発注者が指定したものを対象とする、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定し、当該余裕期間については、技術者の配置を不要とした工事を実施。

<発注者指定方式>



<任意選択方式>



(高知県HPより)

4. 都道府県における取組事例⑨【速やかな繰越手続】

栃木県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費（185億67百万円（土木費関係））を設定し、9月通常議会に提出。

群馬県

平成29年度9月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修事業や街路事業等に繰越明許費（11億13百万円（県土整備費関係））を設定し、9月定例議会に提出。

埼玉県

平成29年度12月補正予算において、年度内の完了が困難なことが明らかになった工事について適正工期を確保するため、道路事業及び河川砂防事業（計18事業）で繰越明許費55億47百万円（県土整備部関係）を設定し、12月議会に提出。

千葉県

平成29年度12月補正予算において、道路事業、河川事業、港湾事業、災害復旧事業等で繰越明許費137億76百万円（県土整備部関係）を設定し、12月定例県議会において提出。

石川県

平成29年度12月補正予算において、公共工事の通年施工対策の観点から、ゼロ県債（11億円）や繰越明許費（32億28百万円（土木費関係））を早期に設定し、12月定例議会に提出。

福井県

平成29年度12月補正予算において、用地交渉などにより工期が遅れている公共工事について、翌年度にわたり工事契約が可能となるよう繰越明許費（28億51百万円（土木部関係））を設定し、12月議会に提出。

岡山県

平成29年度9月補正予算において、道路整備事業等の繰越明許費（14億95百万円（土木部関係））を設定。また、平成29年度11月補正予算においても、地方道路整備事業等の繰越明許費（30億11百万円（土木部関係））を設定。

宮崎県

平成29年度9月補正予算及び11月補正予算において、公共道路新設改良事業、公共河川事業等の計17事業について繰越明許費（72億48百万円）を計上。

沖縄県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業や街路事業等について繰越明許費（82億71百万円）を設定し、9月定例議会に提出。また、平成29年度11月補正予算においても、公園事業や港湾改修事業等の繰越明許費（60億76百万円）を設定し、11月定例議会に提出。

17

5. 市区町村における取組状況①

【政令指定都市の取組状況】

○すべての政令指定都市で、平準化を踏まえた何らかの取組を実施している。個別の取組状況をみると、債務負担行為を活用している政令指定都市が、平成29年には17団体まで増加している。

（凡例：■実施済み ■未実施）

(n=20) 【債務負担行為の活用状況】



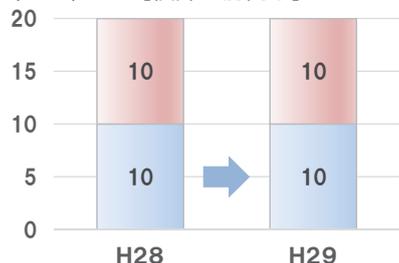
(n=20) 【柔軟な工期設定】



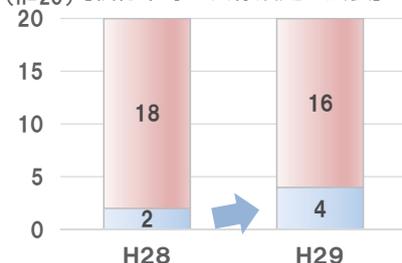
(n=20) 【速やかな繰越手続】



(n=20) 【積算の前倒し】



(n=20) 【執行率等の目標設定・公表】



(n=20) 【発注見通しの統合公表】



5. 市区町村における取組状況②

【市区町村の取組状況】

○「さしすせそ」すべての分野で、H28調査時点と比較すると、H29において取り組まれている自治体数が増加した。

○個別の取組状況では、積算の前倒しが432団体と最も取り組まれており、債務負担行為の活用が384団体と次いで多く取り組まれている。

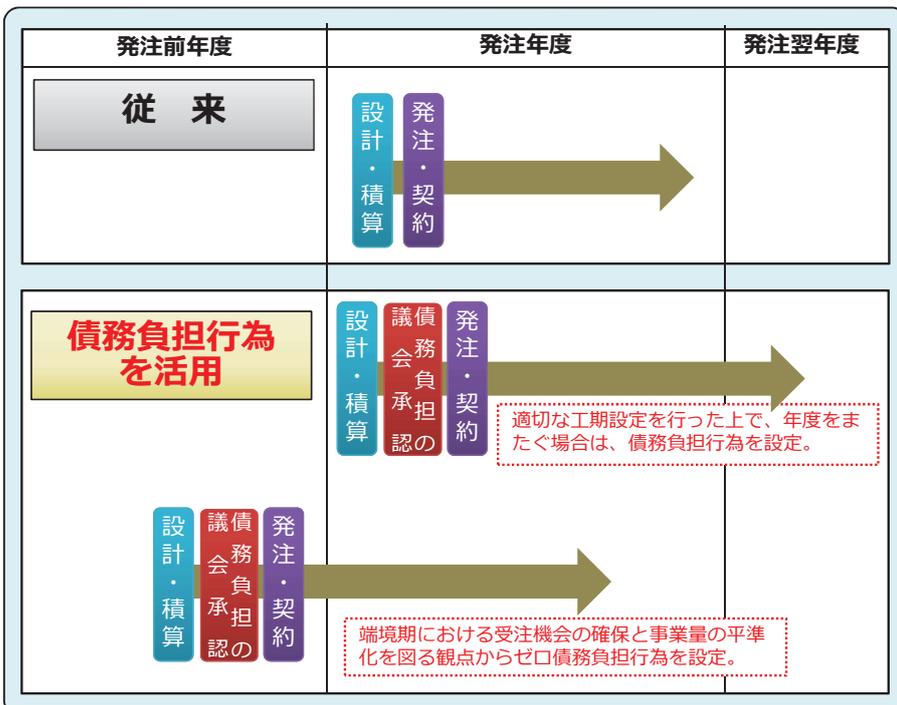


(凡例：■実施済み ■未実施)

平成29年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成29年3月31日時点）より 19

6. 市区町村における取組事例①【債務負担行為の活用】

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、債務負担行為の適切な活用を推進している。活用する分野等に工夫を凝らし、独自に活用方法を見出している市区町村も見受けられる。



市区町村の工夫

- ▶ 初年度に前払金が活用できない旨を公告に記載・周知するほか、各年度の出来高予定額及び支払限度額に初年度0円との旨、公告・契約書にあらかじめ記載している（青森県八戸市）
- ▶ 地域の要望・陳情に柔軟に早急に対応するため、市内道路緊急補修事業に債務負担行為を設定している（群馬県太田市）
- ▶ 新年度にならないと前払金が活用できないため、保証会社の制度を紹介している（長野県長野市）
- ▶ 計画的に工事路線を選定することで、債務負担行為を有効的に活用している（東京都豊島区）
- ▶ 契約担当、起工担当及び財政当局で調整し、債務負担行為を活用している。（東京都世田谷区）

6. 市区町村における取組事例②【債務負担行為の活用】

平準化の観点を踏まえて債務負担行為（ゼロ債務を含む）を活用している政令指定都市は17団体、市区町村は384団体あり、中には交付金事業において債務負担行為を活用する団体もある。

北海道釧路市

建設業者等の経営環境の健全化や労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などを図ることを目的にゼロ市債を設定し、事業を実施（平成28年度：26事業 2億95百万円、平成29年度：23事業 2億59百万円）。平成30年度においても、引き続きゼロ市債を設定。

北海道帯広市

平成25年度以降、上下水道工事や舗装新設工事、特殊舗装道路改良工事等を中心に、ゼロ市債を活用した早期発注を実施している。（毎年度：約3億円～6億円程度(10件程度)）

青森県弘前市

建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用した発注時期の平準化の取組を実施。
【債務負担行為（土木費関係）】（平成29年度：70百万円）

❖ ゼロ市債による工事発注時期の平準化への取組について

弘前市では、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用し、公共工事の発注時期の平準化に取り組んでいます。

1. ゼロ市債とは

市の会計は「単年度会計」であり、原則、一度ごとに歳入と歳出を決定しています。しかし、新年度予算が成立してから契約手続きをしても、年度当初から工事に着工することは難しいため、「ゼロ市債」では、「単年度会計」の例外である債務負担行為を設定することにより、前年度中に契約締結、工事着工が可能となります。
債務負担を設定する年度には支出がゼロであり、前払金等の支出は翌年度4月1日以降になることから「ゼロ市債」と言われています。

2. 発注方法

（青森県弘前市HPより）

福島県会津若松市

平成29年度12月補正予算において、早期発注による公共工事の発注時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業（1事業）及び市単独事業（5事業）について債務負担行為（2億28百万円）を設定。

群馬県前橋市

平成29年度11月補正予算において、公共工事における発注の年度間平準化と来年度早期着工のため、道水路補修改良工事や土地区画整理工事等において、平成30年度を期間とするゼロ市債（3億14百万円（土木費関係））を設定。

21

6. 市区町村における取組事例③【債務負担行為の活用】

群馬県富岡市

新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の閑散期といわれる4月から6月期に施工することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了・代金の早期支払いによる景気浮揚をねらいとして実施。（19事業 合計額1億30百万円）

新潟県柏崎市

公共工事の早期発注と施工時期の平準化のため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用。新年度予算で行う市単独費の工事に、市議会の2月定例会議で債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度当初の施工を可能にするもの。
（平成29年2月債務負担行為：工事12件、金額97百万円）

ゼロ市債の活用による早期工事発注のお知らせ

市は、公共工事の早期完成を図るため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

対象となる工事は、道路の区画線工事や漁港しゅんせつ工事など、早期に施工する必要がある工事や施工時期の限られている工事で、市単独費で行う工事です。（新潟県柏崎市HPより）

東京都国分寺市

公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を実施。

ゼロ債務の活用による工事発注時期の平準化について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行います。概要は以下のとおりです。

ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行います。概要は以下のとおりです。

ゼロ債務の活用による工事の早期発注についての概要 (PDF 63.0KB)

（東京都国分寺市HPより）

静岡県浜松市

平成29年度9月、11月、2月補正予算において、早期発注や関係機関協議等による施工期間の制約への対応により平成30年度当初から工事に着手する事業に対し、積極的に「ゼロ市債」を活用。
平成30年度については、橋梁点検及び橋梁修繕、舗装修繕等の維持修繕に要する事業（25件、金額6億47百万円）で債務負担行為を設定。

22

6. 市区町村における取組事例④【柔軟な工期の設定】

工事の性格等を踏まえ、受注者における建設労働者や建設資材などの確保のため、柔軟な工期を適切に設定することとしている。工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、受注者がより効率的かつ円滑な施工を確保できるように配慮している市区町村も見受けられる。

国土交通省における余裕期間制度

発注者指定方式

- ▶ 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



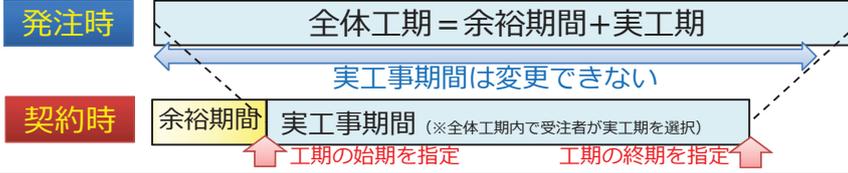
任意着手方式

- ▶ 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



フレックス方式

- ▶ 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

市区町村の工夫

- ▶ 年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、**3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定**（福島県いわき市）
- ▶ 受注者の円滑な工事施工に資するため、受注者が建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、建設工事に係る一般競争入札において、発注者が工事着手日を指定し、実工期の**30%かつ4か月を超えない範囲で契約締結日から工事着手日の前日までを余裕期間として設定する余裕期間制度を導入**（岐阜県岐阜市）
- ▶ 第4四半期に契約する工事について、**3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設けている**（熊本県天草市）

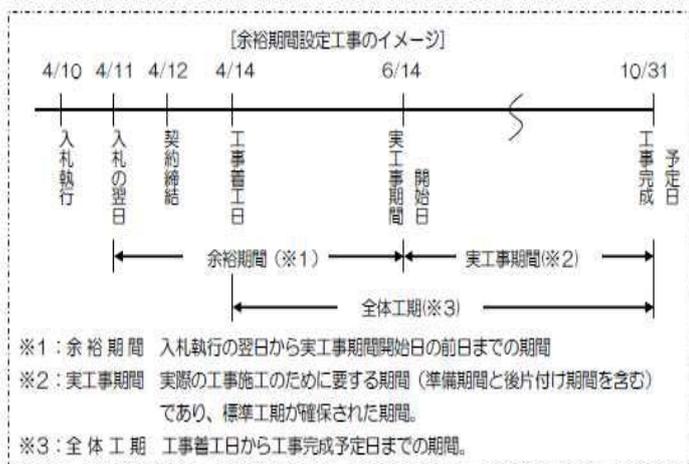
6. 市区町村における取組事例⑤【柔軟な工期の設定】

計画的な発注による工事の平準化や受注者の円滑な工事施工体制の整備等の観点から、余裕期間を設定する工事を導入または試行する政令都市・市区町村は、278団体ある。

福島県いわき市

余裕期間の設定

年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定。



- ※1: 余裕期間 入札執行の翌日から実工期間開始日の前日までの期間
- ※2: 実工期間 実際の工事施工のために要する期間(準備期間と後片付け期間を含む)であり、標準工期が確保された期間。
- ※3: 全体工期 工事着手日から工事完成予定日までの期間。

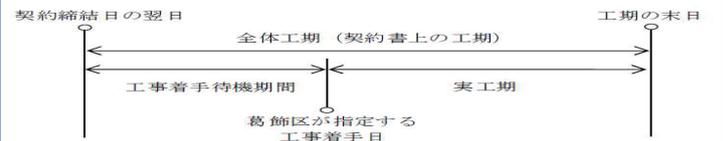
(福島県いわき市HPより)

東京都葛飾区

葛飾区が発注する工事において、より円滑な工事の実施を促進するため、早期契約方式およびフレックス工期契約方式を実施。

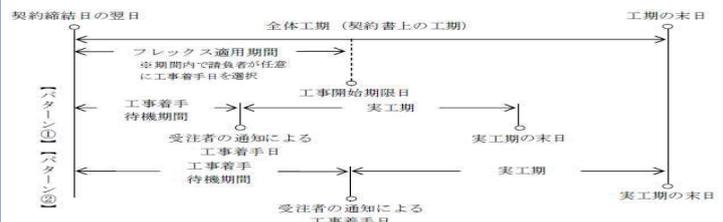
①早期契約方式

契約締結日の翌日から葛飾区が指定する工事着手日の前日までの期間を工事着手待機期間として設定した上で、早期に工事発注。



②フレックス工期契約方式

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事について、契約締結日から一定の期間内に受注者が工事着手日を任意に決定できる「フレックス適用期間」を設定。



(東京都葛飾区HPより)

6. 市区町村における取組事例⑥【柔軟な工期の設定】

宮城県仙台市

計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的として、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者が予め指定する方式を導入。

新潟県長岡市

受注者が施工時期を選択することにより、その受注する工事の平準化及び労働環境条件の整備を進め、安全かつ効率的な施工を確保するため、最終完成期限までの範囲内で施工時期を選択することが可能な「施工時期選択可能工事」を実施。

静岡県浜松市

施工時期等の平準化をより一層推進するため、建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる着手日選択型工事を、平成28年8月1日より試行。（単年度工事のみならず、債務負担工事も対象）

広島県広島市

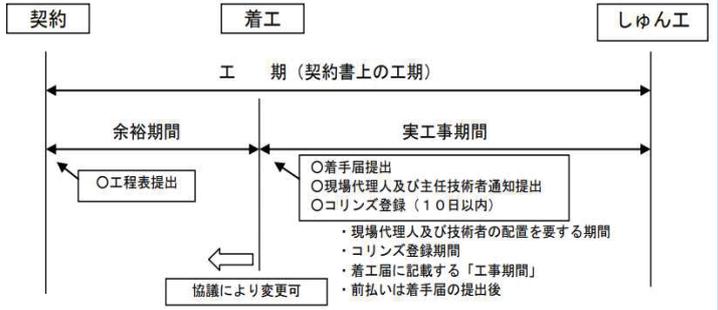
建築・設備工事の円滑な施工を確保するため、一部の建築・設備工事において、工期に余裕期間を設定した工事を試行。余裕期間は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うために、実際の工事期間前に3ヶ月を超えない範囲で設定。

福岡県古賀市

早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象に、受注者が一定の期間の範囲内で工事着手日を選択できる契約方式（フレックス工期契約制度）を導入。

熊本県天草市

余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し3ヶ月を超えない範囲で設定。余裕期間内に建設資材の調達や労働力が確保できた場合、施工担当課との協議により工事着手可。

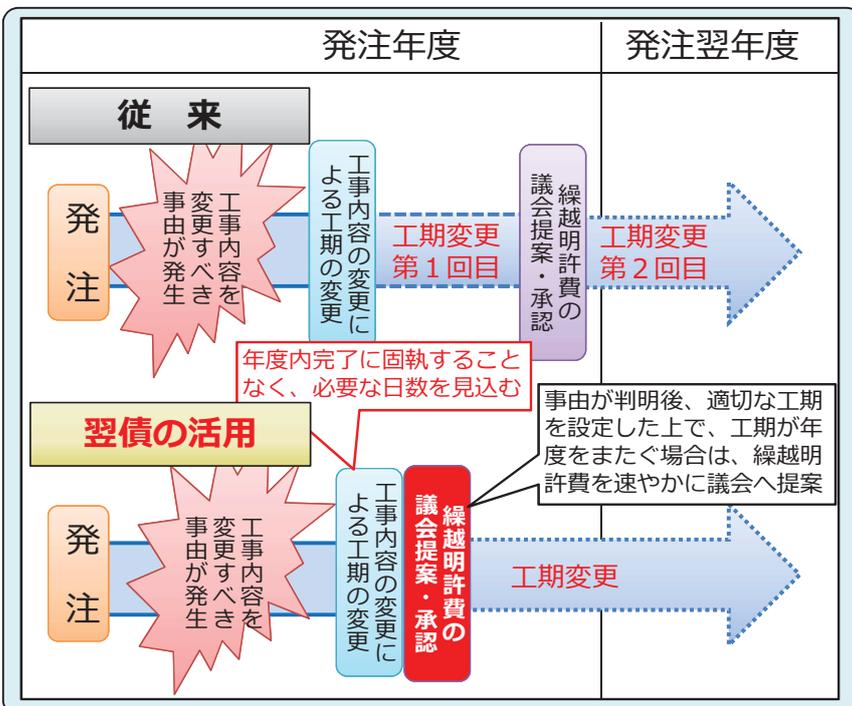


熊本県熊本市

受注者の円滑な施工体制整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとしている。余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定することとし、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のいずれかの方式において設定する。

6. 市区町村における取組事例⑦【速やかな繰越手続】

工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用することとしている。市区町村においても、年度末間際での繰越手続や、年度内の工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めに議会（例えば12月議会等）に上程するなど、早期の繰越制度を活用している団体が複数存在している。



市区町村の工夫

- 工事又は業務を実施する中でやむを得ない理由により契約内容等の見直しが生じ、その結果、**年度内に支出が終わらない場合は、その段階で繰越手続を開始**(岩手県釜石市)
- 工期を勘案し、年度内に工事の完了が見込めないことが明らかな事業は、年度末を待たずに繰越手続を実施。**平成29年度は、12月議会で一部対応**(栃木県さくら市)
- 単年度工事完了に努めているが、発注後の現場状況を考慮し早々の**12月議会で繰越明許を活用し対応**している(奈良県生駒市)
- 工期を勘案し、年度末までに繰越が必要と判断される事業はあらかじめ**前年12月の段階で議会手続きを経る**ことにより、適切に工期を設定することができた(沖縄県浦添市)

6. 市区町村における取組事例⑧【速やかな繰越手続】

工事等を実施する中で、やむを得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた段階で速やかに繰越手続を開始する政令指定都市・市区町村は、275団体ある。

北海道室蘭市

平成29年度12月補正予算において、市営住宅改修費や団地建替事業費に繰越明許費（3億27百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

京都府舞鶴市

平成29年度12月補正予算において、道路新設改良事業費について、繰越明許費（66百万円）（土木費関係）を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

山形県南陽市

発注後の現場の状況や、降雪の状況を考慮し、年度内に完了しないことが見込まれた場合、その段階で繰越手続を開始。平成29年度12月補正予算において、公園整備工事に繰越明許費（29百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（12月）に提出。

広島県三次市

当初工期の最終を2月末日とし、標準工期がとれないものや発注済みで3月末日に完了できないものについては6月、9月又は12月議会で繰越の承認を受けるように工事担当課へ指示している。
平成29年度においては、9月補正予算において、小路美化事業等について、繰越明許費（50百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（9月）に提出。また、12月補正予算において、市道・橋梁改良事業について、繰越明許費（3億15百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

埼玉県春日部市

平成29年度12月補正予算において、橋梁長寿命化修繕事業について、繰越明許費（3億18百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

熊本県天草市

平成29年度12月補正予算において、市道改良事業等について、繰越明許費（4億14百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

東京都八王子市

平成29年度11月補正予算において、台風第21号により被災した施設等の復旧事業費を計上すると共に繰越明許費（7億48百万円（土木費関係等））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

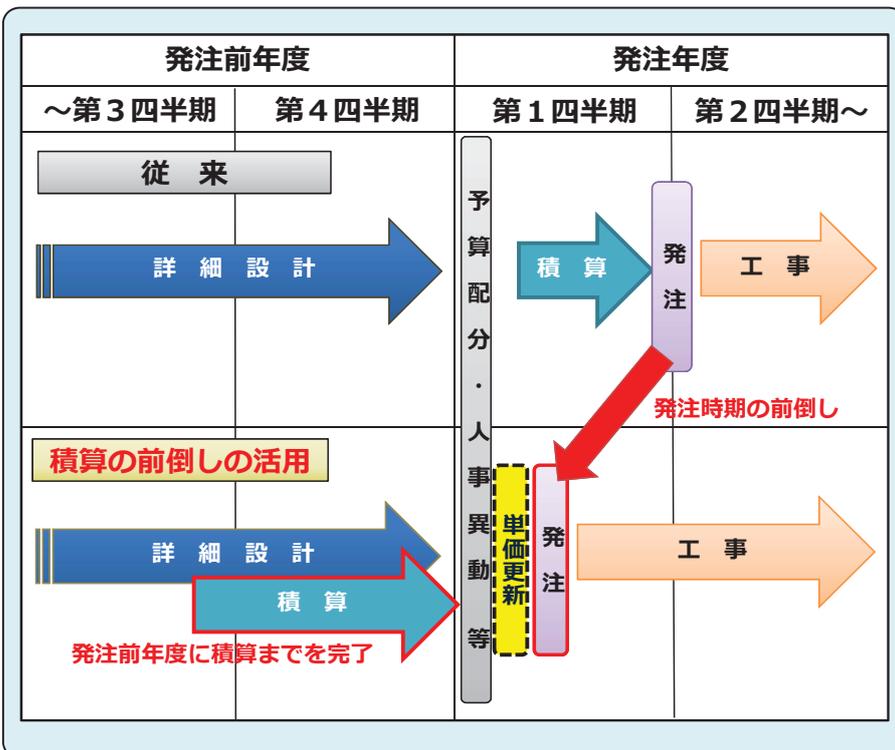
鹿児島県出水市

平成29年度12月補正予算において、一般道路整備事業等について、繰越明許費（1億50百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

27

6. 市区町村における取組事例⑨【積算の前倒し】

予算配分後、速やかに工事の発注手続を開始できるよう、発注前年度のうちに積算までを完了する「積算の前倒し」を活用し、新年度に速やかに発注を行えるような工夫を実施している市区町村が多数見受けられる。



市区町村の工夫

- ▶ 前年度までに一定程度の積算を完了させ、最新単価の入力で完成できるように下準備を行っている（茨城県東海村）
- ▶ 設計業務を早期発注（年内工期100%）することで、工事発注の積算、契約図書の作成時間を確保している（東京都府中市）
- ▶ 発注前年度のうちに設計・積算を完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を実施（京都府宇治市）
- ▶ 積算から入札までの時間が短縮され、年度当初の早期発注に繋がっている（福岡県柳川市）
- ▶ 工事担当者（職員）を対象とした実務担当者会議を毎年開催し、早期発注の意識共有を図っている（福岡県小郡市）

28

早期執行のために計画的に目標を設定し、受注者に対して情報を公開している市区町村が多くみられる。年末から年度末にかけて工期末が集中することが無いように事業量に留意している団体も見受けられる。

具体的な市町村取組例（発注見通しを公表している市の例）

安曇野市 AZUMINO CITY 平成30年度建設工事発注予定（4月6日更新）

4月の時点で半年先の発注見通しまで公表することで発注者に対して呼びかけを行うことにより、工事の平準化に資する

番号	発注区分	工事名	概要	業種	工事種別	入札予定月	方法
1	都市計画課	平成30年度 東宝ふれあい公園 ローラー滑り台補修工事	ローラー滑り台補修 一式	土木一式工事	6	10	競争入札
2	都市計画課	平成30年度 豊利南郷総合公園マレットゴルフ場増設工事	マレットゴルフ場増設 9ホール コース整備 一式	土木一式工事	6	10	競争入札
3	農政課	平成30年度 コーヒー農家の経営改善工事	内装改修 2棟	建築一式工事	3	10	競争入札
4	総合計画課	平成30年度 安曇野市駅前各体育館建設工事	建築面積 約5500㎡ 延べ面積 約7300㎡	建築一式工事	26	10	総合評価

【運用上の工夫】上半期・下半期の年2回 → **四半期ごとの年4回更新の運用**

【掲載URL】<http://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/1100/26380.html>

帯広市 Obihiro City 建設工事発注予定情報

平成30年度 帯広市建設工事等 発注見通し（平成30年4月1日現在）

年度	業種	工事名	工事場所	工事種別	取付方法	施工期	工事概要	発注時期	発注方法
2018年度	道路	中央大通り内線改良工事	中央大通り	1.0km 0.8 0.8	一般競争入札	18年4月～18年10月	道路改良工事	18年4月	競争入札
2019年度	道路	平成30年度大田原町線改良工事（第1期）	大田原町線	0.5km 0.5 0.5	一般競争入札	19年4月～19年10月	道路改良工事	19年4月	競争入札

工事によっては12月に開始する事業まで掲載。

【運用上の工夫】発注見通しに特記事項欄を設け、**国の交付金の内示状況により取り止め等が見込まれる場合は、特記事項にその旨を記載**している。

【掲載URL】<http://www.city.obihoro.hokkaido.jp/soumubu/keiyakukanzaika/b060401kensetsu.html>

三条市 SANJO CITY 平成30年度公共工事発注見通し

平成30年度 三条市公共工事発注見通し一覧表

No.	発注区分	工事名	工事場所	工事種別	工期	入札契約方式	業種	入札予定時期
1	新潟県三条市	建設課 市道并東149号線道路改良工事	市道地内	約90m	約3か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期
2	新潟県三条市	建設課 市道并久幸13号線道路改良工事	市道地内	約70m	約3か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期

【運用上の工夫】発注見通しの公表回数を増やすため、**様式を改善し、担当課の負担を軽減**した

【掲載URL】<http://www.city.sanjo.niigata.jp/category00001170.html>

市区町村の工夫

- 設計金額が**250万円以上の工事について、年2回（4月、10月）発注見通しの公表**を行っている。（北海道音更町）
- 予算編成時より平準化会議を行い、**年間の発注見通しを公表**するほか、発注予定時期を過ぎても入札契約依頼がない場合、**随時ヒアリングで状況を確認**している（北海道帯広市）
- 各事業担当課の年間工事発注見通しを**集約して、市のホームページに公開**している。**併せて、事業担当課へ早期発注を働きかけ**ている。（岩手県宮古市）
- 各部署で年度当初の発注目標を設定し、**工事担当職員の意識を高め**、早期発注に努めている。（奈良県生駒市）
- **地方整備局がとりまとめる発注一元化に参画**し、計画的な執行を進めている。（福岡県小郡市）

月別の工事量の格差改善に向けた取組（横浜市）

横浜市は、道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などにおいて、債務負担行為を設定し、月毎の工事量の格差を改善する取組を実施している。

OPEN YOKOHAMA

横浜市における発注・施工時期の平準化に向けた取組

1 現状

- 従前から早期発注などに取り組んでいる。
- **多くの工事が単年度工期のため、年間の工事量の格差が生じている。**

2 取組の方向性

- ① 早期発注
- ② 発注時期の分散
- ③ **年度を跨ぐ工事発注**

3 取組内容

当初予算で道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などで**債務負担設定し、年度を跨ぐ工事を発注**

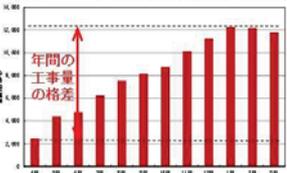
※債務負担設定することにより、年度を通じて計画的に工期の分散が図れる。

4 取組の効果

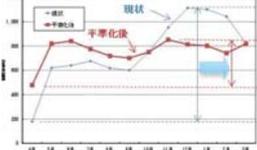
道路修繕工事で、工期の分散と債務設定による効果を試算

月毎の工事量格差を改善

月別の工事量集計 平成26年度本市発注工事（3億未満）



平準化効果のイメージ (平成26年度道路修繕事業の月別の工事量集計を基に試算)



※出典：横浜市HP

発注情報一元化の例（埼玉県、大分県）

都道府県によっては、市区町村の発注情報を収集し、一元化することで、受注者に分かりやすく紹介している取組も見受けられる。

埼玉県 公共工事発注見通し 発注情報一覧

検索を実行するには、検索条件を指定して検索ボタンをクリックします。
検索条件をリセットするには、クリアボタンをクリックします。

調達区分	建設工事	「調達区分」を変えると「業種/業務」及び「格付」が...
調達機関名	指定しない	「調達機関名」を変えると「部署名」及び「課所名」が...
部署名	指定しない	「部署名」を変えると「課所名」がクリアされます。
課所名	指定しない	
入札方式	指定しない	
業種/業務	指定しない	「業種/業務」を「指定しない」に変えると「格付」がクリア...
格付	指定しない	「格付」を指定するには、「調達区分」と「業種/業務」を指定...
調達案件名称		
案件番号	含む	案件場所
公開日	検索範囲	2018年4月12日から2018年4月19日まで
表示件数	10	件ごと

指定しない
埼玉県
さいたま市
川越市
熊谷市
川口市
行田市
秩父市
新沢市
飯能市
加須市
本庄市
東松山市
春日部市
狭山市
羽生市
鴻巣市

大分県 大分県共同利用型入札情報サービスシステム

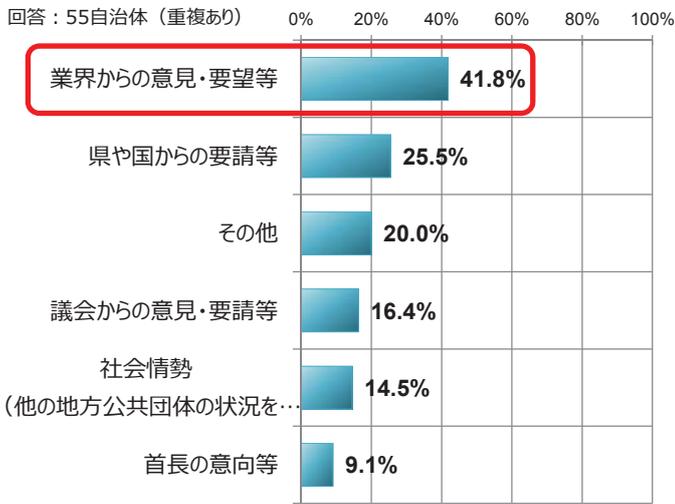
団体名を選択してください。
運用を開始している団体のみ選択できます。
公表している内容については、各発注機関にお問合せ下さい。

大分県	大分市	別府市	中津市	日田市
佐伯市	臼杵市	津久喜市	竹田市	豊後高田市
宇佐市	杵築市	豊後大野市	由布市	国東市
東国東郡	姫島村			
速見郡	日出町			
玖珠郡	九重町	玖珠		

県内の市町村等の情報をまとめて統合することにより、発注情報の効率化を図っている。

平準化に向けた取組の導入契機に関する市区町村からのご意見

業界からの意見・要望等が取組を導入する契機となったとの回答が最も多かったほか、県や国で先行して実施している状況を勘案して導入した等の回答が続いている。



- **業界からの意見・要望等**
 - ・年度当初の閑散期（4～6月）における技術者の効率的な配置
 - ・現状では工事の端境期があるので、年間を通じて平均的な発注を要望
 - ・公共事業の品質確保のため、発注や施工時期の平準化の要望がある。
- **県や国からの要請等**
 - ・県において施工時期の平準化に努めるために余裕工期制度が制定されたことを受け、当市でも同様の制度を導入するきっかけとなった。
- **その他**
 - ・独自の下請契約の実態調査では、過半数が「早期発注をさらに増やしてほしい」との回答があり、更なる実施が望まれている。
- **議会からの意見・要請等**
 - ・市民ニーズへの対応、品質の確保、コストの縮減、地元企業の発展などの効果に関する意見があった。
 - ・受発注者双方にメリットがあり、受注者の企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上にもつながるとの意見があった。
- **社会情勢**
 - ・寒冷地帯固有の問題として、土木工事期間の制約があり、冬期における雇用確保が恒常的な課題となっていた。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

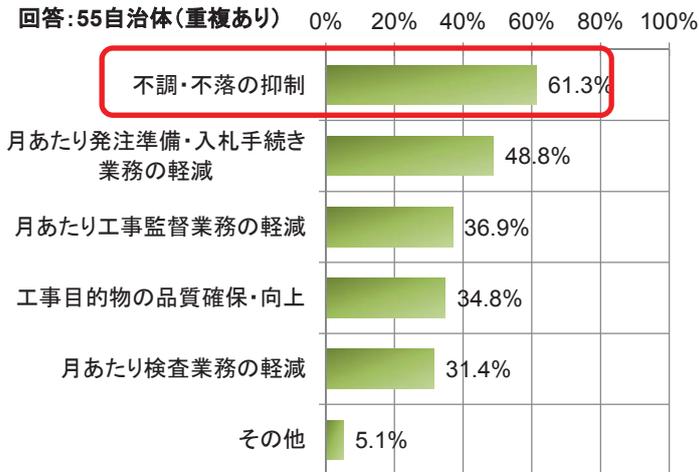
Q. 平準化に向けた取組を導入する契機を選択の上、具体的な導入経緯や背景について回答してください。

選択肢：業界からの意見・要望等／議会からの意見・要望等／首長の意向等／社会情勢（他の地方公共団体の状況を考慮等）／県や国からの要請等／その他（複数回答可）

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

平準化の促進により期待する効果に関する市区町村からのご意見

平準化の取組により、不調・不落の抑制につながるなどの意見が多かったほか、工事発注や監督業務の軽減により、工事目的物の品質向上に期待するなどの意見が多くみられた。



- **不調・不落の抑制**
 - ・第1四半期に工事発注を例年より多く行うことにより、請けてもらえない業者が増えたため、不調・不落が少なくなった。
 - ・工事発注が集中すると業者の手持ち工事が飽和状態となり、入札不調が発生するが、発注の平準化及び発注見通しの公表により不調が低減。
 - ・大型建築工事については全国の情勢に影響を受けやすいので、余裕工期等の平準化への取組によって不調を抑える効果はあった。
- **月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減**
 - ・2、3月に工事発注できたため、年度当初の多忙な時期の工事発注量が減少した。
 - ・積算ミスの減少にもつながっている。
 - ・債務負担を設定している工事に関しては地域の要望や陳情に対して柔軟な対応が可能になった。
- **月あたり工事監督業務の軽減**
 - ・工事着手まで協議時間がとれることにより、スムーズな施工ができた。
 - ・工事件数が平準化され、職員の時間外勤務が減少した。

● **工事目的物の品質確保・向上や、月あたり検査業務の軽減等**

・余裕を持った工期設定にて丁寧な作業が行われ、品質が向上。人材の安定確保、コスト縮減、災害時等への対応の提供、地域経済の活性化が期待できる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化に向けた取組を実施する上で、期待している効果を回答してください。

選択肢：月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減／月あたり工事監督業務の軽減／月あたり検査業務の軽減／工事目的物の品質確保・向上／不調・不落の抑制／その他（複数回答可）

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

取組導入後における促進状況に関する変化について

- 促進した、やや促進したとの回答と、あまり変わらないとの回答がほぼ同数となっている。
- 促進した、との回答における自由意見では、工事の閑散期がなくなったとの意見もある一方、小中学校の工事や、出水期を避けるべき工事等、平準化が困難な事業について、課題として挙げられている。



● 促進した・やや促進した

- ・ 第1四半期に工事発注があるため、**工事の閑散期がなくなった**。
- ・ 特定の時期に工事が著しく集中するといった事態が緩和され、**年間の工事計画の平準化に多少効果があった**と考えている。
- ・ 庁内で「工事発注時期の平準化に関する会議」を開催し、平準化の取組を喚起。財政サイドにも出席を求めている。結果、**不調、不落が少なくなった**。
- ・ 業界から、**第1四半期も技術者を配置できた**との声があった。

● あまり変わらない

- ・ **災害復旧や社会情勢等の影響**に左右されやすい。
- ・ 小中学校の工事など、**工事が限定される**（夏休みなど）ものや、**出水期を避けて行う必要がある工事**が多いため、平準化に取組める事業が少ないことから、あまり変わらない。
- ・ **補助事業においては申請手続きなどの関係**により、実際の発注が下半期に集中してしまう。
- ・ 平準化が原因と言えるはっきりとした効果はまだ出ていないと感じる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化の取組の導入後、促進状況に関して選択の上、回答理由を回答してください。

選択肢：選択肢：①促進した/②やや促進した/③あまり変わらない/④全く促進していない/⑤その他

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化①

適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた3つの取組

① 国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為（2か年国債（※1）**

及びゼロ国債（※2）を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2か年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円

⇒ H29年度※：約2,900億円 ⇒ **H30年度：約3,100億円**

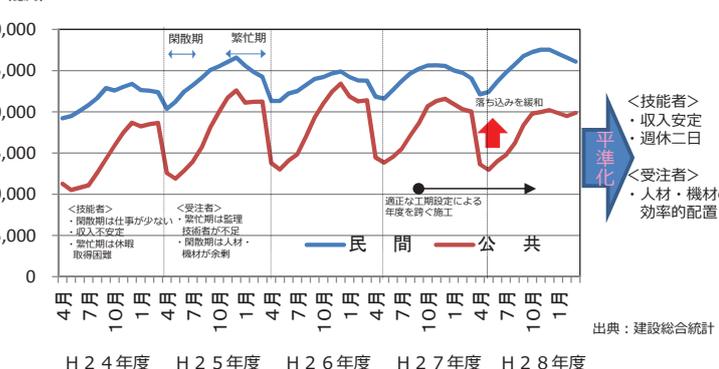
※ H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定

※ H30年度の内訳は、2か年国債 約1,740億円、ゼロ国債 約1,345億円

（参考）

補正予算でのゼロ国債（29年度：1,567億円）も活用し、平準化に取り組む

〈建設工事の月別推移とその平準化〉



② 地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大
全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通しを統合**し、とりまとめ版を公表する取組の**参加団体を拡大**

※参加状況の推移：H29.3末時点：約500団体（約25%）→H30.4時点：約1070団体（約54%）
国、特殊法人等：138/206、都道府県：47/47、政令指定都市：19/20、市町村：871/1722（H30.4時点）



業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

③ 地方公共団体等への取組要請

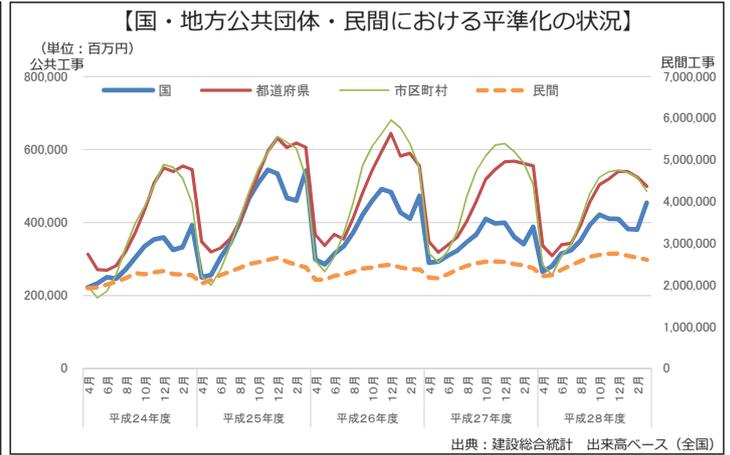
各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請**

※1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国債の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国債の支出は翌年度のもの。

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請



公共工事の円滑な施工確保について（抜粋）（平成30年2月2日 国土入企第26号）／都道府県・指定都市あて通知

4. 施工時期等の平準化について 施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、「**施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について**」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、また「**余裕期間制度の活用について**」（平成28年6月24日付け事務連絡）も参考に、**債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用**等により、施工時期等の平準化に努めること。また、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して**発注見通しを統合して公表**する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（平成28年2月17日 国土入企第17号）／都道府県、指定都市あて通知

1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。なお、**社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる**ところであり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、**工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。**

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、**工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。**

4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、**債務負担行為等を適切に活用すること。**
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、**繰越制度を適切に活用すること。**

余裕期間制度の活用について（平成28年6月24日）（別添抜粋）／都道府県、指定都市あて事務連絡

1. 余裕期間制度とは

余裕期間制度は、契約ごとに、**工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内**で余裕期間※1を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。**柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用することとしている。**

余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「**発注者指定方式**」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「**任意着手方式**」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「**フレックス方式**」という。）

※1「余裕期間」：契約期間内であるが、**工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間**である。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

2. 以降は、以下のURLからご参照ください。
<http://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>

改定（案）

「中部ブロック発注者協議会」規約

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という)(平成 17 年法律第 18 号)」第7条第3項及び第21条第4項に基づき中部ブロック発注者協議会(以下「協議会」という)を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者の支援等により、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

- 一 品確法に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
- 二 地域を支える建設生産システム向上のための具体的な施策について
- 三 発注者に対する支援施策について
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局農村振興部長がこれにあたる。

(部会)

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、平成20年11月18日から施行する。
この規約は、平成24年5月16日から施行する。
この規約は、平成25年1月21日から施行する。
この規約は、平成26年10月31日から施行する。
この規約は、平成28年2月29日から施行する。
この規約は、平成29年9月28日から施行する。
この規約は、平成30年2月27日から施行する。
この規約は、平成30年 月 日から施行する。

第 4 条関係 (委員)

会 長	国土交通省 中部地方整備局長
副 会 長	農林水産省 東海農政局長
委 員	警察庁 中部管区警察局 総務監察・広域調整部長
	警察庁 中部管区警察学校長
	財務省 東海財務局 総務部長 長 次長
	財務省 名古屋税関 総務部長
	国税庁 名古屋国税局 総務部次長
	厚生労働省 東海北陸厚生局長
	厚生労働省 岐阜労働局長
	厚生労働省 静岡労働局長
	厚生労働省 愛知労働局長
	厚生労働省 三重労働局長
	林野庁 中部森林管理局長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 中部運輸局長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 総務部長
	環境省 中部地方環境事務所長
	防衛省 東海防衛支局次長
	岐阜県 副知事
	静岡県 副知事
	愛知県 副知事
	三重県 副知事
	静岡市 副市長
	浜松市 副市長
	名古屋市 副市長
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長
	(独)都市再生機構 中部支社長
	(国)日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 所長
	(独)水資源機構 中部支社長
	静岡県道路公社 理事長
	愛知県道路公社 理事長
	名古屋高速道路公社 理事長
	名古屋港管理組合 副管理者
	四日市港管理組合 副管理者
	日本下水道事業団 東海総合事務所長
オブザーバー	法務省名古屋法務局 名古屋高等裁判所

第 7 条関係 (幹事)

幹事長	国土交通省 中部地方整備局 企画部長
副幹事長	農林水産省 東海農政局 農村振興部長
幹事	警察庁 中部管区警察局 総務監察・広域調整部会計課長
	警察庁 中部管区警察学校 庶務部長
	財務省 東海財務局 会計課長
	財務省 名古屋税関 会計課長
	国税庁 名古屋国税局 総務部 営繕監理官
	厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長
	厚生労働省 岐阜労働局 総務部長
	厚生労働省 静岡労働局 総務部長
	厚生労働省 愛知労働局 総務部長
	厚生労働省 三重労働局 総務部長
	林野庁 中部森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長
	国土交通省 中部地方整備局 総務部長
	国土交通省 中部地方整備局 営繕部長
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 中部運輸局 総務部長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 経理課長
	環境省 中部地方環境事務所 統括自然保護企画官
	防衛省 東海防衛支局建設計画官
	岐阜県 県土整備部長
	静岡県 交通基盤部長
	愛知県 建設部長
	愛知県 農林水産部長
	三重県 県土整備部長
	三重県 農林水産部長
	静岡市 建設局長
	浜松市 財務部長
	名古屋市 財政局 契約監理監
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 環境・技術管理部長
	(独)都市再生機構 中部支社 住宅経営部次長
	(国) 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 副所長
	(独)水資源機構 中部支社 事業部長
	静岡県道路公社 道路部長
	愛知県道路公社 事業部長
	名古屋高速道路公社 総務部長
	名古屋港管理組合 建設部長
	四日市港管理組合 経営企画部理事
	日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課長
オブザーバー	法務省名古屋法務局
	名古屋高等裁判所
	国土交通省 中部地方整備局 建政部

平成30年度 中部ブロック発注者協議会の取組

平成30年7月

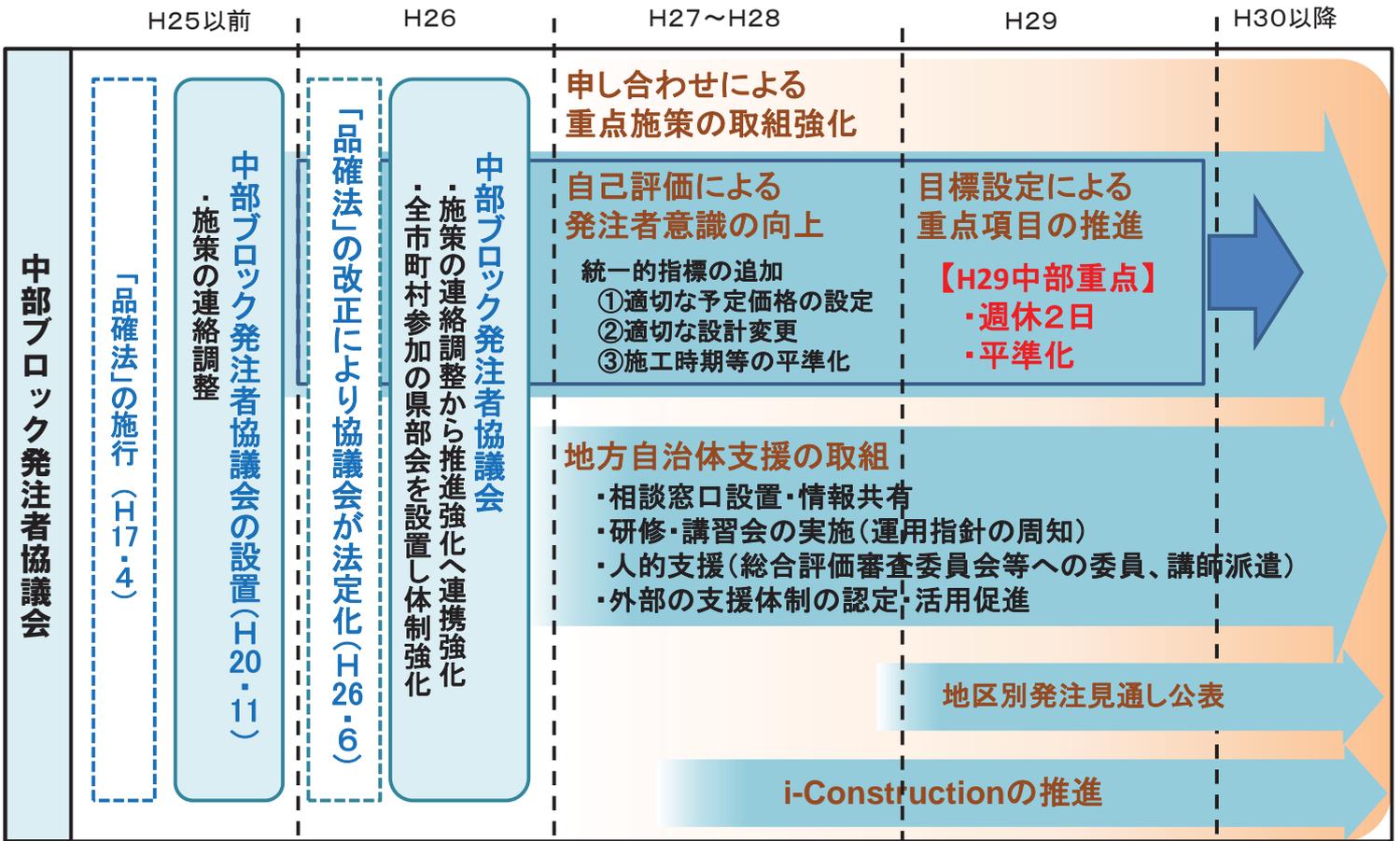
中部ブロック発注者協議会

1. 自己評価について

- (1) 平成29年度結果と平成30年度重点
- (2) 各評価指標の平成29年度結果と平成30年度目標

2. 「地区別発注見通し」の取組について

平成29年度 中部ブロック発注者協議会の取組みの推進



中部ブロック発注者協議会

中部ブロック発注者協議会の組織 (194機関)

中部ブロック発注者協議会 (44機関)

- ① 国の機関 (18機関)
- ② 地方公共団体の機関 (14機関※)
- ③ 特殊法人等の機関 (10機関)
- ④ オブザーバー (2機関) ※県部会と重複あり (10機関)

岐阜県部会
(42市町村)

静岡県部会
(35市町)

愛知県部会
(54市町村)

三重県部会
(29市町)

平成29年度中部ブロック発注者協議会

各県部会 (第1回: 8～9月)

幹事会 (第1回: 9月28日)

各県部会 (第2回 : 1月)

幹事会 (第2回 : 2月7日)

協議会 (2月27日)

平成29年度における取組み

- 地区別発注見通しの公表 (H29. 4 ~ 毎月公表)

- 自己評価 (全国指標含む15項目) 実施

【H29中部ブロック重点の取組推進】

- ① 施工時期の平準化 (全国統一的指標)
- ② 週休2日工事の推進

【全国統一的指標】

- ① 最新の積算基準の適用
- ② 設計変更ガイドラインの策定・活用
- ③ 施工時期の平準化

中部ブロック発注者協議会にて確認

立ち位置の再認識

H29自己評価結果を公表 (H30.7予定)

記者発表、中部地整ホームページ掲載

【必ず実施すべき事項】 発注者間の連携体制の構築



地方自治体支援の実施

協議会事務局における取り組み事例

相談窓口の設置・情報共有

- ・公共工事品質確保の相談窓口を設置
- ・改正品確法受注者アンケート(窓口)の設置

研修・講習会の実施

- | | | |
|--------------------|----|--------|
| ・改正品確法運用指針講習会(県部会) | 9回 | 627名参加 |
| ・個別市町村での講習会(岐阜市) | | 113名参加 |
| ・工事監督・検査担当職員研修 | 2回 | 350名参加 |

直轄工事検査への臨場立会

人的支援(総合評価)

発注者支援機関の活用

重点の促進

施工時期の平準化

- ・議会等の理解促進のため、平準化の説明チラシを作成、配布。
- ・県部会で全自治体へ「さ・し・す・せ・そ」の取組の推進を呼びかけ。
- ・地区別発注見通しの公表、参画できていない自治体の課題改善及び参画要請。

週休2日工事

- ・県部会で全自治体へ週休2日工事の実施を呼びかけ。

(1) 平成29年度結果と平成30年度重点

平成29年度 自己評価項目(15項目)

必ず実施すべき事項と実施に努める事項		自己評価指標		改正品確法運用指針の記載項目
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等	適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
	歩切りの根絶(平成28年4月までに全て廃止)	-		
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	(2)	低入札価格調査基準価格の見直し状況	適正な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
		(3)	予定価格の事後公表への移行状況	
	適切な設計変更	(4)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
発注者間の連携体制の構築	-			
実施に努める事項	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	(5)	総合評価落札方式の導入状況(工事)	工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
		(6)	地域貢献の評価状況	競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
	発注や施工時期の平準化	★(7)	平準化率	発注や施工時期等の平準化
		★(8)	週休2日制工事の実施状況	
	見積の活用	-		
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	(9)	ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	受注者との情報共有や協議の迅速化等
		(10)	受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	-			
その他	(11)	受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	公正性・透明性の確保、不正行為の排除	
	(12)	公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	施工現場における労働環境の改善	
	(13)	建設ICTの導入状況		
	(14)	工事成績評定の実施状況	適切な技術検査・工事成績評定等	
	(15)	自らの体制整備の状況	発注者自らの体制の整備	

★ H29重点

全国の統一的指標

発注関係事務の取組状況(自己評価結果の推移)

自己評価指標	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	中部ブロック	達成割合	備考(評価)
(1) -1 最新の積算基準の適用状況等	↗	↗	→	↘	↗		最新基準かつ要領整備
(1) -2 単価の更新頻度	◎	↗	→	↘	↘		最新単価
(2) 低入札価格調査基準価格の見直し状況	→	↘	↗	→	↘		実施+試行
(3) 予定価格の事後公表への移行状況	↗	↗	→	↗	↗		実施+一部実施
(4) 設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	→	↗	↗	↗	↗		
(5) 総合評価落札方式の導入状況(工事)	→	→	→	↘	→		導入+試行
(6) 地域貢献の評価状況	↘	→	↗	↘	↘		
(7) 平準化率(件数α、金額β)	α 0.62→0.57 β 0.70→0.69	α 0.49→0.50 β 0.56→0.63	α 0.49→0.56 β 0.56→0.67	α 0.52→0.53 β 0.65→0.69	α 0.53→0.58 β 0.67→0.72		α
(8) 週休2日制工事の実施状況	↗	↗	↘	→	↗		完全+4週8休
(9) ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	↗	→	↗	→	→		導入+試行
(10) 受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	未実施	未実施	未実施	↘	↘		実施+試行
(11) 受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	↗	→	→	→	↗		実施+試行
(12) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	→	↗	↗	↗	↗		実施+試行
(13) 建設ICTの導入状況	→	↗	→	→	↗		導入+試行
(14) 工事成績評定の実施状況	→	◎	↘	→	↘		実施+試行
(15) 自らの体制整備の状況	↗	↘	↘	↘	↘		

※ 県は、市町村を含む評価割合の推移(H28→H29)を示す。達成割合は、中部ブロックのH29を示す。

【凡例】 ↗:改善、↘:悪化

発注関係事務の取組状況(概要)

平成29年度 自己評価結果

■ 全国統一的指標

- ✓ 最新の積算基準の適用状況等(指標1)
積算基準範囲外の対応要領等は未整備の発注者もあるが、最新の積算基準はすべての発注者が適用。
- ✓ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況等(指標4)
県、政令市で整備済み、工事シェアの多い市町村の整備率が低い。
- ✓ 平準化率(全国統一的指標:指標7)
講習会等で「さ・し・す・せ・そ」の取り組みの推進を図ったが、市町村の平準化率が低い。

■ 中部ブロック発注者協議会の重点取り組み

- ✓ 週休2日工事の実施(指標8)
講習会等で実施を呼びかけ、一部の発注者のみが実施。
建設生産性向上の「建設ICTの導入(指標13)」の取り組みは、一部の発注者のみが導入。

自己評価結果

<参考>

- ◇ 設計変更ガイドラインは、未整備の市町村が多い。(図-1)
- ◇ 市町村の平準化率は他機関と比べて低く、岐阜県、三重県の平準化率 α は平成28年度より低下。(図-2,3)



中部ブロックの取組推進のためには、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、市町村での取組が不可欠。

図-1 設計変更ガイドライン(GL)の整備状況

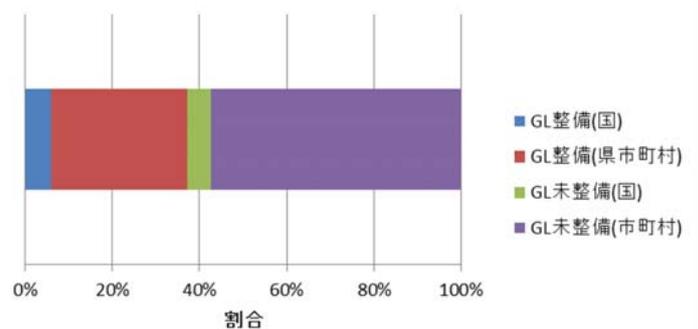


図-2 平準化率 α 、 β (組織別)

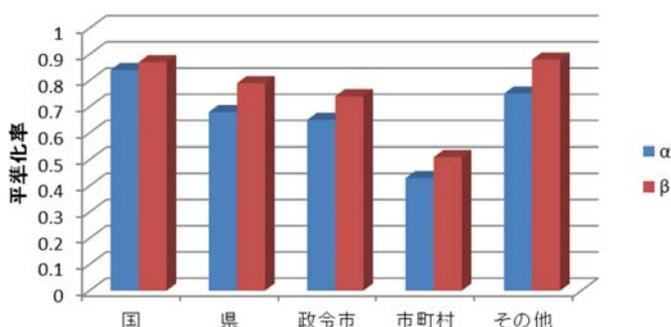
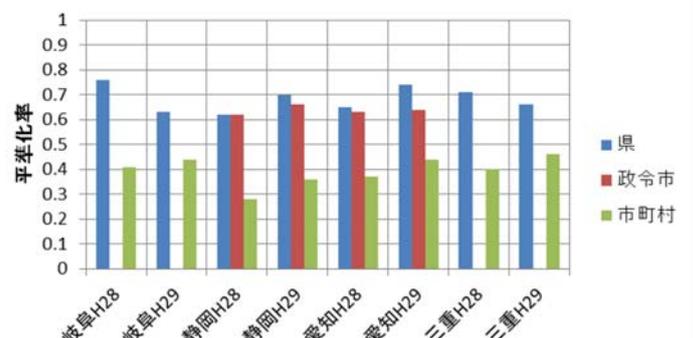


図-3 平準化率 α の推移(県市町村別)



公共事業を取り巻く社会情勢の変化

■ 品確法の改正（平成26年）

- ✓ インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的に改正。
- ✓ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」を策定。
→ 自己評価の実施【P.8】

これまで品確法の目的に向けて取り組みを進めてきたが、公共事業を取り巻く社会情勢は変化している。

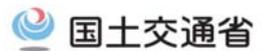
■ 働き方改革関連法の成立（平成30年6月）

- ✓ 建設業界の担い手を確保するため、時間外労働規制を適用。
- ✓ 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制の適用。
- ✓ 猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」指針として策定。【資5 P.3】

■ 今後の取組

引き続き、「設計変更ガイドラインの策定・活用状況等」、「施工時期の平準化」、「週休2日工事の実施」について、取り組みの推進が必要。

協議会における取り組み（平成30年度中部重点）【案】



【重点項目① 施工時期等の平準化】

指標： 年度の平均と4～6月期の平均の稼働状況（件数・金額）の比率（平準化率 件数 α 、金額 β ）

重点： 各県、各県の市町村の平準化率 α 0.6以上*を目指す

（※ 自己評価の最下区分）

- 年間工事発注規模50億円以上の市を重点対象
- 各県部会を通じた実施手法などの講習会等の開催
（内容： 必要性／地方公共団体の取組事例の情報提供／発注者支援の活用など。）

参考： 取組上の課題は、必要性の理解促進、繰越し・債務負担の承認など。（H29アンケート結果）

【重点項目② 週休2日工事の実施状況】

指標： 週休2日（完全週休2日、4週8休）工事の取組状況

重点： 各市町村で週休2日工事を1件以上実施

- ・ 各県部会等を通じた実施手法などの講習会等の開催
（内容： 適正な工期の設定／経費の計上／発注方式（発注者指定型、受注者希望型）など）
- ・ 市町村の工事発注実績（発注金額と工期）を基に工期の簡易算定式の検討

参考： 取組上の課題は、適正な工期設定、発注手続きなど。（H29アンケート結果）

【重点項目③ 適切な設計変更】

指標： 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

重点： 市町村の設計変更ガイドライン(協議会モデル)を整備

- ・ 受発注者の設計変更の環境を整える。(各県はガイドラインの整備完了。)
- ・ 各県の設計変更ガイドラインを協議会モデルと位置づけ、各県部会等を通じて市町村に展開し、市町村における整備を支援。

(2) 各評価指標の平成29年度結果と平成30年度目標

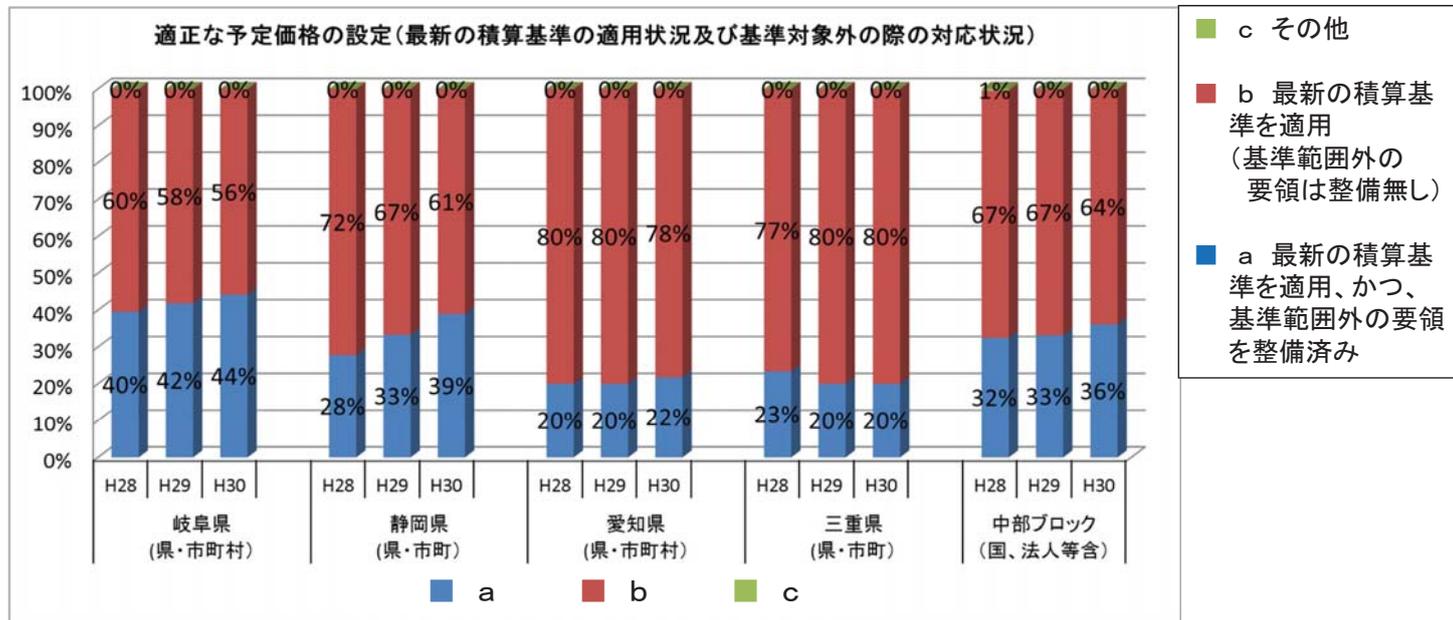
◎全国統一的指標

(1) 適正な予定価格の設定

(1)－1 最新(1年以内(営繕は2年以内)に更新されている)の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積等の活用)

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- 全ての発注者で1年以内に更新されている積算基準を使用。
- 積算基準の範囲外の場合は見積りを活用する等の対応要領まで整備しているのは中部ブロックで約3割程度。



・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

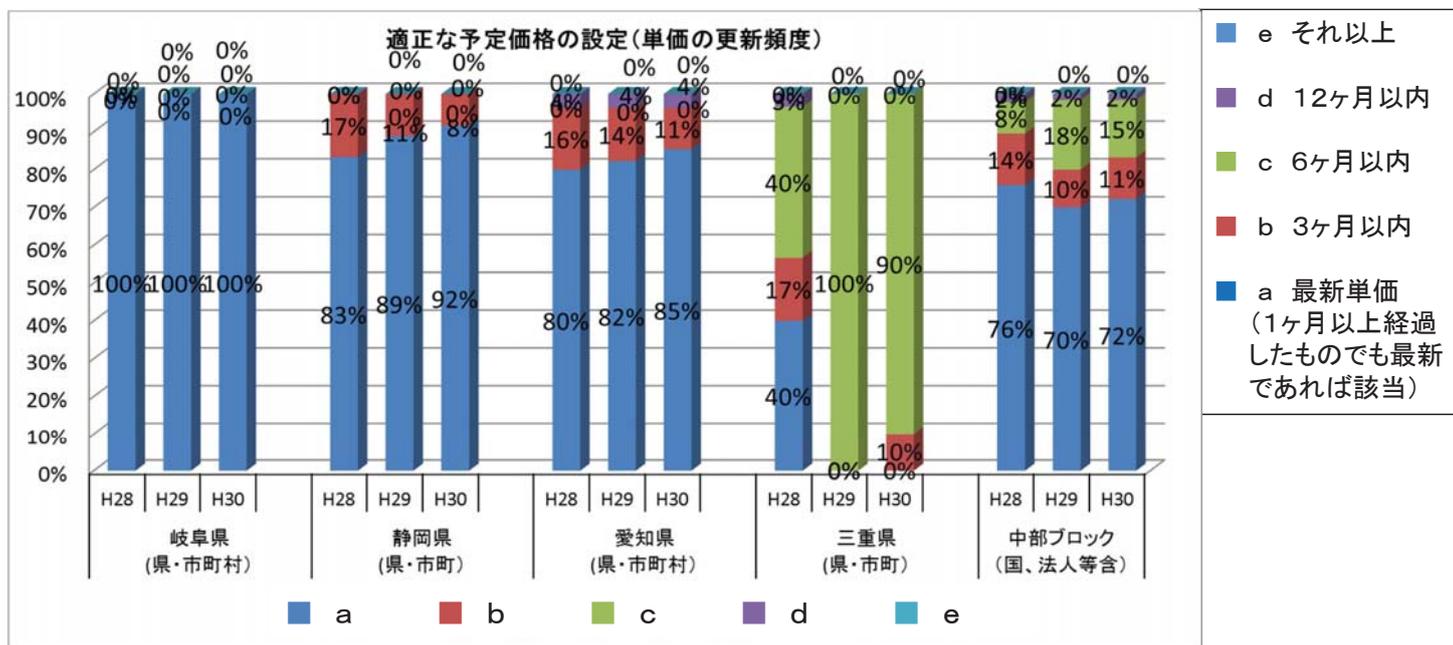
◎全国統一的指標

(1) 適正な予定価格の設定

(1)－2 単価の更新頻度(物価資料に掲載のあるものを対象とする。)

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- 中部ブロックでは、約8割の発注者が最新単価に更新して使用。

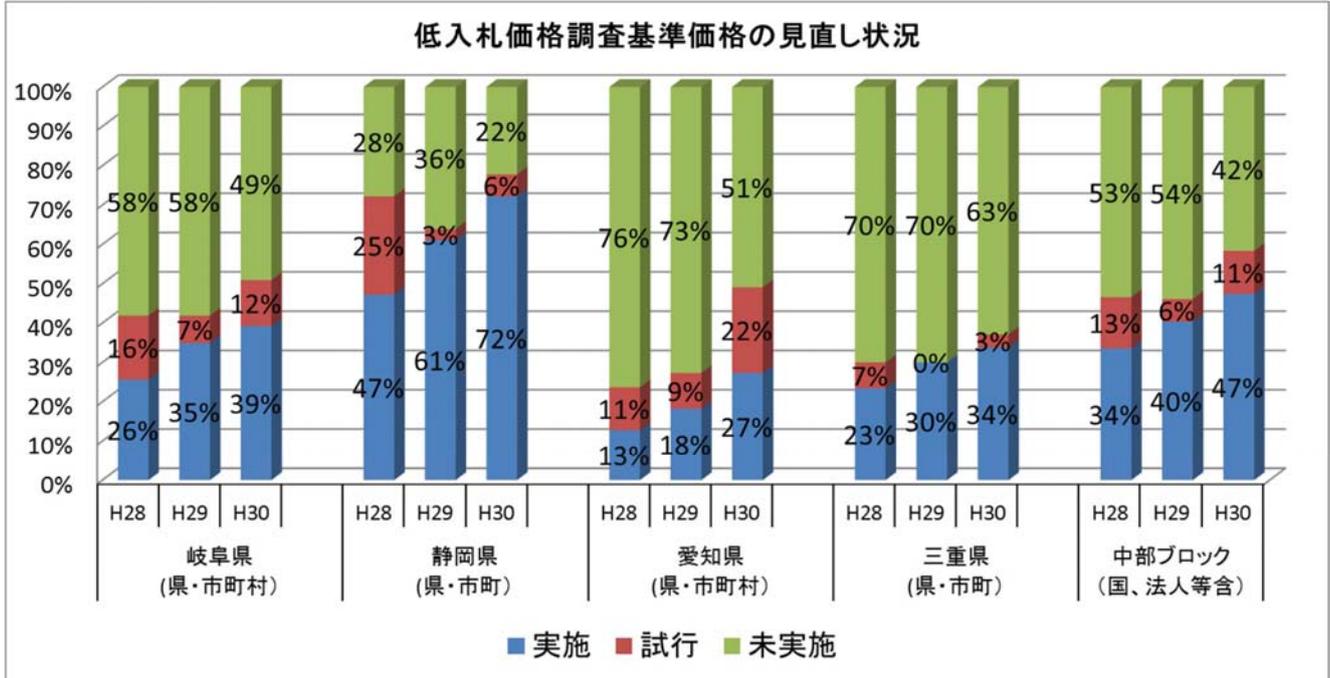


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(2) 低入札価格調査基準価格の見直し状況

◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組。

○ 平成28年4月、平成29年4月に「中央公契連モデル(工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル)」調査基準が見直され、中部ブロックでは、約5割(試行含む)が最新基準への見直しを実施。

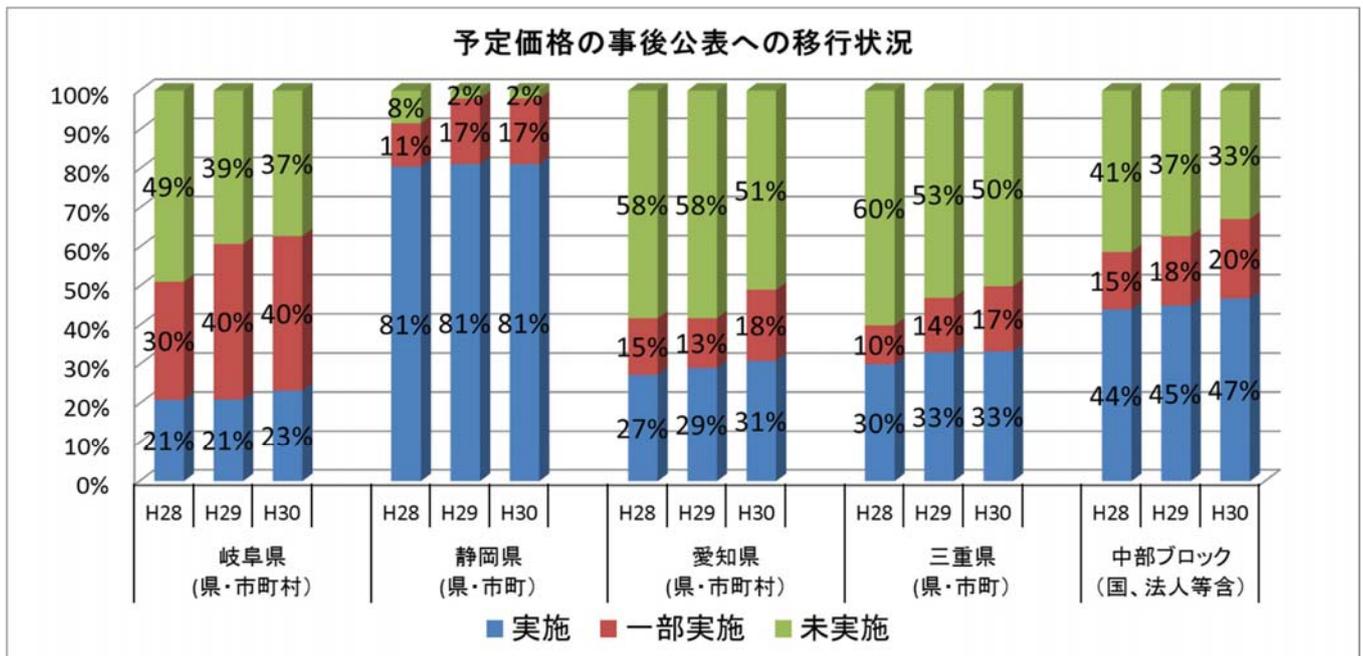


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(3) 予定価格の事後公表への移行状況

◇ 適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態や、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねることのないよう、事前公表を事後公表に移行する取組。

○ 静岡県では約98%、中部ブロックでは約6割が事後公表(試行含む)を実施。

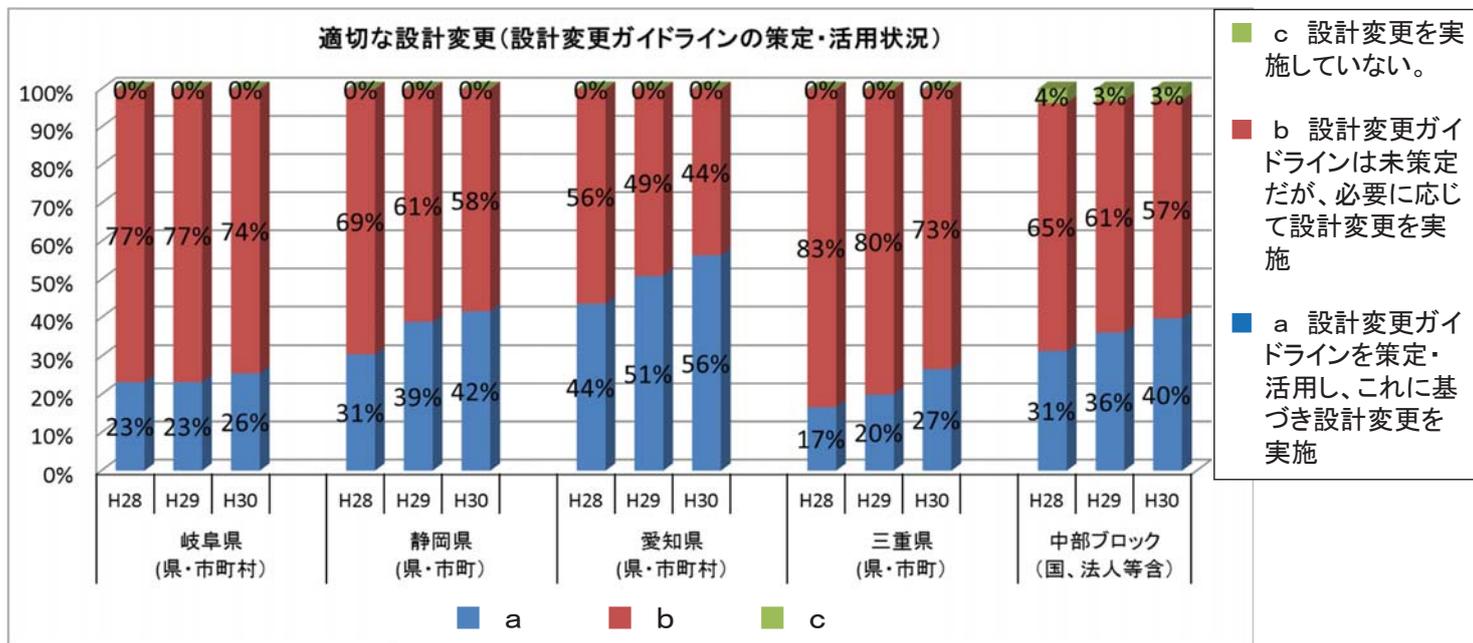


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(4)ー1 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組。

- 中部ブロックでは、約4割が適切な設計変更のガイドラインや指針を整備、97%が設計変更を実施。
- 各県における設計変更ガイドラインの整備が完了し、今後市町村へも活用される見込み。

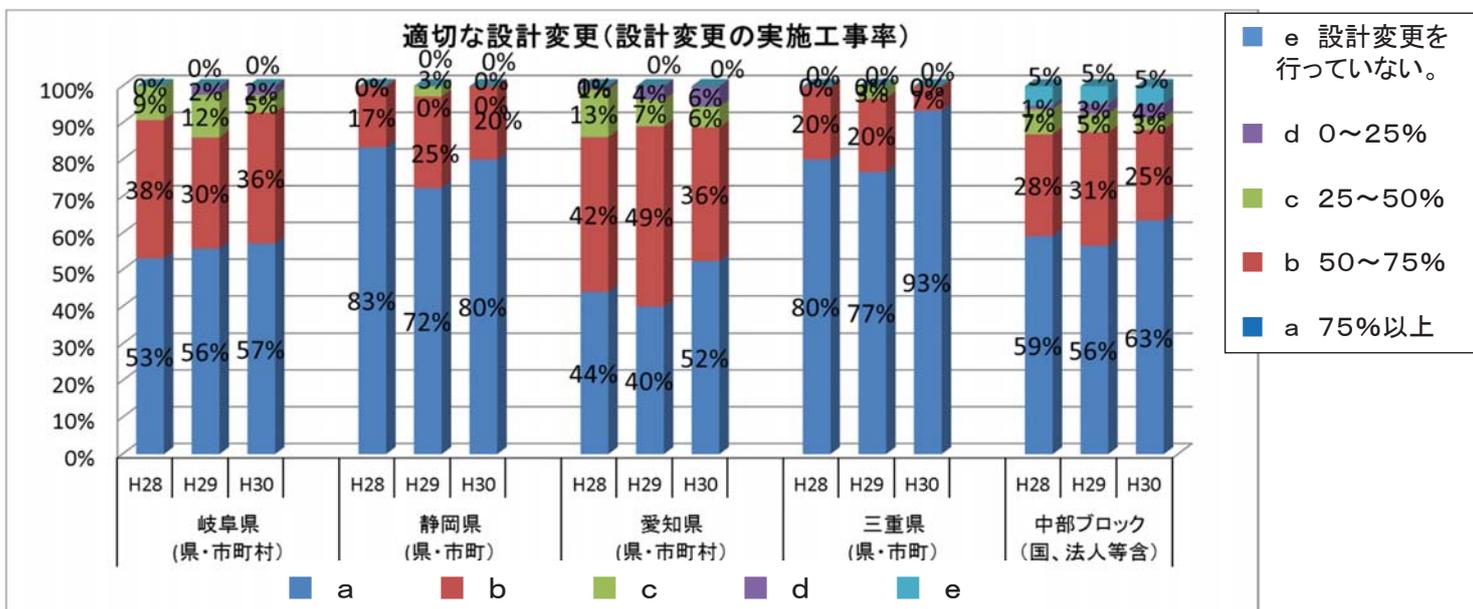


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(4)ー2 設計変更の実施工事率

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組で当該年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率に着目

- 中部ブロックでは、約6割が工事件数の75%以上、約3割が50~75%の設計変更を実施。

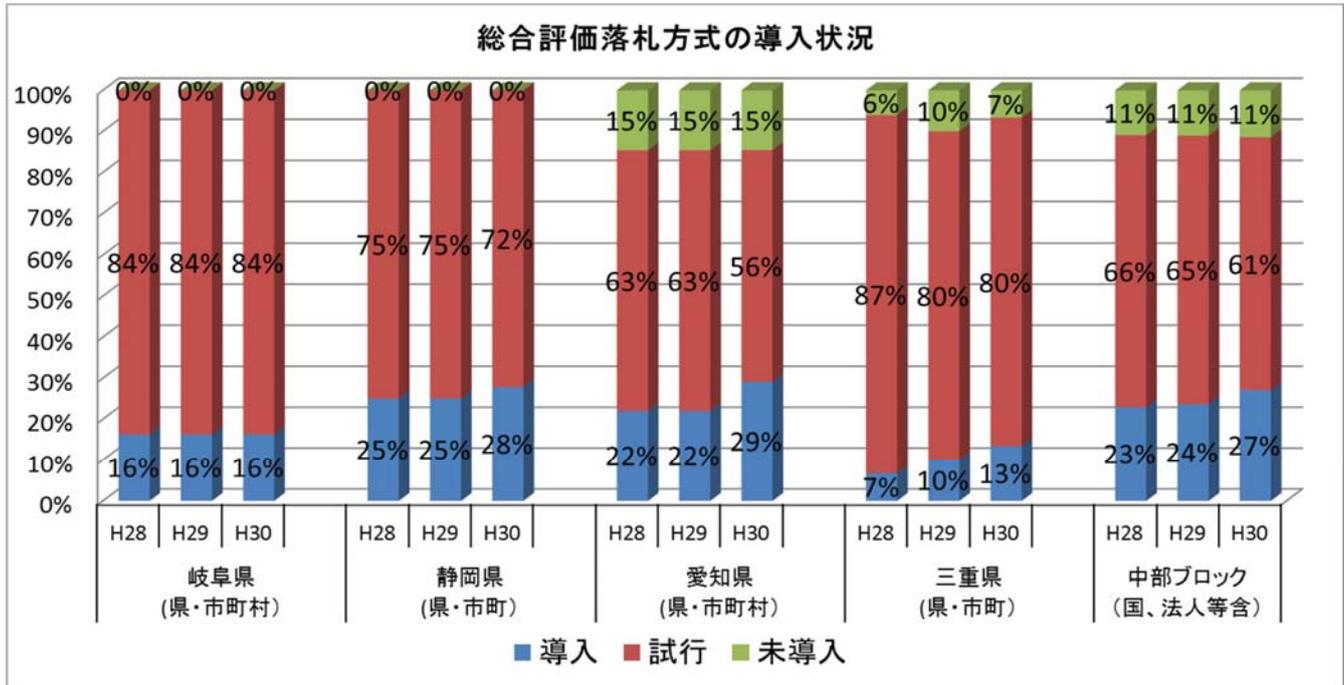


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(5) 総合評価落札方式の導入状況(工事)

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組。

- 岐阜県、静岡県では、全ての発注者が総合評価落札方式を導入(試行含む)。
- 中部ブロックでは、約9割が導入(試行含む)。

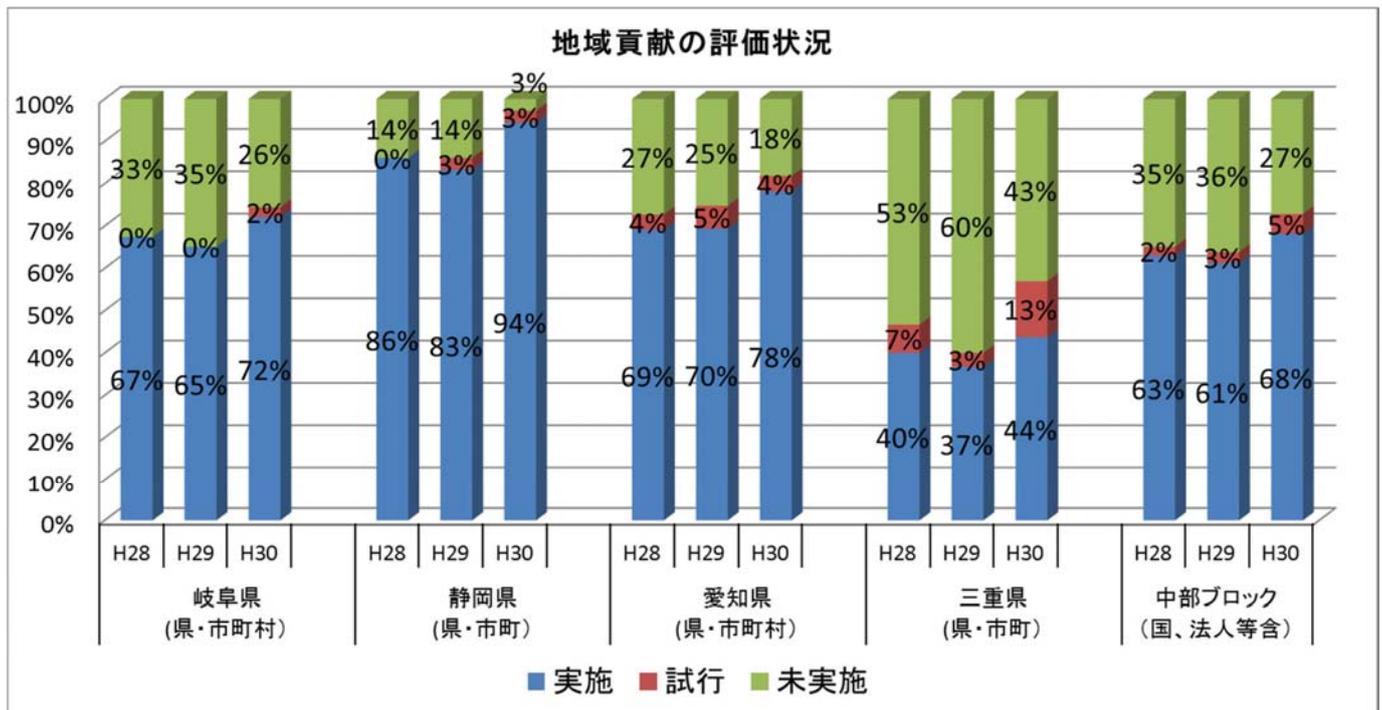


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(6) 地域貢献の評価状況

◇ 総合評価において地域貢献度を適切に評価し、地元企業の育成を図る取組。

- 多くの機関で総合評価の評価項目として実施しており、中部ブロックでは約6割が実施。



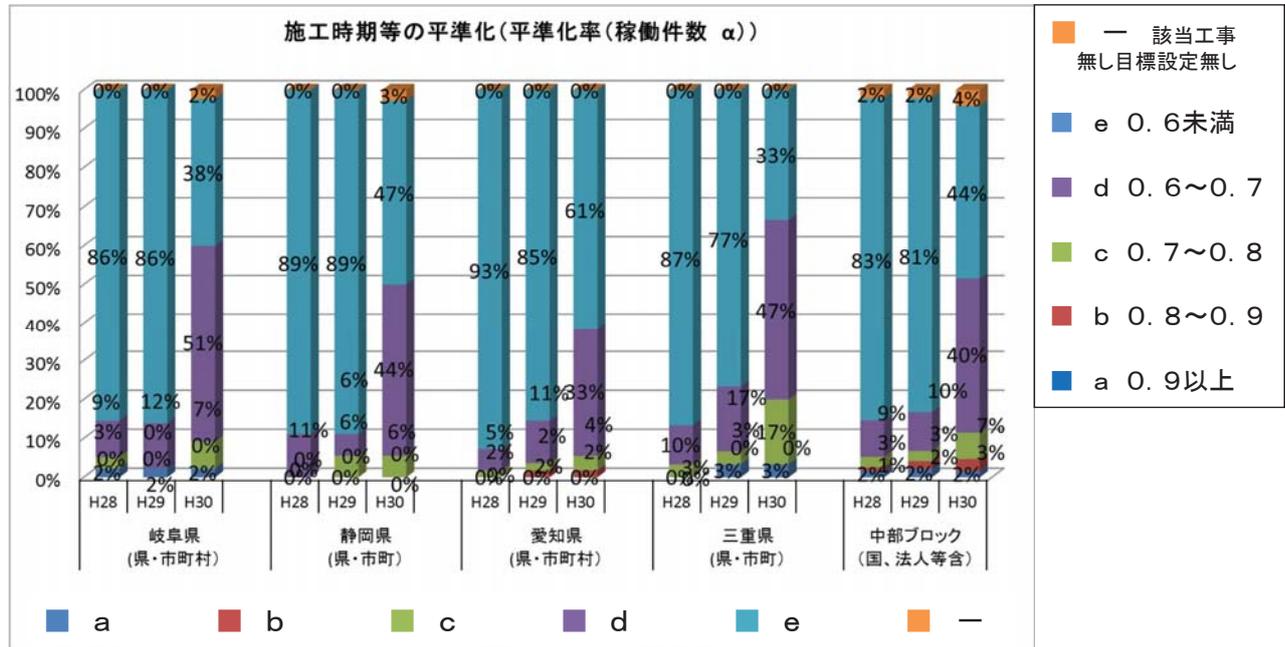
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

○H29 中部重点項目 (7) 施工時期の平準化(稼働件数)

◎全国統一的指標

- ◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ 平準化率(稼働件数 α) : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

○ 中部ブロックの平成29年度の実績は、8割以上が0.6未満であるが、平成30年度の目標は、市町村が早期発注などで前年度を超える高い目標を設定。



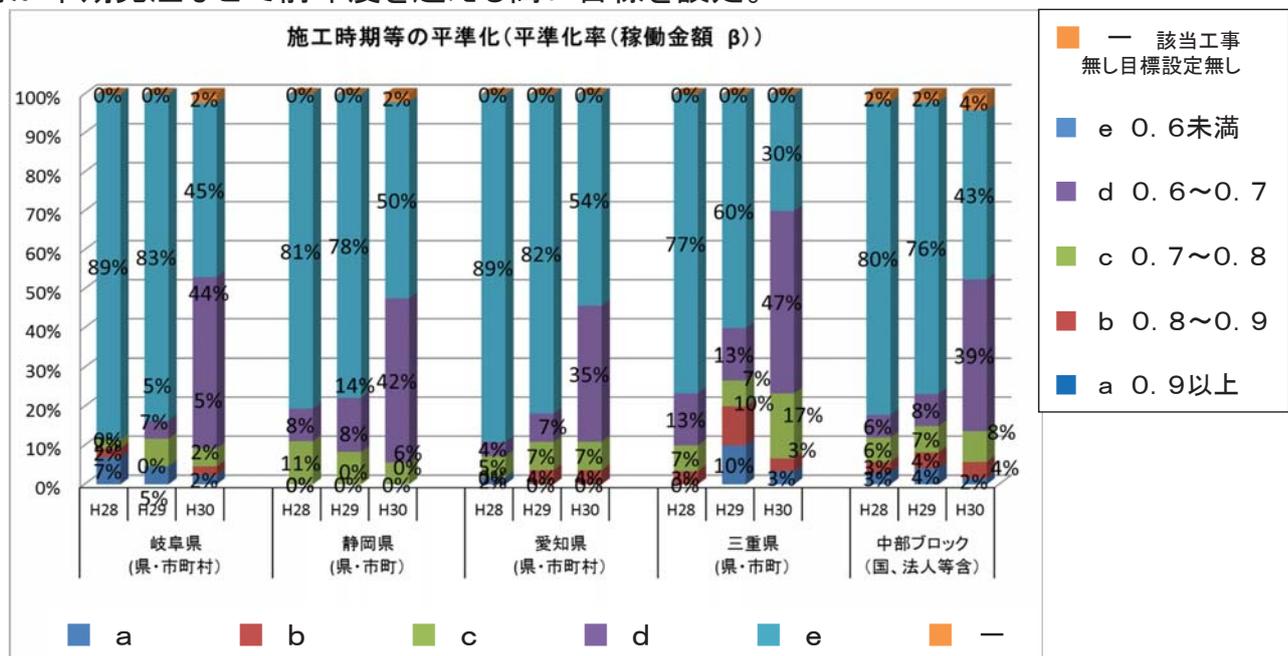
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・H30は、各発注者が定める目標値。

○H29 中部重点項目 (7) 施工時期の平準化(稼働金額)

◎全国統一的指標

- ◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ 平準化率(稼働金額 β) : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

○ 中部ブロックの平成29年度の実績は、約8割が0.6未満であるが、平成30年度の目標は、市町村が早期発注などで前年度を超える高い目標を設定。



・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・H30は、各発注者が定める目標値。

自己評価におけるH29の平準化の状況

◇ 施工時期の平準化により、年間の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで、人材、機材等の効率的な配置と活用が図られ、生産性の向上に寄与

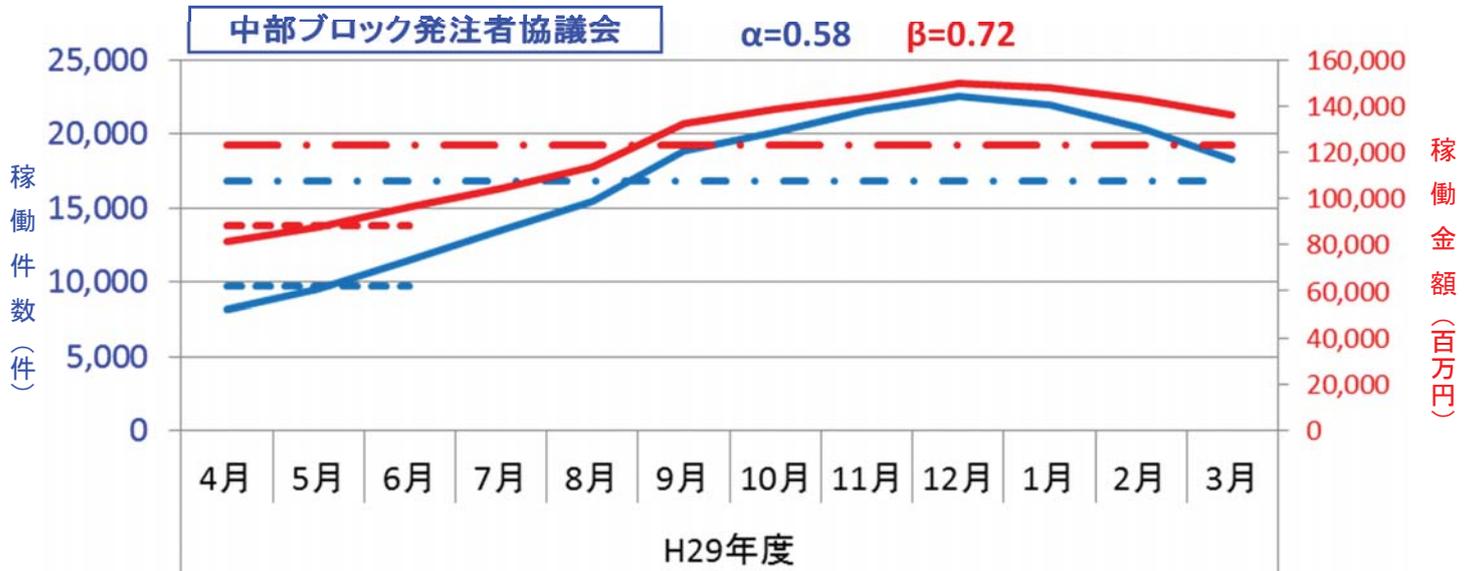
中部地方における公共事業工事の平準化状況(中部ブロック発注者協議会)

平準化率(稼働件数) α : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額) β : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度平均稼働金額

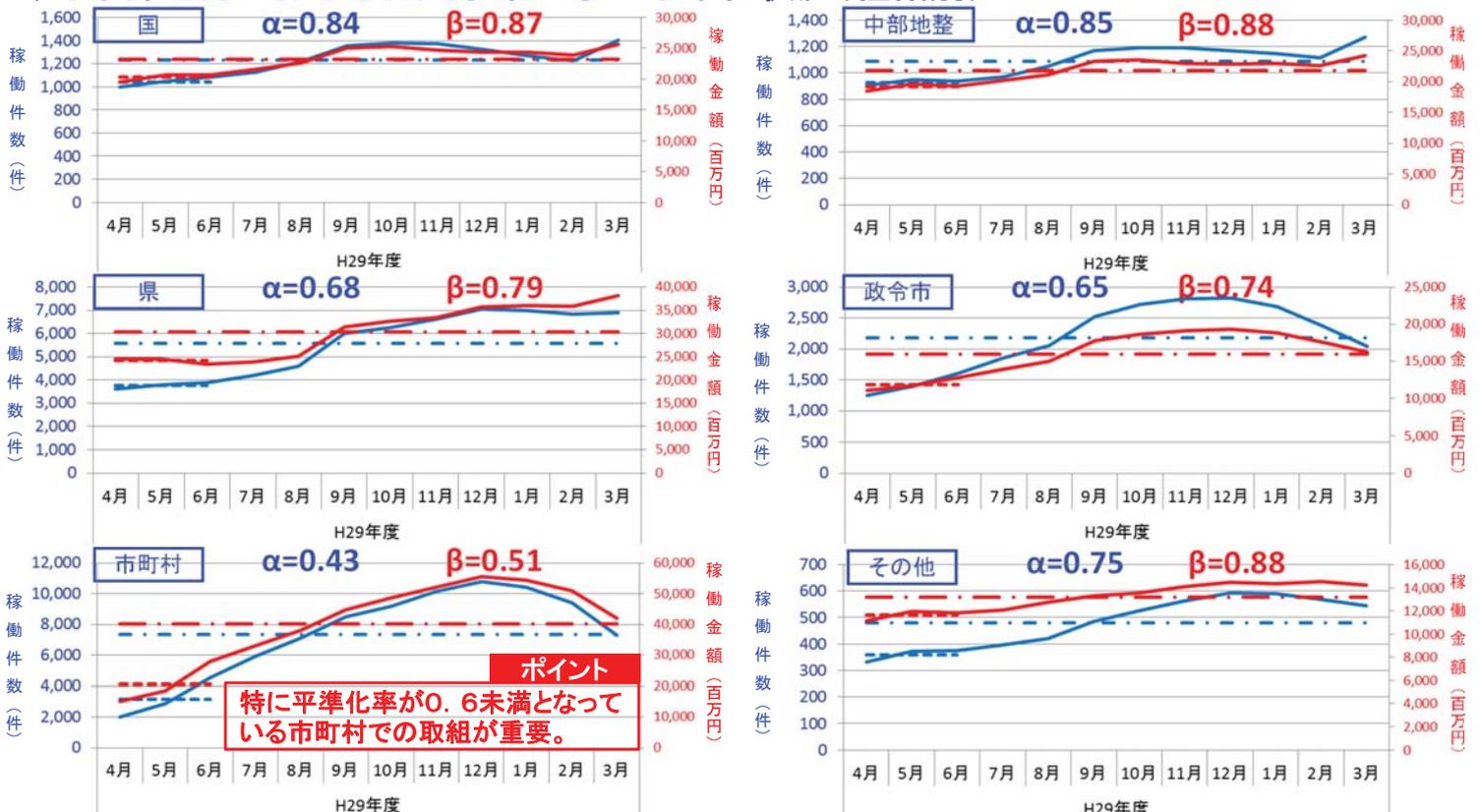
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの



※中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取組に関する自己評価」の集計(191機関で実施)

自己評価におけるH29の平準化の状況

(1) 中部地方における公共事業工事の平準化状況(組織別)



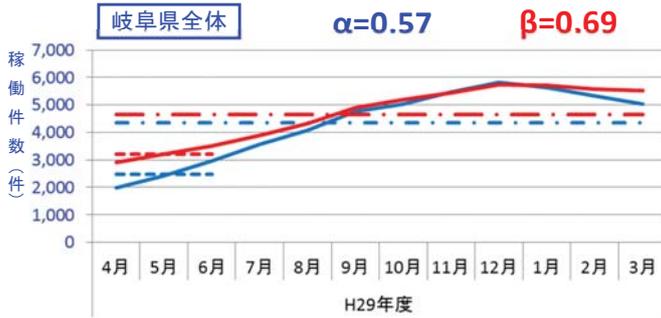
※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成29年度の平準化の状況
 ※『国』は、農水省・防衛省・独立行政法人など。『その他』は、NEXCO・JR・公益法人など。

平準化率(稼働件数) α : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度平均稼働件数
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額) β : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度平均稼働金額
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

自己評価におけるH29の平準化の状況

(1) 岐阜県における公共事業工事の平準化状況



ポイント

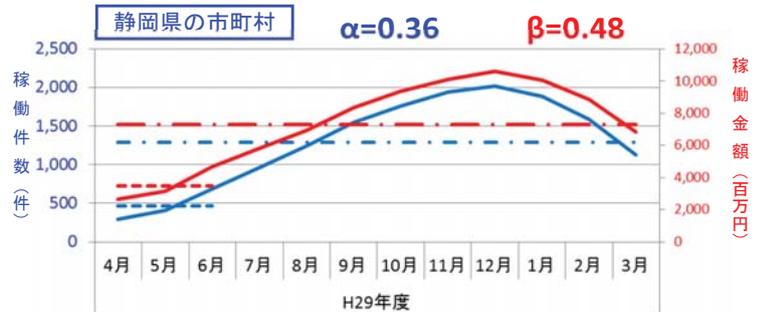
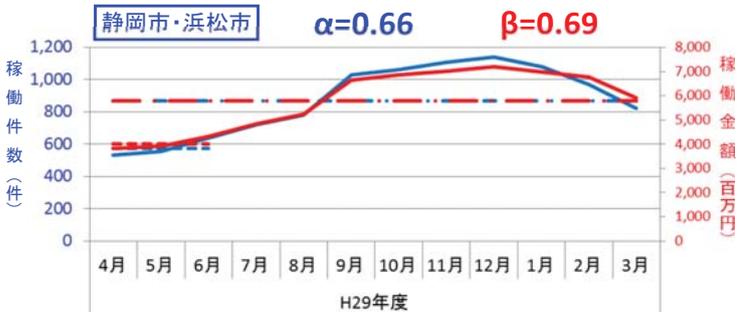
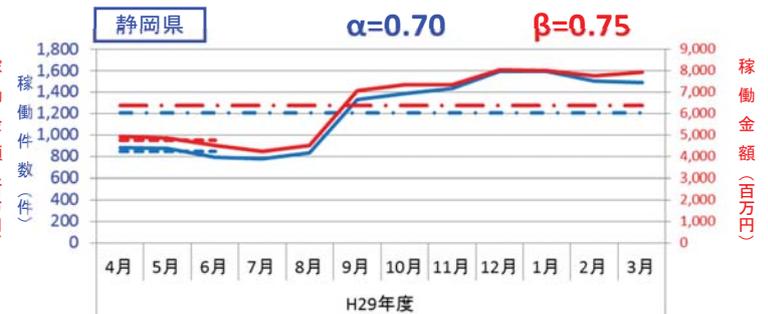
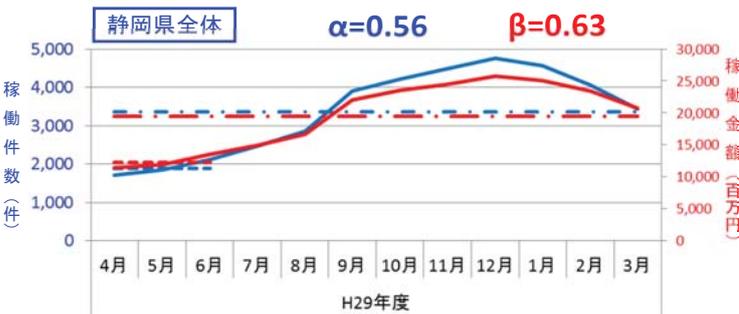
特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成29年度の平準化の状況
※全体は、県・市町村

平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

自己評価におけるH29の平準化の状況

(1) 静岡県における公共事業工事の平準化状況



ポイント

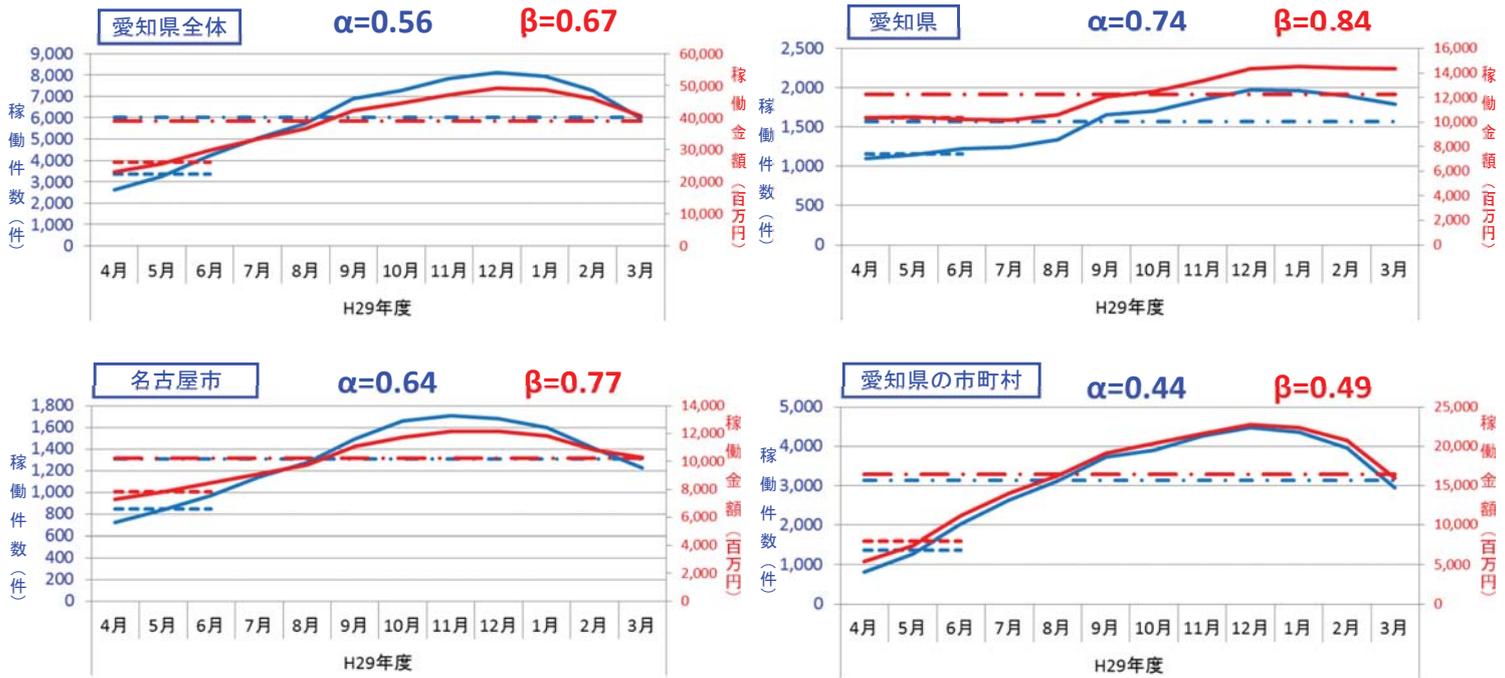
特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成29年度の平準化の状況
※全体は、県・政令市・市町村

平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

自己評価におけるH29の平準化の状況

(1)愛知県における公共事業工事の平準化状況



ポイント

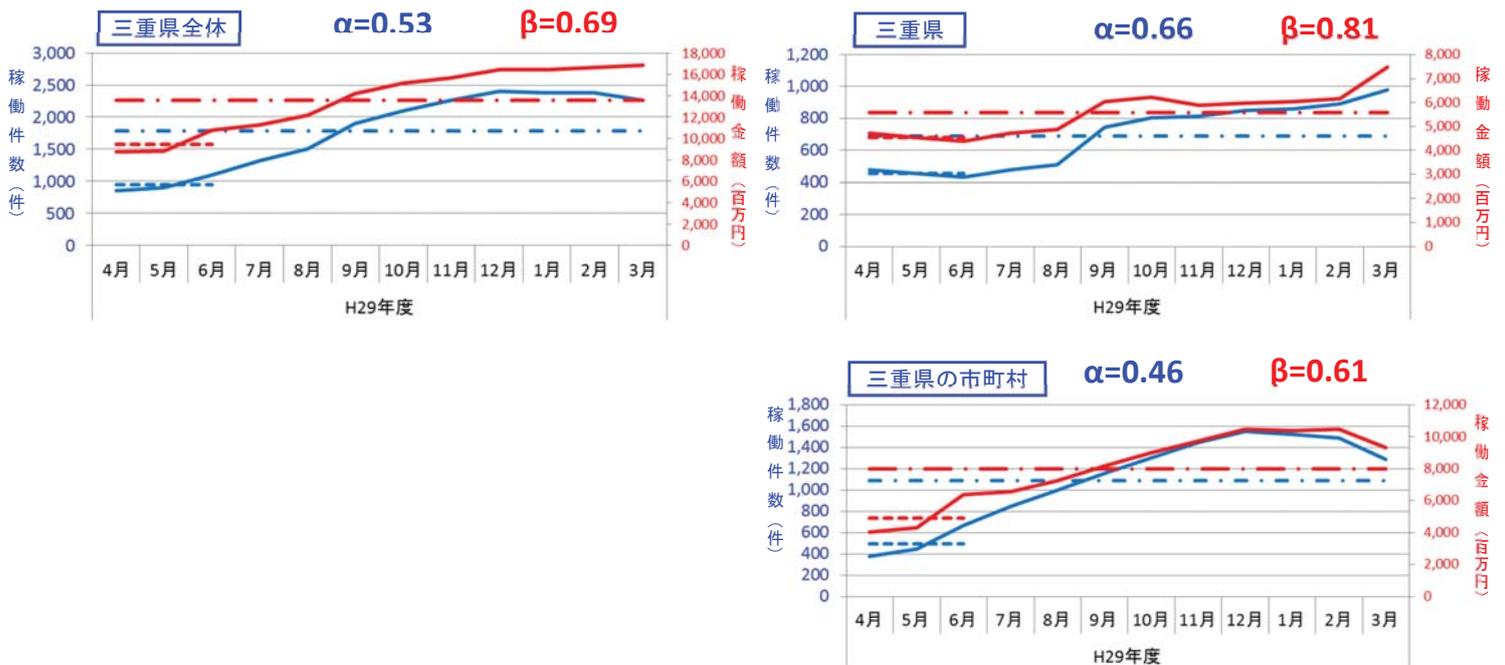
特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成29年度の平準化の状況
※全体は、県・政令市・市町村

平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

自己評価におけるH29の平準化の状況

(1)三重県における公共事業工事の平準化状況



ポイント

特に平準化率が0.6未満となっている市町村での取組が重要。

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成29年度の平準化の状況
※全体は、県・市町村

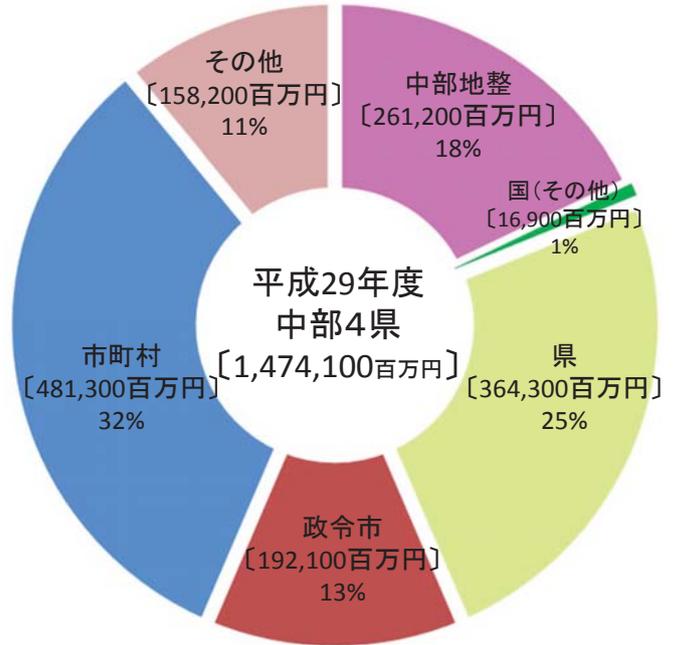
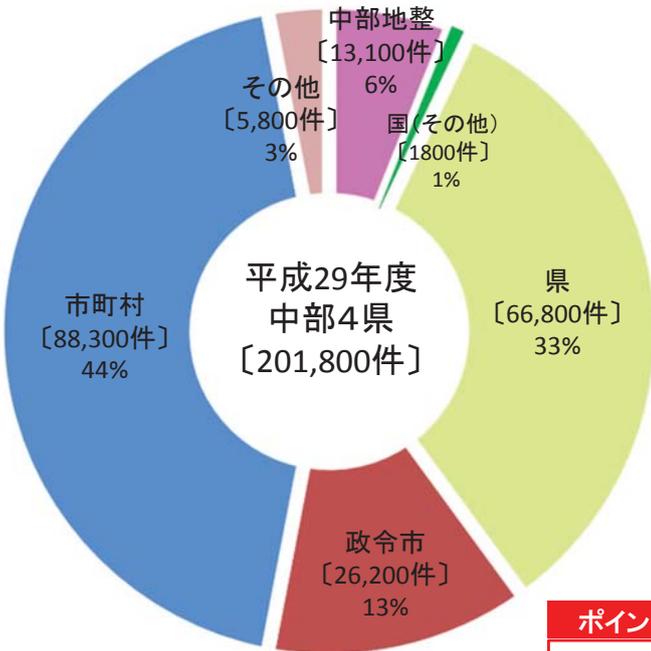
平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

自己評価におけるH29の平準化の状況

(2)中部4県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合

工事稼働金額における発注機関別の割合



ポイント

中部ブロックの平準化等の推進の為に、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、市・町・村での取組が不可欠

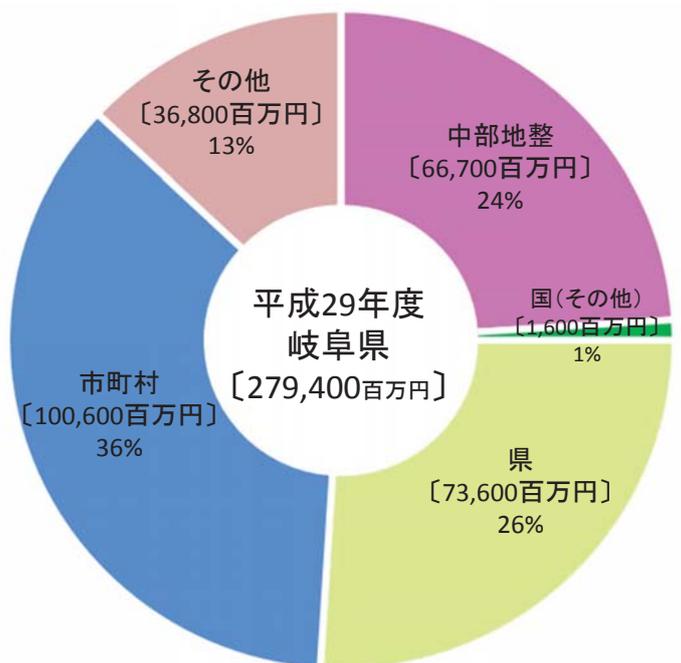
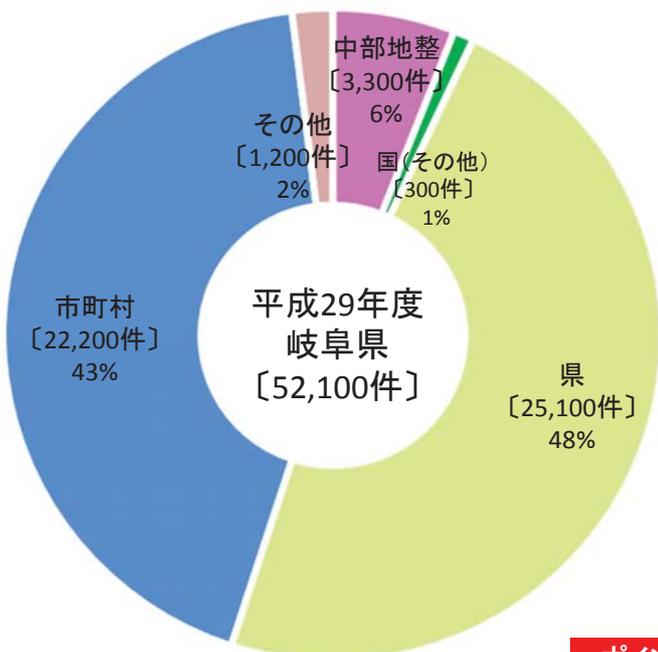
※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成28年度の平準化の状況
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

自己評価におけるH29の平準化の状況

(2)岐阜県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合

工事稼働金額における発注機関別の割合



ポイント

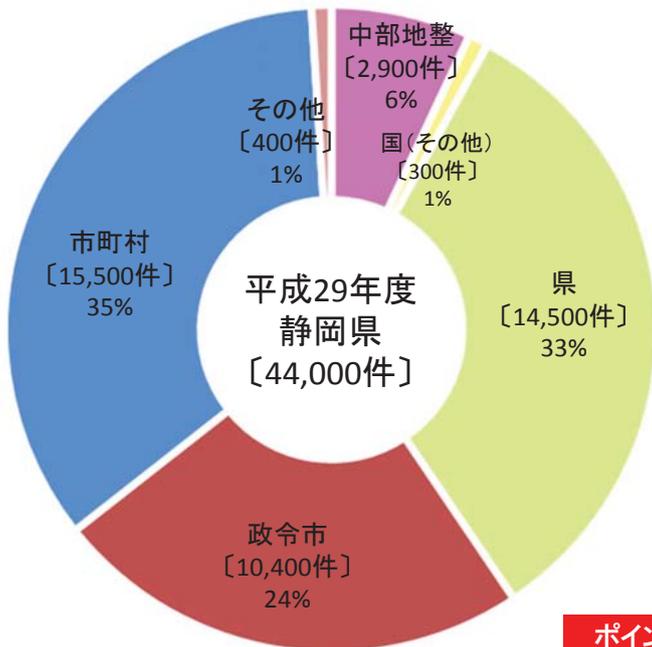
中部ブロックの平準化等の推進の為に、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、市・町・村での取組が不可欠

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成28年度の平準化の状況
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

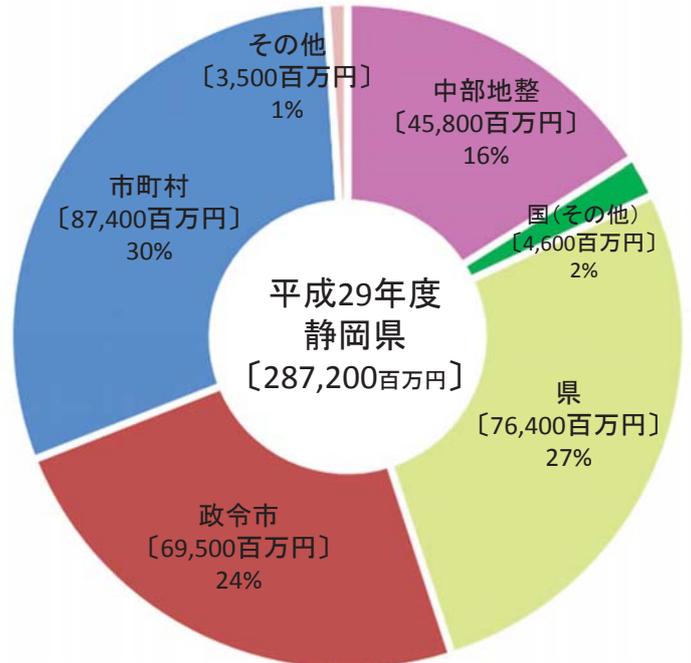
自己評価におけるH29の平準化の状況

(2)静岡県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



ポイント

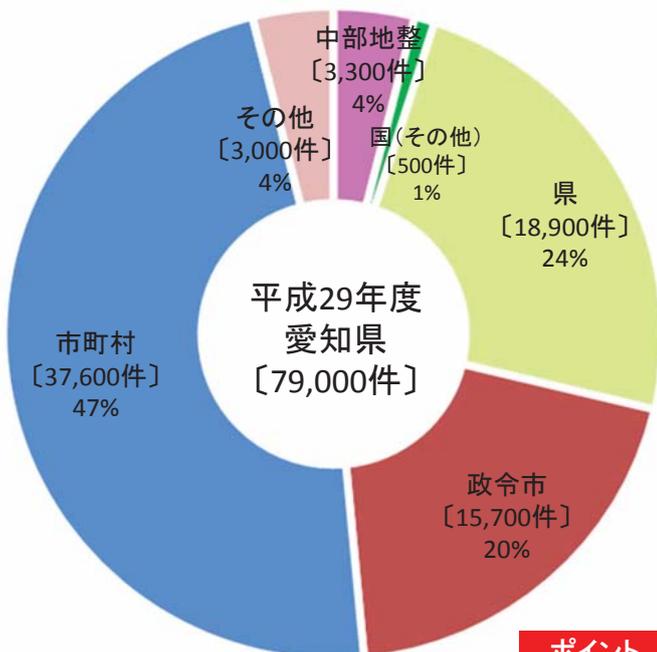
中部ブロックの平準化等の推進の為に、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、政令市・市・町での取組が不可欠

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成28年度の平準化の状況
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

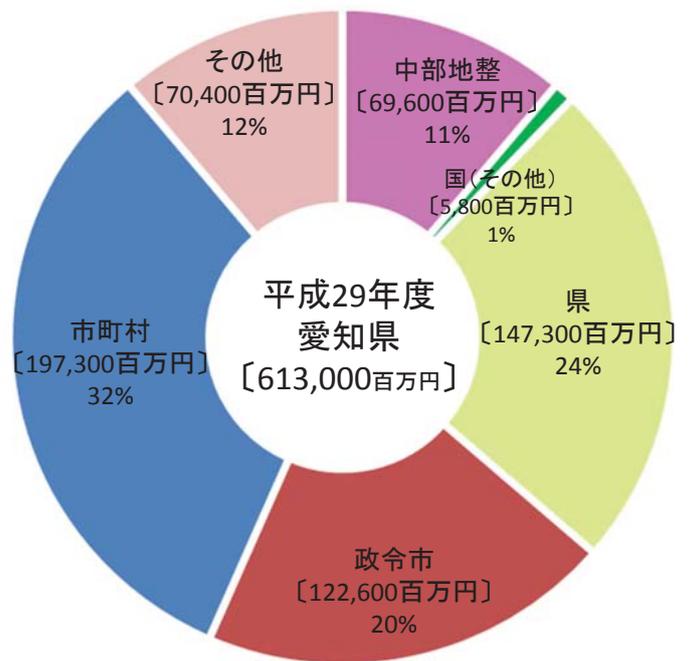
自己評価におけるH29の平準化の状況

(2)愛知県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



ポイント

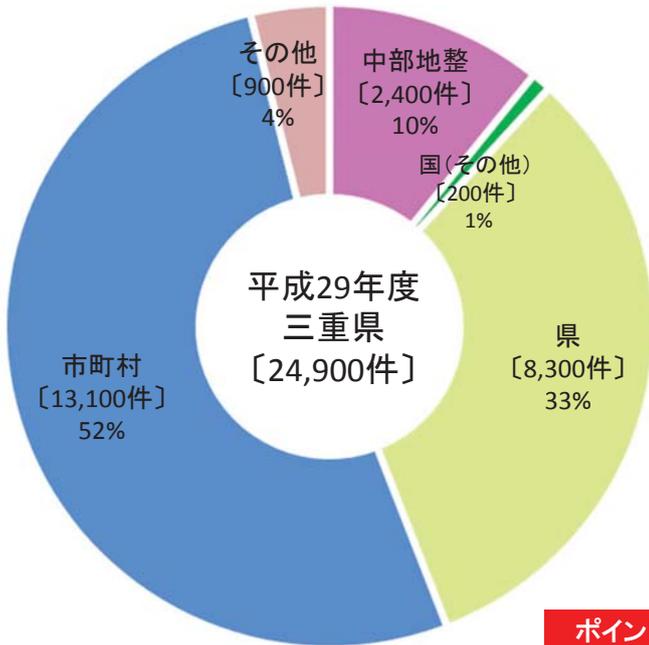
中部ブロックの平準化等の推進の為に、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、政令市・市・町・村での取組が不可欠

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成28年度の平準化の状況
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

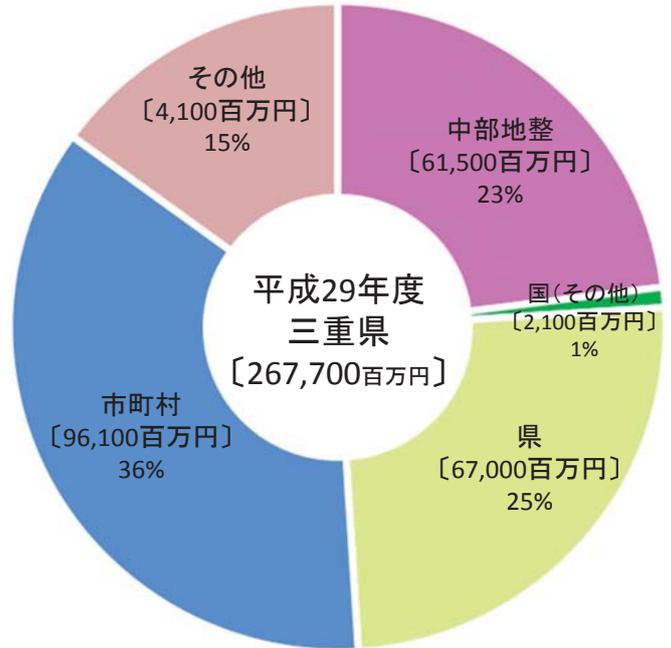
自己評価におけるH29の平準化の状況

(2)三重県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



ポイント

中部ブロックの平準化等の推進の為には、工事稼働件数、金額のシェアの多い県、市・町での取組が不可欠

※中部ブロック発注者協議会にて実施した自己評価における平成28年度の平準化の状況

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関

※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

平準化の促進に向けた取組(さ・し・す・せ・そ)

(さ) 債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

(し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

(す) 速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

(せ) 積算の前倒し

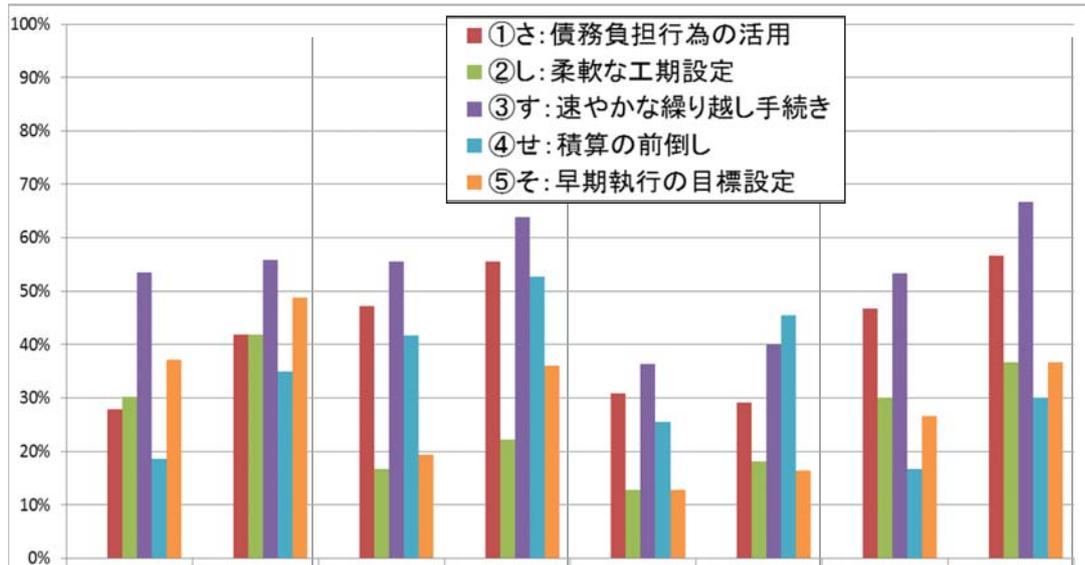
- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

(そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

○中部重点項目 施工時期の平準化の取組み状況(さ・し・す・せ・そ)

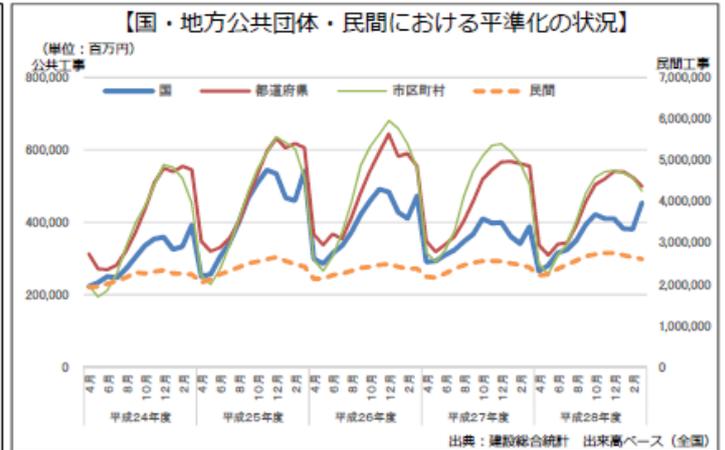
- 平準化の取組み5項目のH29実施状況は、「さ:債務負担行為の活用」が3~5割、「し:柔軟な工期設定」が1~3割、「す:速やかな繰越し手続」が4~5割、「せ:積算の前倒し」が2~4割、「そ:早期執行の目標設定」が1~4割。
- 平成30年度は、全5項目で取組の向上を目標としており、各県部会で推進。



項目	岐阜県 (県・市町村) 43		静岡県 (県・市町) 36		愛知県 (県・市町村) 55		三重県 (県・市町) 30	
	H29実績	H30目標	H29実績	H30目標	H29実績	H30目標	H29実績	H30目標
①さ:債務負担行為の活用	28%	42%	47%	56%	31%	29%	47%	57%
②し:柔軟な工期設定	30%	42%	17%	22%	13%	18%	30%	37%
③す:速やかな繰越し手続	53%	56%	56%	64%	36%	40%	53%	67%
④せ:積算の前倒し	19%	35%	42%	53%	25%	45%	17%	30%
⑤そ:早期執行の目標設定	37%	49%	20%	36%	13%	16%	27%	37%

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本整備総合計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請



公共工事の円滑な施工確保について（抜粋）（平成30年2月2日 国土入企第26号）／都道府県・指定都市あて通知

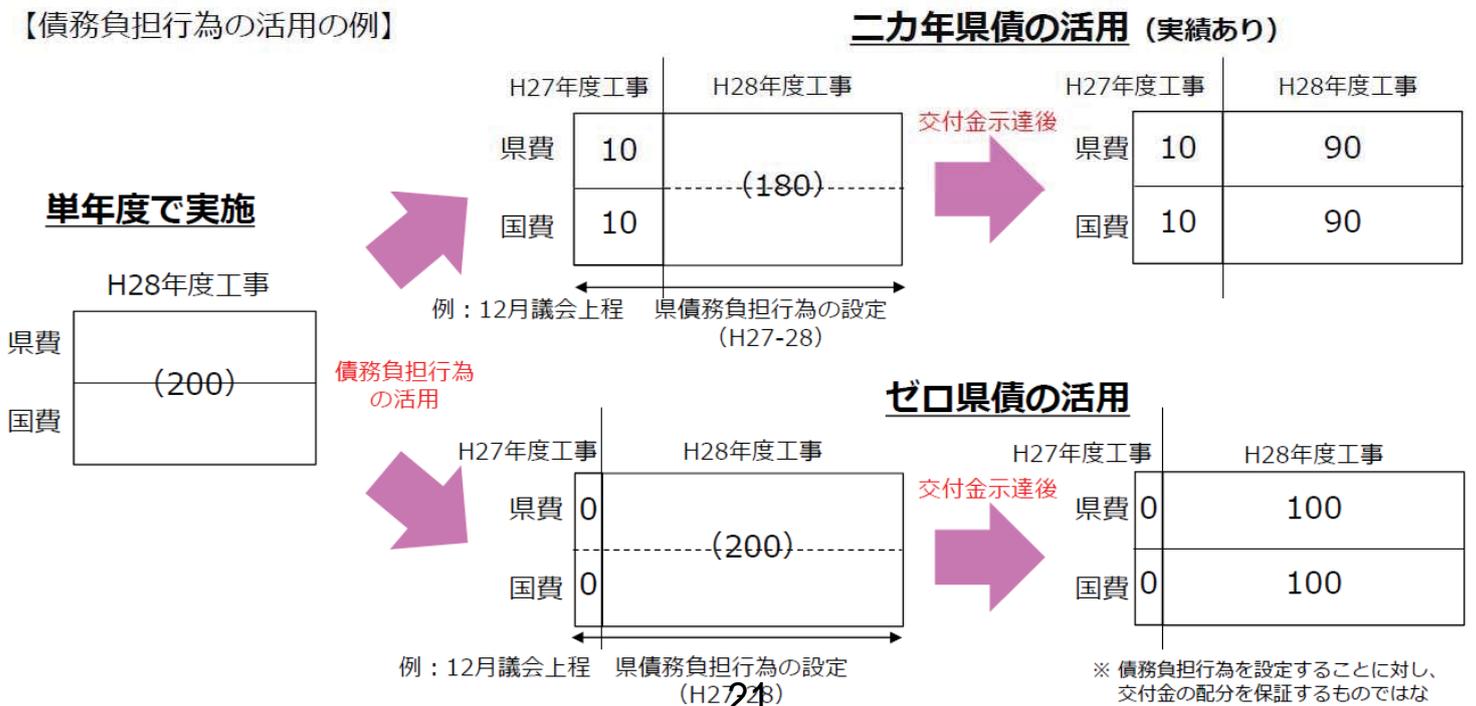
4. 施工時期等の平準化について 施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、また「余裕期間制度の活用について」（平成28年6月24日付け事務連絡）も参考に、債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。また、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

【参考】 国土交通省における平準化に向けた取り組み

社会資本整備総合交付金事業等における債務負担行為の活用が可能であることを通知

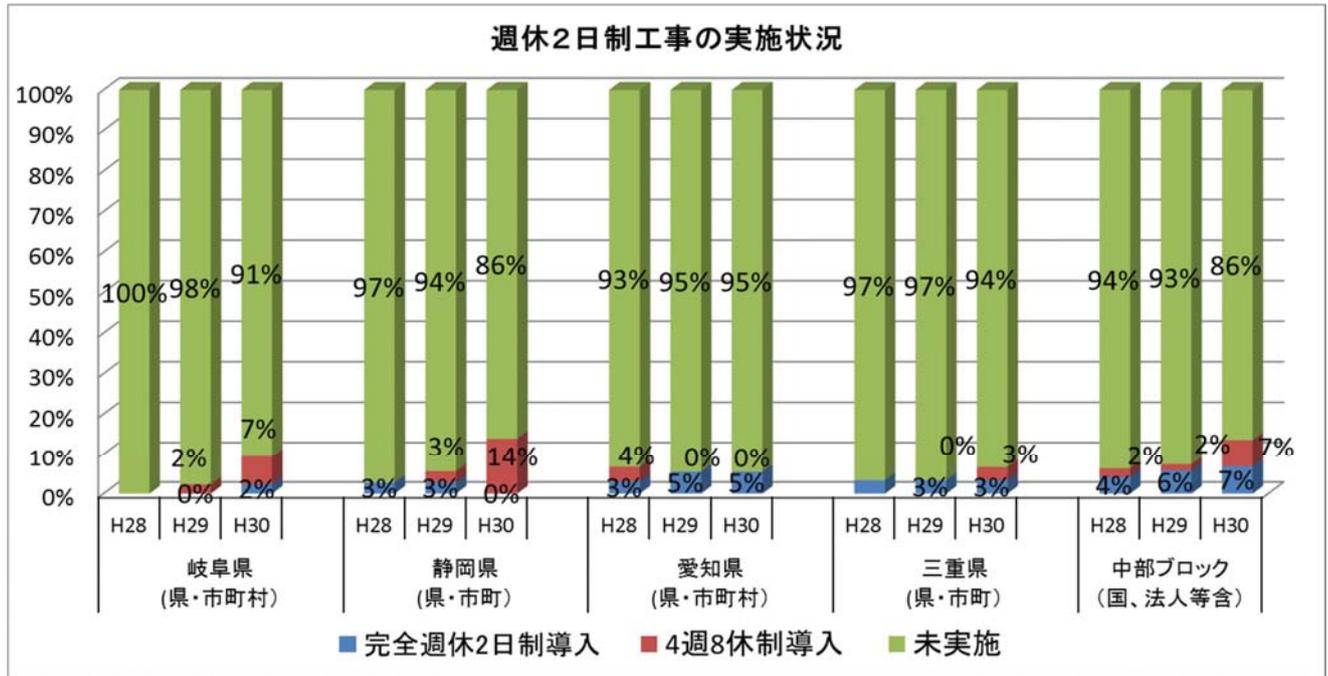
○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本整備総合計画に係る交付金事業等において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。（過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。）

【債務負担行為の活用の例】



◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組。

○ 中部ブロックの平成29年度の実績は、国、県、政令市、市の一部等で1割未満の実施であるが、平成30年度の目標では、市町等での取組みが進み1割を超える見込み。



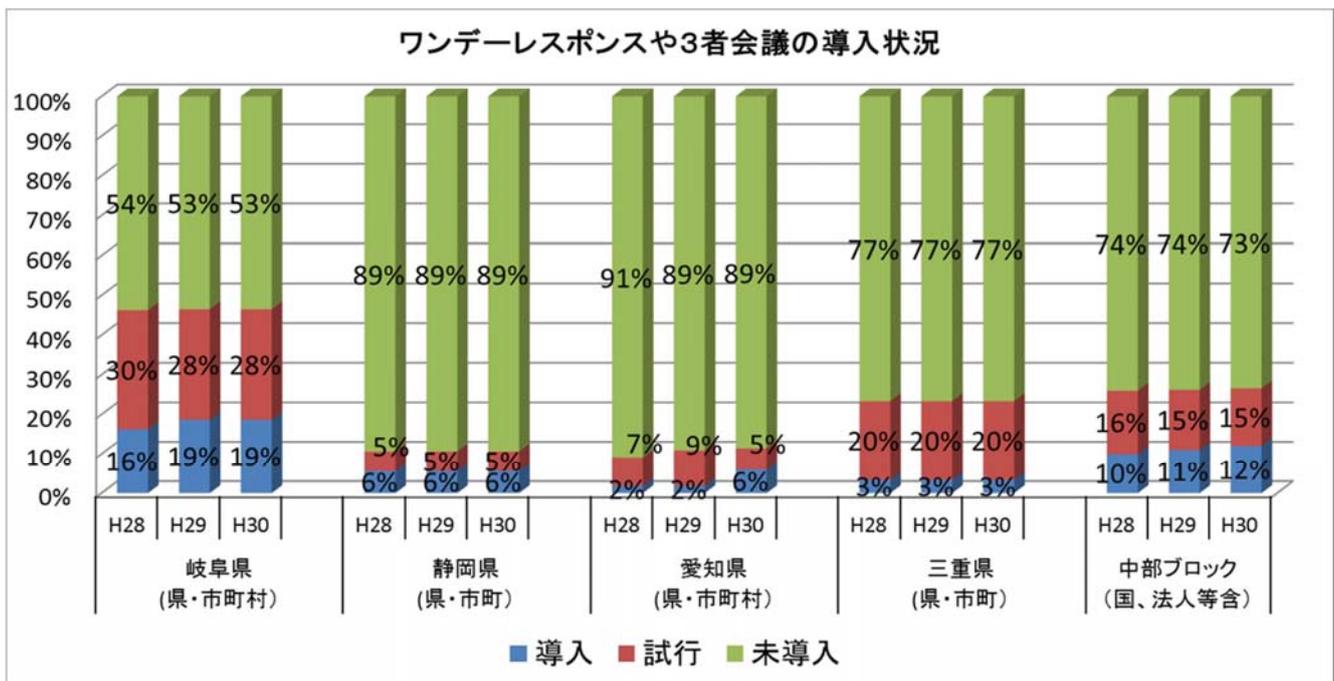
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(9) ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況

◇ 設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する会議の開催や各発注者は受注者からの協議等について速やか、かつ適切な回答を行うという取組。

○ 岐阜県では、約5割(試行含む)が導入。

○ 中部ブロックでは、約3割(試行含む)程度の導入状況。



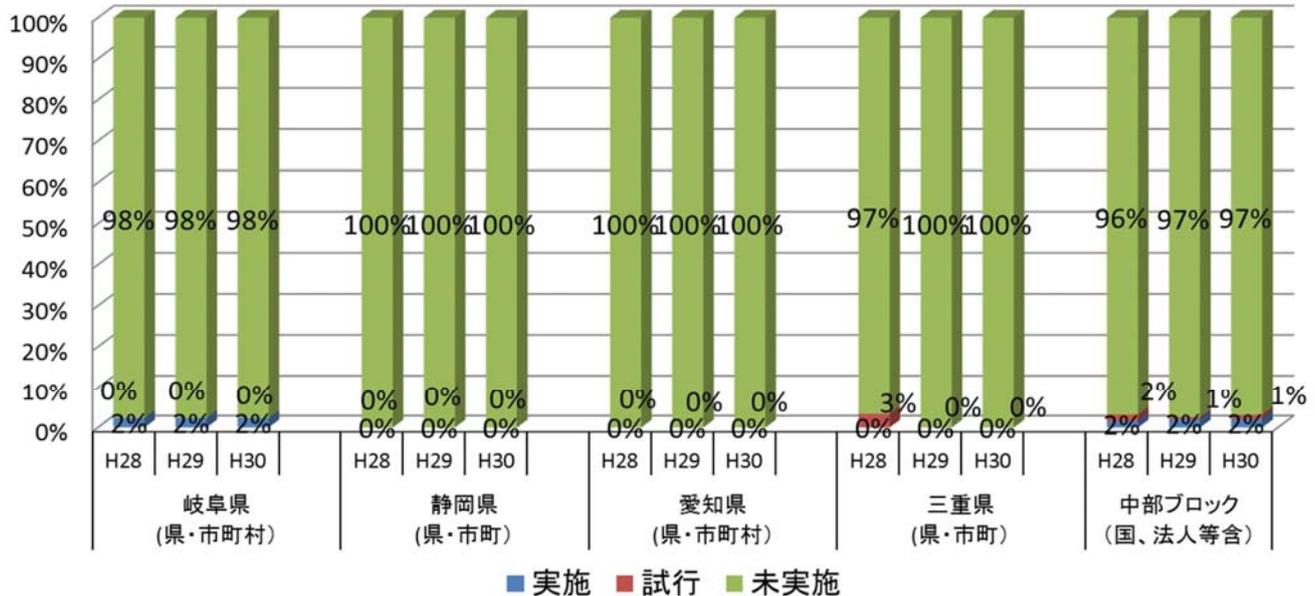
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(10) 受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)

◇ 受発注者間の工事情報を共有化することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組。

○ 殆どの発注者が未実施であり、中部ブロックでは3%程度(試行を含む)の実施状況。

受発注者間の工事情報の共有状況



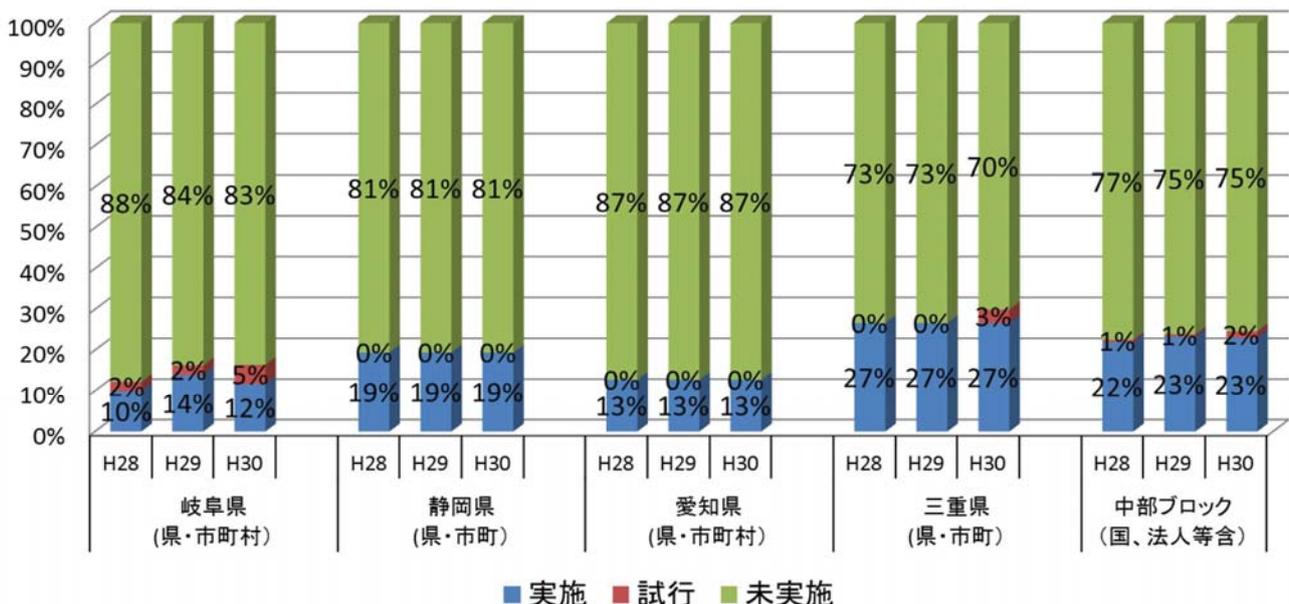
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(11) 受注者からの苦情処理を行う第三者機関等の設置状況

◇ 入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備する取組。

○ 中部ブロックにおける第三者機関の設置状況は、約2割程度(試行含む)。

受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況



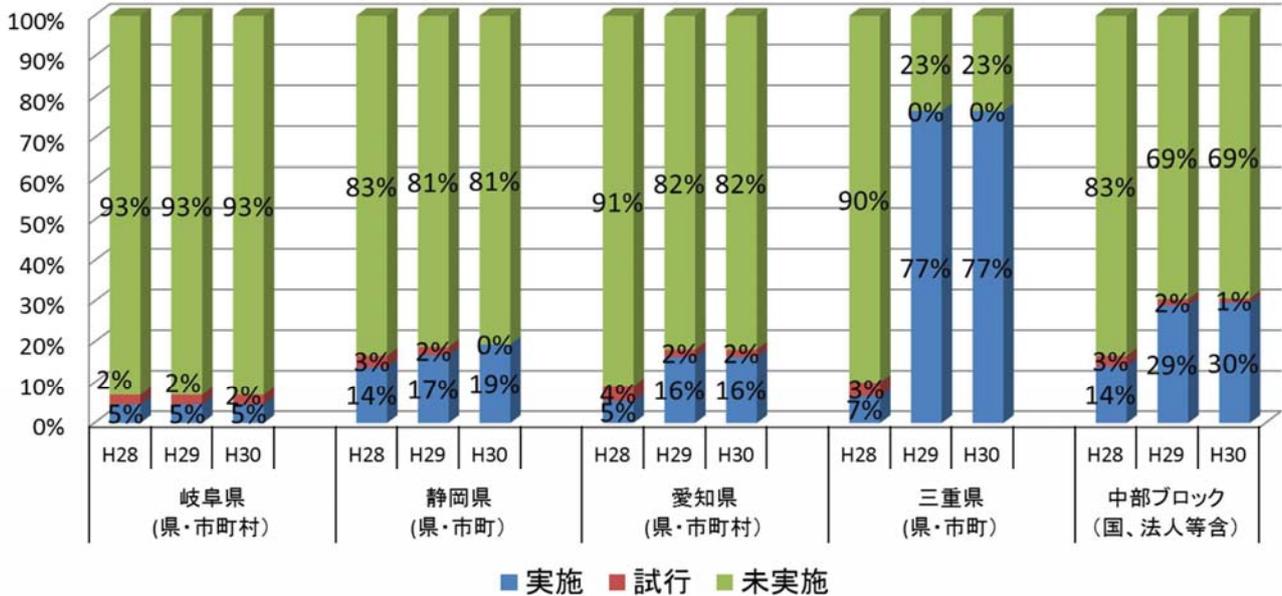
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(12) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況

◇ 公共工事施工の安全指針やマニュアルを整備することにより、安全対策の強化を図り、公衆災害事故、工事関係者事故を無くすことにより、もって工事品質の向上を図る取組。

- 三重県では、約8割が安全指針を整備。
- 中部ブロックでは、3割程度(試行含む)の整備状況。

公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況



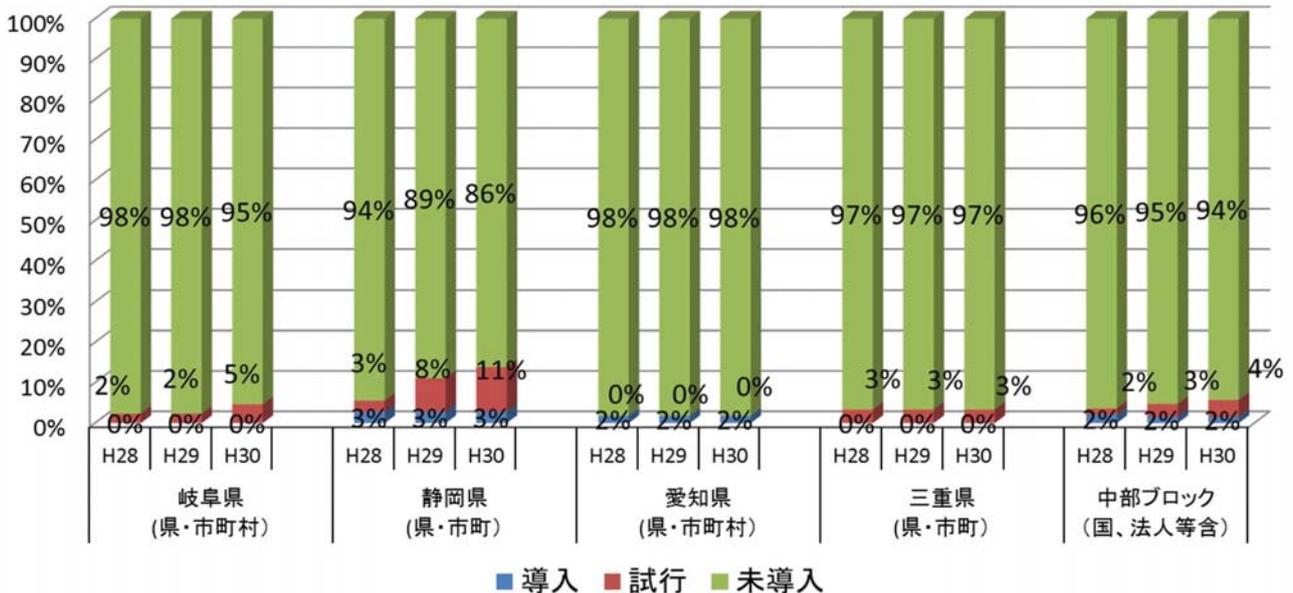
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・H30は、各発注者が定める目標値。

(13) 建設ICTの導入状況

◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

- 地方整備局で本格導入し、各県、政令市、市の一部で試行工事を含め実施。
- 平成30年度には、その他の市の一部で導入予定。

建設ICTの導入状況

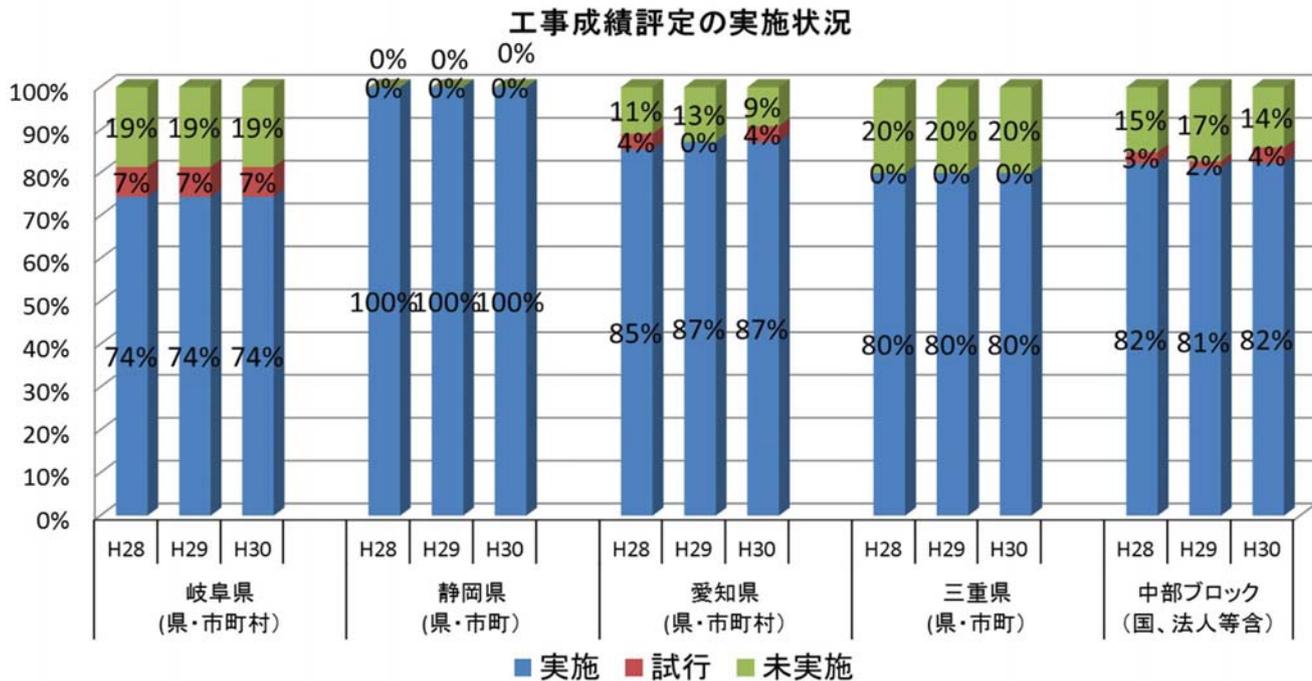


・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・H30は、各発注者が定める目標値。

(14) 工事成績評定の実施状況

◇ 適切な工事評定の実施により、不良不適格業者の排除や構造物の品質向上を図る取組。

○ 静岡県では、全ての自治体を実施。中部ブロックでは、約8割が実施。



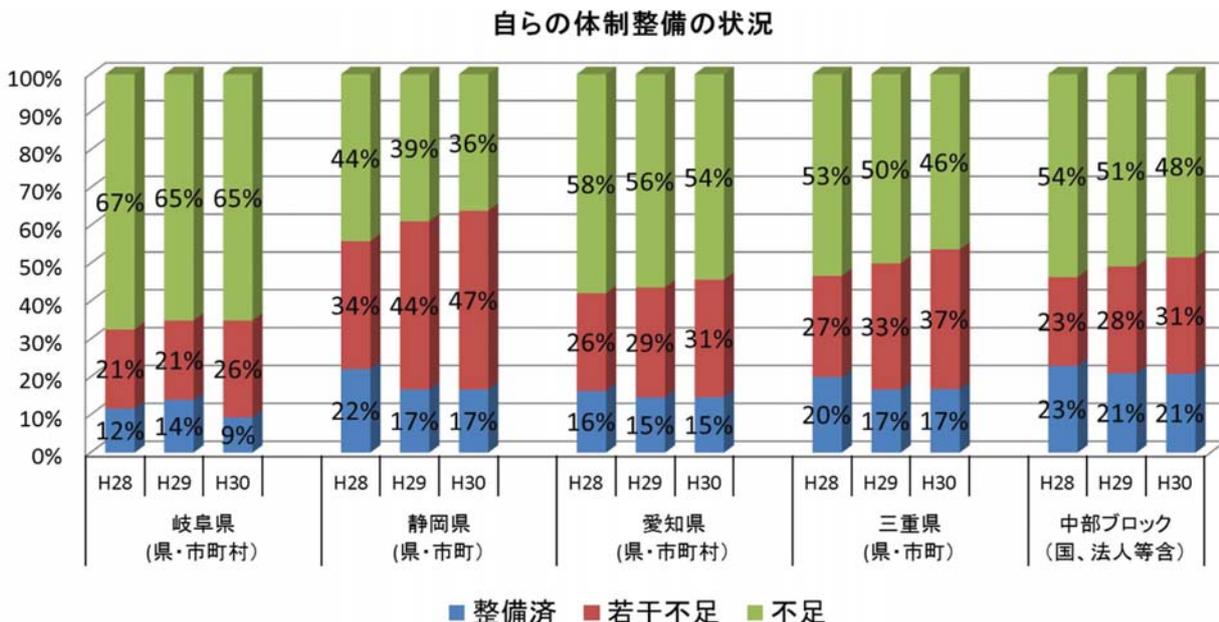
・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・H30は、各発注者が定める目標値。

(15) 自らの体制整備の状況

◇ 各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でない認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、困難な場合は発注関係事務を適切に実施することができる者の活用を促進するという取組。

○ 中部ブロックでは、自らの体制を「整備済み」と評価しているのは2割程度で、体制が不足している状況。

○ 外部委託の活用等により発注体制を整備する必要がある。



・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
 ・本調査は自らの体制の状況を自己評価したものである

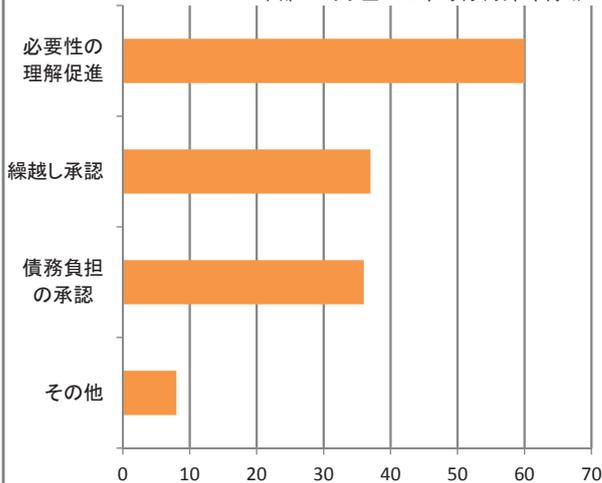
施工時期の平準化の取り組みでの課題

<参考>

- 自治体アンケートによる平準化の取り組みでの課題は、「必要性の理解促進」が最も多く、「繰越し承認」、「債務負担の承認」であり、財政部局・事業部局の双方の理解促進が重要
- 小規模工事が多い市町村では単年度事業のみの自治体や、規模の大きい事業については国庫補助事業が多く、施工時期が交付決定に左右されることから平準化は難しいとの課題。
このため、国庫補助事業の交付決定時期の早期化、債務負担を行うための事務の明確化、債務負担及び繰越し事務の簡素化等が課題。

平準化取組の課題(市町村)

中部ブロック全158市町村(政令市除く)



出典:自治体への「H29自己評価の重点項目、地区別発注見通しの取組推進に関するアンケート」より作成

■その他(主な課題)

(発注者側の課題)

- ・基本的に単年度事業しか行っておらず、金額の大きい事業については補助金事業が多く、その場合は補助金決定後に発注となるので、現状では工期等の関係から平準化は難しい。
- ・財源に国等の補助金を充当する事業では、補助制度上、施工時期が交付決定に左右され、また平準化を理由として繰越し承認を得ることは容易ではない。
- 維持・修繕的要素を含む工事が多数ある中、予算が限定的であり、平準化に向けた取り組みが困難である。
- ・大規模かつ長期の工事が無いため、実施していない。
- ・工事発注件数が少いため、年度によりばらつきが生じる。

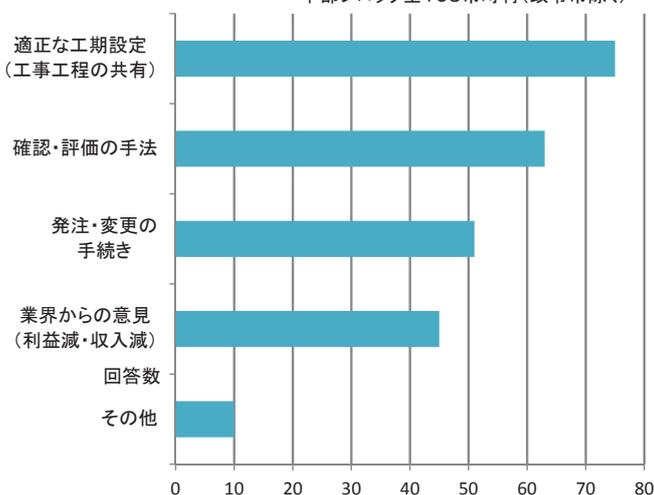
週休2日工事の実施にあたっての課題(自治体アンケート)

<参考>

- 自治体アンケートによる週休2日工事の発注の課題は、「適正な工期設定(工事工程の共有)」が最も多く、「確認・評価の手法」、「発注・変更手続き」であり、あわせて業界からの意見(利益減・収入減)も課題と認識(その他の意見、必要となるサポートの意見参照)
- 各県・政令市で試行・本格導入を進めているとともに、市町村等の一部でも、平成30年度から導入を予定している。

週休2日工事の発注の課題(市町村)

中部ブロック全158市町村(政令市除く)



出典:自治体への「H29自己評価の重点項目、地区別発注見通しの取組推進に関するアンケート」より作成

■その他(主な課題)

(発注者側の課題)

- ・発注担当課の理解力不足。要領等の作成。
- ・対象工事の選定及び調整に手間と時間がかかる。
- ・受注業者は建設機械のリース代など経費削減のため、休日施工による工期短縮をしていることから、発注者指定で発注し経費率を嵩上げるなどが実務的。(経費率の設定方法や費用負担の増大が課題)
- ・精算時の設計金額増額が、庁内の合意を得られない。
- ・夏休み工事など工期に制限のある工事に対しどう取り組むか。

(受注者側の課題)

- ・週休2日に見合った労務賃金とならないと、適用拡大は難しいのではないか。
- ・企業の利益や建設労働者の賃金への影響がないか。
- ・施行地域への影響や業者への影響など総合的な分析がされていない。
- ・建設業者へのアンケートにより可能な4週6閉所日確保モデル工事など段階的試行による対応

2. 地区別発注見通しの取組

地区別発注見通しの公表 (H29.4~)

中部ブロック発注者協議会

中部ブロック発注者協議会として、各発注機関の工事発注見通しの全容が、地域毎に把握できるよう「地区別発注見通し」を公表する取組をH29.4より実施。

国・県・市町村 196機関※のうち、182機関(約93%)が参画(H30.7現在)

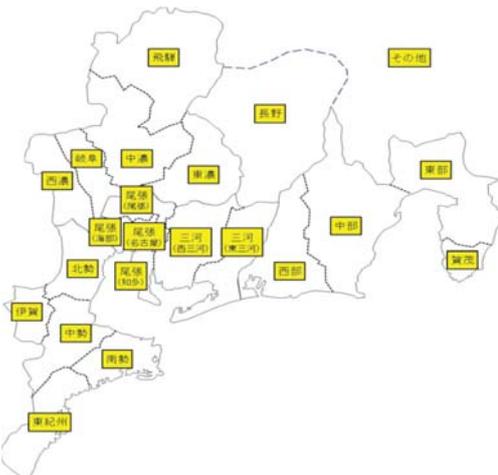
※協議会委員以外に、国土交通省東京航空局、大阪航空局、農林水産省関東農政局、防衛省南関東防衛局が参画(オブザーバーは除く)

【地区別発注見通し公表による取組効果】

- 建設企業の技術者の配置計画や労務、資材の手配に役立
- 年間を通じた仕事量の確保、繁閑の差の解消、人材・資機材の効率的な活用を促進でき「平準化」に有効
- 災害時においては、上記の他、建設企業が復旧・復興工事に協力できる範囲を容易に選択することが可能

◆発注見通しの地区割り(22地区)

【公表様式】



発注機関名	担当事務所(課)名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(至)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	工事概要	概算工事規模	任意項目 (未記入可)
											①
国土交通省 中部地方整備局	〇〇〇事務所	国道〇〇号 〇〇 橋下付工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇回半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、橋台2基、橋脚4基、 橋桁打杭(φ〇m、L=〇m) 〇〇本	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満	
〇〇県	〇〇〇事務所	一般道環〇〇線 〇〇道路改良工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇回半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、擁壁工一式、排水機場物 工一式	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満	
〇〇市	〇〇課	〇〇川〇〇護岸工 事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	指名競争入札	土木工事	第〇回半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 護岸工〇〇〇平方m、〇〇立法m	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満	
国土交通省 中部地方整備局	〇〇〇事務所	〇〇庁舎改修工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	建築工事	第〇回半期	約〇ヶ月	庁舎(R〇-2 〇〇平米)ほか 耐震改修	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満	

「地区別発注見通し」の公表（平成30年7月期）

【掲載工事数】

167機関 15,998工事

【掲載状況】

機関名	全機関数	参画機関数	※1 参画機関率	平成29年度※2 掲載工事数
国等の機関	32	32	100%	2,504
岐阜県及び 岐阜県内の自治体	43	31	72%	3,854
静岡県及び 静岡県内の自治体	36	36	100%	6,525
愛知県及び 愛知県内の自治体	55	55	100%	10,136
三重県及び 三重県内の自治体	30	28	93%	3,623
全体	196	182	93%	26,642

※1 参画機関率＝参画機関数／全機関数×100% ※2 月次データをもとに集計

「地区別発注見通し」への未参画理由（14市町村）

○「地区別発注見通し」への未参画自治体（14市町村）へのアンケート

『Q 「地区別発注見通し」が働き方改革や工事の平準化に寄与すると感じていますか？』
10自治体が『いいえ』と回答。⇒必要性の理解が不可欠

○参画するための課題としては、「業務量の増加」が多く、「公表規定の改正、集計方法見直しが必要」な自治体があり、参画に向けた改善が必要。

■参画における課題

課題	機関数
業務量の増加	11
必要性の認識不足	5
公表制度の改正手続き	2

■参画するために必要となる手続き等の意見

主な意見
公表規定の改正。各部署からの集計方法見直しが必要
業務が増え、担当者への負担が大きい各部署との調整が必要
各自治体へのリンク先が掲載されていれば十分

出典：自治体への「H29自己評価の重点項目、地区別発注見通しの取組推進に関するアンケート」より作成

三島市における平準化の取組について

1. 取組のきっかけ

- ▶ 当市における平成 29 年度建設工事の発注状況を分析
 - ✓ 第 1 四半期に全体の約 2 割、上半期工事契約件数については、全体の 6 割強であった。
 - ✓ 10 月の契約件数が約 2 割もあったことに加え、応札者のない入札は下半期に入り急増した。
 - ✓ 国、県、他市町などの発注機関との競合による技術者や交通整理人の不足なども理由のひとつとして考えられており、当市の発注の遅れが受注機会を失わせているとも言える。
- ▶ 建設業界は、国や県の平準化の取り組みを高く評価しており、一般土木の A ランク業者はその恩恵を受けている。一方、B、C ランク業者からは、市町に対して平準化を願う声が強く向けられている。

2. 取り組む時の課題

- ▶ 契約担当課は、平準化の掛け声は掛けられるが、実務は工事担当課である。
まず、副市長を委員長とし、工事担当課を所管する部長を委員として 8 名で構成する市建設工事等業者資格審査委員会で、下半期になると不調・不落が多数発生していること、県主催による意見交換会等により、業界からも平準化の要望があることを把握した。
- ▶ 課題としては、工事担当課による積算・設計の前倒しが必要となること、債務負担行為の設定に伴う補正予算が必要となることから、財政担当部課長の理解が必要なことを把握した。

3. 課題の解決方法

- ▶ 市建設工事等業者資格審査委員会において、ゼロ債務負担行為を増やして、工事件数の2割程度の目標(年間工事件数が約100件で、土木工事担当課で10件程度、その他工事担当課で10件程度の計20件程度)を協議・決定した。

財政担当部課長へ補正予算の説明を行い、部課長会議で土木工事の担当課などへ発注目標件数を示し、積算・設計の前倒しと債務負担行為の設定に伴う補正予算を依頼した。

4. 取組効果とさらなる向上への取り組み

- ▶ 平成30年市議会2月定例会において、平成29年度ゼロ債務負担行為の議決を経て、平成30年度予算のうち土木工事、舗装工事、水道工事及び電気工事の14件(執行率15%=14件/平成30年度工事発注予定93件)を前倒し執行した。

通常よりも応札者が増え、土木工事の落札率も92.71%から91.57%へと1.14%低くなっており、市財政上にも効果を発揮した。

- ▶ 平成30年度建設工事の事業執行に当たっては、年度当初から積極的な早期発注に努めるとともに、上半期の契約目標を9割に設定。

また、翌年度(平成31年度)の建設工事を前倒して発注するゼロ債務負担行為の目標を工事担当課における翌年度の工事予定件数の2割に設定し、工事担当課は計画的に事務事業の遂行を図ることとしており、年度末に工事が集中しないよう施工時期の平準化に向けて、より一層努力している。

<参考>

平準化率 α H28:0.25、H29:0.58

β H28:0.25、H29:0.64

稲沢市における債務負担行為による工事平準化に関する取組み

1 はじめに（稲沢市の概要）

稲沢市は、人口 137,080 人（H30.7.1 現在）で、日本のほぼ中央に位置する愛知県西部、濃尾平野のほぼ中央に位置し、東は青木川から、西は木曾川まで面しており、79.35Km²の面積を有しています。（東西約 14.6km、南北約 9.2km）

植木・苗木・盆栽の生産、野菜等の栽培に適した条件を備え、大都市近郊に位置しながら、水と緑に恵まれており、植木とぎんなんの産地として広く知られています。日本三大奇祭に数えられる国府宮神社の「はだか祭」が有名で、かつては尾張国の政治・文化の中心地として国府が置かれていた歴史あるまちです。

2 取組みの背景

- 平成 28 年 2 月 17 日付け、総行行第 41 号及び国土入企第 17 号により総務省自治行政局行政課長並びに国土交通省土地・建設産業局建設業課長名により「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」の通知がされました。
- 全国的に、以前より、道路工事が年度末に集中していることにより、道路利用者や建設業者等に与える弊害が懸念されていました。昨今、この問題改善に向けた工事発注及び施工時期の平準化などの取組みの必要性が重要視されています。
- その様な背景を受け、本市においても平成 27 年度末より、施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の導入について検討を開始したところです。

3 取組みのきっかけ

- 本市では、当初予算で不足する工事費を年度途中の補正対応により確保しておりましたが、その手法では、工事の発注及び施工時期が、下半期以降へとずれ込むことが避けられず、止むを得ず多くの工事を繰越明許事業として処理していました。

- ▶ 既に、国等の関係機関からは工事平準化に向けた手法として、債務負担行為の重要性が掲げられており、また、検討を始めた平成27年度末当時、本市財政部局に出向で在籍されていた県職員の方の助言もあり、本市においても、工事平準化の為の対応策として、債務負担行為に着目したところです。

4 取組みの課題と課題解決

(1) 債務負担行為の導入に向けては、以下のような課題がありました。

- ① 予算確保に向けた調整（財政部局、議会）
- ② 工事の契約方法等に関する調整（契約部局）

(2) 課題解決に向けた取組み

- ① 補正予算確保に向け、財政部局と調整を実施しました。

本市に出向で在籍されていた県職員の方の助言もあったことから、市の財政部局内でも工事平準化に向けた取組みについて、もともと関心が高かったこともあり、実際の債務負担行為に係る補正予算確保に際しては、順調に調整を進めることが出来ました。

議会に対しては、補正予算要求時、決算報告時に説明を行っています。

- ② 債務負担行為での予算執行については、翌年度予算であるため、補正年度での支払い（前払い）が出来ない、工期の設定については、年度を跨ぐ必要がある等の条件整理が必要であり、当該年度予算での工事と債務負担行為での工事との区別を行う必要がありました。

これらの条件整理のため、近隣市町に対し、発注手続き（指名審査委員会の開催時期、工期の設定、受注者への支払い等）について聞き取りを行い、市内部の関係部局と協議を行う際の参考としました。また、当制度導入に当たって、市建設協同組合を通じ、建設業者に対しても、内容を説明し協力・理解を求めた上で発注事務等を進めました。

①②何れについても、関係部局との調整・折衝に際しては、他市の聞取り状況の整理や工事平準化の必要性を訴えるための資料作成等に、一定の期間や労力を要し、苦慮した部分です。

5 取組み効果とさらなる向上への取組み

当制度の導入により、発注時期や年度末に集中していた工事完了日が分散されたことにより、発注、設計変更及び完了手続き等の工事に関する事務手続き等が分散され、建設業者のみならず、市役所内の工事関連事務においても年度を跨いだ処理が可能となり、工事及び業務の平準化に対し、一定の効果をあげています。

現在、工事予算に占める債務負担行為の割合を高め、更なる工事及び業務の平準化に努めています。

○導入年度

平成 29 年度当初予算：債務負担行為（平成 28～29 年度）＝ 3 億：1 億

○翌年度

平成 30 年度当初予算：債務負担行為（平成 29～30 年度）＝ 3 億：2 億

<参考>

平準化率 α H28 : 0.35、H29 : 0.51

β H28 : 0.44、H29 : 0.52

○地元要望工事の発注平準化(H28～29実績による整理)

事項	当該年度(H28年度)												翌年度(H29年度)			備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月
予算	当初								補正			(繰越)	当初				
要望	区長会	要望 立会											区長会	要望 立会			
当初 及び補正	着工件数 → 3	着工件数 → 12	発注 着工 完了件数 → 34	15	1	21	15	17	19	2	1	完了	H28年度当初・補正分計105件				・新年度当初、要望順次受付 ・従来は年度当初に工事発注空白期間があった(要望後、立会を実施し、工事箇所の取りまとめや、発注準備の時間を要するため) ・9～12月に発注業務集中 ・年度末に変更業務集中
債務負担 H28～29									着工件数 → 12	発注	4	6	H28～29債務負担分計22件				・発注は年度末の事務多忙前(変更業務等) ・次年度予算の先食いとなる(支払いは次年度) ・4～7月の年度端境期に施工が可能

◎債務負担行益を取り入れたことによるメリット

- ①当初・補正分の9～12月頃の発注が減ること、速やかに債務負担分の発注作業に移行できる。
- ②当初・補正分の1～3月頃の完了が減るため、年度末の変更の事務量が軽減され、業務のピークが平準化される。
- ③4～7月頃の年度当初の端境期に実施できる債務負担分の工事が増えるため、更なる平準化となる。

◎債務負担行益のデメリット

- ①関係部局の理解度や協力体制によっては、調整等が難航する恐れがある。
- ②年度当初の工期となるため、水路が絡む工事には向かない。
- ③前払いが出来ない。



各機関の取組

平成30年7月

中部ブロック発注者協議会

1. 中部地方整備局の取組み

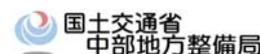
- (1) 地方自治体等支援
- (2) 働き方改革等
- (3) 生産性の向上(i-Constructionの推進)

中部ブロック発注者協議会

(1) 地方自治体等支援



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成30年度における地方自治体等支援の概要

【必ず実施すべき事項】 発注者間の連携体制の構築 → 地方自治体支援の実施

協議会事務局における取り組み

相談窓口の設置・情報共有

- ・公共工事品質確保の相談窓口の設置
- ・改正品確法受注者アンケート(窓口)の設置

研修・講習会の実施

- ・改正品確法運用指針講習会(県部会等)
- ・地方自治体の講習会・研修へ講師派遣 5/10静岡県、5/30清洲市、7/10津市、8/31岐阜県
- ・直轄の工事監督・検査担当職員研修、中部地整研修への自治体職員受け入れ

直轄工事検査への臨場立会

- ・直轄工事の検査に自治体等臨場立会

人的支援

- ・地方自治体の総合評価審査委員会へ委員として職員を派遣

外部からの支援体制の活用

- ・中部ブロックで「公共工事発注者支援機関の評価制度」の適切な活用
認定機関として[土木]5機関 [建築]5機関を認定 (平成30年1月26日現在)

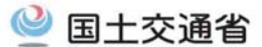
(2) 働き方改革等

・施工時期の平準化 ・週休2日工事



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(第1次改訂)



(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法(H31.4.1施行)に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事实施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日(週休2日等)
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。
補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関(コトワカヨリ・マゼミ外企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要がある。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとられない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。
※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

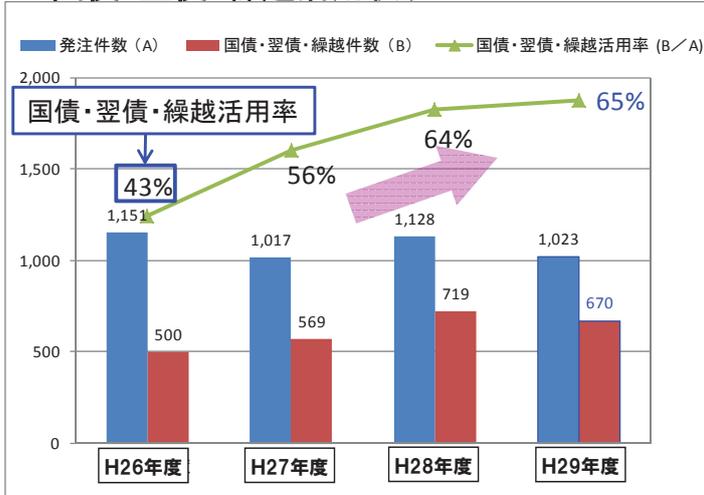
長時間労働の是正	給与・社会保険	生産性向上
<p>罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。</p> <p>○週休2日制の導入を後押しする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する ・週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する <p>○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める 	<p>技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。</p> <p>○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する ・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇う専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける <p>○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する <p>※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。</p>	<p>i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。</p> <p>○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大） ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する <p>○仕事を効率化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準等を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する <p>○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める <p>○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する</p>

中部地方整備局における平準化の取り組み(工事)

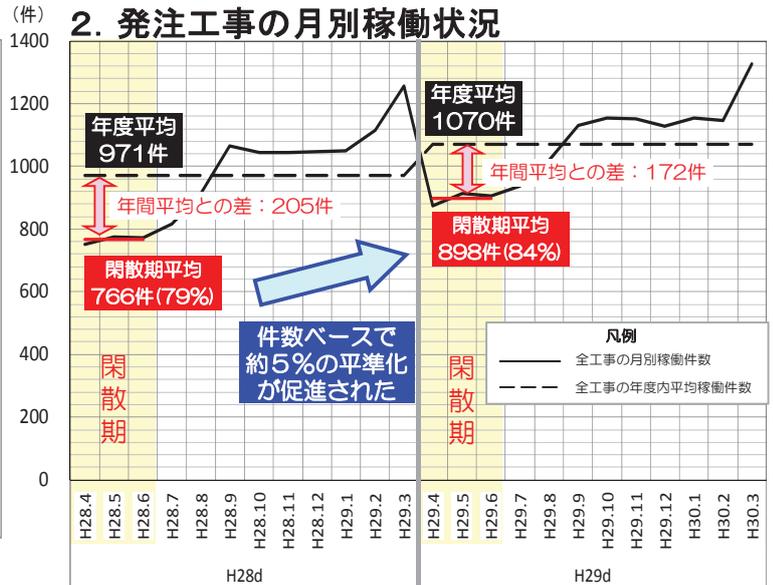


- ・工事量・施工時期の平準化により、効率的な人員・機材配置が可能
- ・引き続き、国債・翌債・繰越の活用を推進中(H29年度実績:約65%)
- ・早期発注、ゼロ国の活用により4~6月の平均稼働件数は**平準化が促進**されている。

1. 国債・翌債・繰越活用状況



2. 発注工事の月別稼働状況



平準化率 (4-6月平均/当年度月平均)	年度	
	平成28年度	平成29年度
① 閑散期*平均稼働件数	766	898
② 年度内平均稼働件数	971	1070
差 分 (②-①)	205	172
稼働率 (①/②)	78.9%	83.9%

※閑散期：4~6月 稼働件数は工期に当該月が含まれている工事の総件数を集計

○取組概要

若手技術者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が懸念されている。

→ 建設業の担い手が、長く安心して働くことができる取り組みとして H27年度より週休2日工事を試行

○H29年度以降の試行方針(H29年7月1日以降公告より適用※一部先行案件を除く)

原則、維持工事や緊急工事等を除き**全工事を対象**とし、発注者指定型と受注者希望型により発注する。

本官工事は「**完全週休2日**」、分任官工事は「**週休2日相当**」により休日取得を確認

準備・後片付け期間の見直し

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定
■ H29年度に見直しを行った工種

工種区分	準備期間		後片付け期間		20日
	現在の設定	最低必要日数	現在の設定	最低必要日数	
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日		
PC橋工事	30~90日	70日	15~20日		
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日		
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日		
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日		
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日		
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日		
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日		

工期設定支援システムの導入

※平成29年度より、維持工事を除き原則として全ての工事で適用

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する**工期設定支援システム**を導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム(イメージ)



適切な条件明示の徹底

※平成29年度より、維持工事を除き原則として全ての工事で適用

○ 設定した工期に特記事項がある場合には、追加特記仕様書に条件を明示。

工期：平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいます。
※発注者指定型が変更されていることにより、工事の完了時期が変更されている場合は、当該事項を記載すること。

【例】当該箇所は、平成▲年▲月▲日に供用を予定している箇所である。

①準備期間	○日数
②後片付け期間	○日数
③雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数。実働日数×係数)	○、○
④地元調整等による工事不可期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで	○日数
⑤	
⑥	

※上記の他、特別に見込んである日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。
※全期間の設定がある場合は、全期間の特記記載欄を踏まえて記載すること。

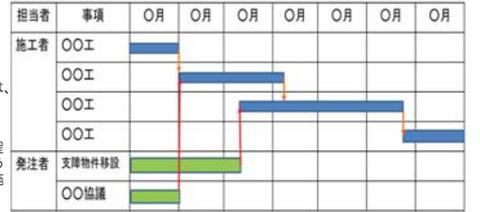
工事工程の受発注者間での共有

※平成29年度より、原則として全ての工事で適用

○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画を作成
- ② 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- ③ 施工中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施



週休2日試行工事について

○これまでの取り組み(H27・H28年度)

若手技術者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が懸念されている。

→ 建設産業の担い手が、長く安心して働くことができる取り組みとして **完全週休2日制工事**を試行

H29・H30年度 実施方針

✓ 本官工事 … **完全週休2日** (毎週土日・祝祭日を完全に現場休工とする)

- 対象期間：工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間
- 非対象期間：準備・後片付け期間、夏期・年末年始休暇、天災(豪雨、地震等)に対する突発的な対応期間等
- 休工対象期間：土・日・祝日とする
※天候(降雨・積雪等)により休工した日は**カウントしない**

✓ 分任官工事… **週休2日相当** (現場閉所日数を全体の2/7(週休2日相当)とする)

- 対象期間：工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間
- 非対象期間：準備・後片付け期間、夏期・年末年始休暇、天災(豪雨、地震等)に対する突発的な対応期間等
- 休工対象期間：土・日・祝日と問わず対象期間の2/7以上の日数とする
※天候(降雨・積雪等)により休工した日は**カウントする**

✓ 完成時の工事成績評定

H29 試行工事において、週休2日制の確保で工事成績評定にて**評価**



H30 試行工事において、週休2日制の確保で工事成績評定にて高く評価(評価項目を拡充)

平成29年度	週休2日の間接工事費の補正(試行)					不履行
	4週4休	4週5休	4週6休	4週7休	4週8休	
○発注者指定型	補正なし				補正あり	※減額する
○受注者希望型	補正なし				補正あり	精算型
○対象外工事	補正なし					—



平成30年度	週休2日の取得に要する費用の計上(試行)					不履行
	4週4休	4週5休	4週6休	4週7休	4週8休	
○発注者指定型	補正なし				補正あり	※減額する
○受注者希望型	補正なし		実施率に応じ補正			精算型
○対象外工事	補正なし					—

※当面の間は、精算型で対応

■補正係数(土木工事の場合)

平成30年4月1日以降の入札公告する工事から適用

	平成29年度
	4週8休以上
労務費	—
機械経費(賃料)	—
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.04



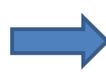
平成30年度		
4週6休	4週7休	4週8休以上
1.01	1.03	1.05
1.01	1.03	1.04
1.01	1.03	1.04
1.02	1.04	1.05

設計業務等の就業環境改善の取り組み

“ウィークリー・スタンス”の行動計画

1. 担い手確保に向けた建設コンサルタンツ業界の課題及び取り組み

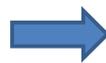
- (1) 企業経営の安定と**処遇改善**に向けた環境改善
- (2) 新3K(勤務地、給与、**休日**)対策



ノー残業デーの実施
(H26.10月毎水曜日 協会全会員により実施)

2. 業務執行における建設コンサルタンツ協会から発注者への改善要望事項

- (1) 発注にあたっての適正な工期設定、納期の平準化
- (2) **業務依頼の改善**
(時間外の作業依頼、節度ある提出期限の設定)



長時間労働・休日出勤の解消を！！

3. 就業環境改善に向けた発注者としての取り組み

《取組方針》 発注者として受発注者対等な立場を再認識し、“ウィークリー・スタンス”の徹底を図る

《ウィークリー・スタンス「(仮称)chubuミッション5」》

1. 依頼は、主任調査員名でメール送信
2. 原則、勤務時間外の作業依頼禁止
3. 作業内容に見合った作業期間確保(最低3日間)
4. 週末依頼の週初め提出期限の禁止
5. 原則、16時以降の打合せ禁止

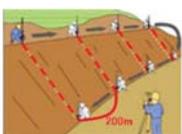
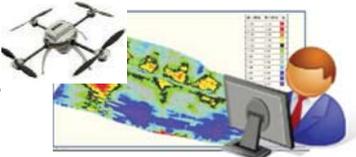
金	土	日	月	月	火	水	木	金
依頼	✗		提出	依頼	作業期間 (最低3日間)			提出
9	10	11	12	13	14	15	16	17
受注者 移動 時間	打合せ 時間帯 (10時～12時)		昼食	打合せ 時間帯 (13時～16時)		受注者 移動 時間		

(3) 生産性の向上 (i-Constructionの推進)

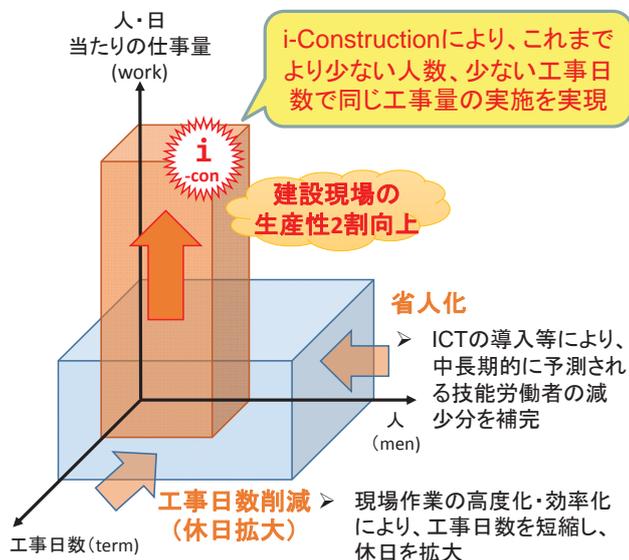
i-Construction ～建設業の生産性向上～

中部地方整備局

- 建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」。
- 人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠。
- 国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す。

測量	3次元測量(UAVを用いた測量マニュアルの導入)
	
施工	ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)
	
検査	検査日数・書類の削減
	

【生産性向上イメージ】



1. ICTの全面的な活用を推進する工種

<拡大>

- ICT土工
 - ①技術者支援工事の実施(試行)
 - ②ICT(土工)の多様化(作業土工(床堀)、補強土壁(盛土))(試行)

○ICT舗装 As舗装に加え、Co舗装を実施

<継続>

- ICT浚渫工(河川) ○ICT砂防(中部独自として継続実施)
→BIM/CIM砂防へと進化

2. 3次元データ利活用のための対象業務の拡大

- ICTを活用した測量業務等
 - ・3次元設計の拡大に向けた3次元データ収集業務の実施
- CIM活用業務
 - ・大規模構造物の設計等においてCIMを活用(詳細設計は原則対象)
新丸山ダム、設楽ダム、トンネル、橋梁 他
- CIM活用工事
 - ・大規模構造物においてCIMの活用を引き続き実施
- BIM/CIM砂防の取り組み
- ECI(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)の導入とCIMの活用(静岡国道事務所 国道1号 清水立体 八坂高架橋)

3. i-Construction推進のための普及・促進施策の充実

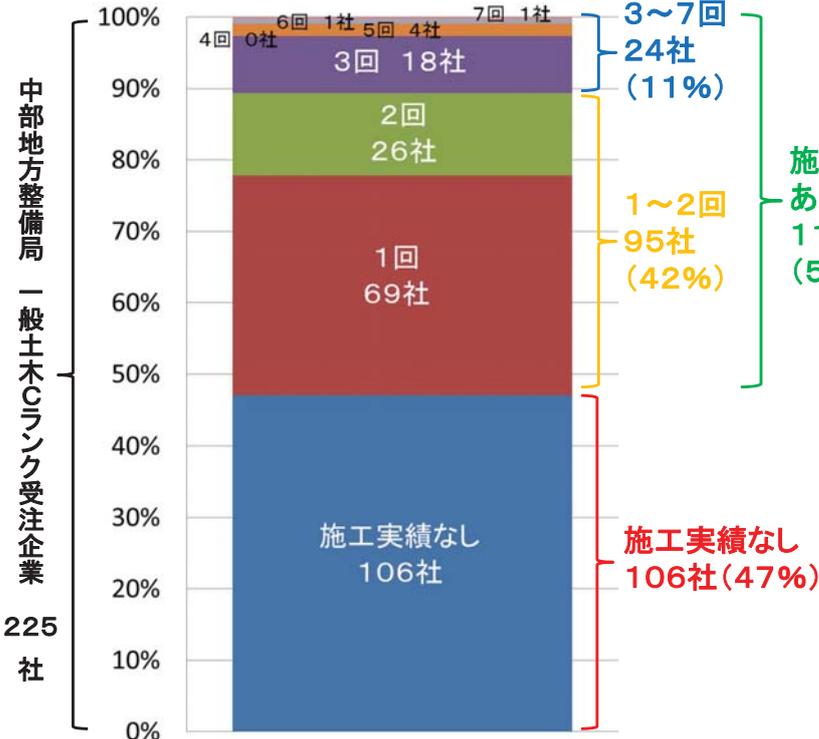
- 発注者
 - ①国及び地方自治体職員向けの人材育成
 - ・工事監督職員研修、実施方針説明会の開催
 - ・3次元データ利活用を業務に実装するための研修
- 受注者
 - ②自治体工事を対象とした普及加速事業の実施(三重県)
 - ③ICTアドバイザー制度等を活用した技術支援の拡充
 - ・ICT活用工事におけるQA集の作成
 - ・技術者支援工事の実施(試行)
 - ④実践的な現場技術力修得のための研修
 - ・ICT施工講習会をシリーズ化で開催
 - ・i-Construction攻略フェアの開催
 - ⑤i-Constructionの裾野を広げる広報活動の積極的な展開
 - ・現場技術体験会、技術講習会の開催
 - ・建設技術フェアin中部の場において、i-Constructionを主催企画として開催
 - ・ICT施工に利用できる補助金・税制優遇等の周知
 - ・ICT施工における相談窓口の充実
- 担い手
 - ⑥担い手確保として建設現場の魅力を学ぶ取組
 - ・学生のためのICT講座の継続

4. 官庁営繕における取り組み

受注者の経験・実績に応じた施策の展開

H29年度まで

1企業あたりのICT(土工)受注件数(H28~29)

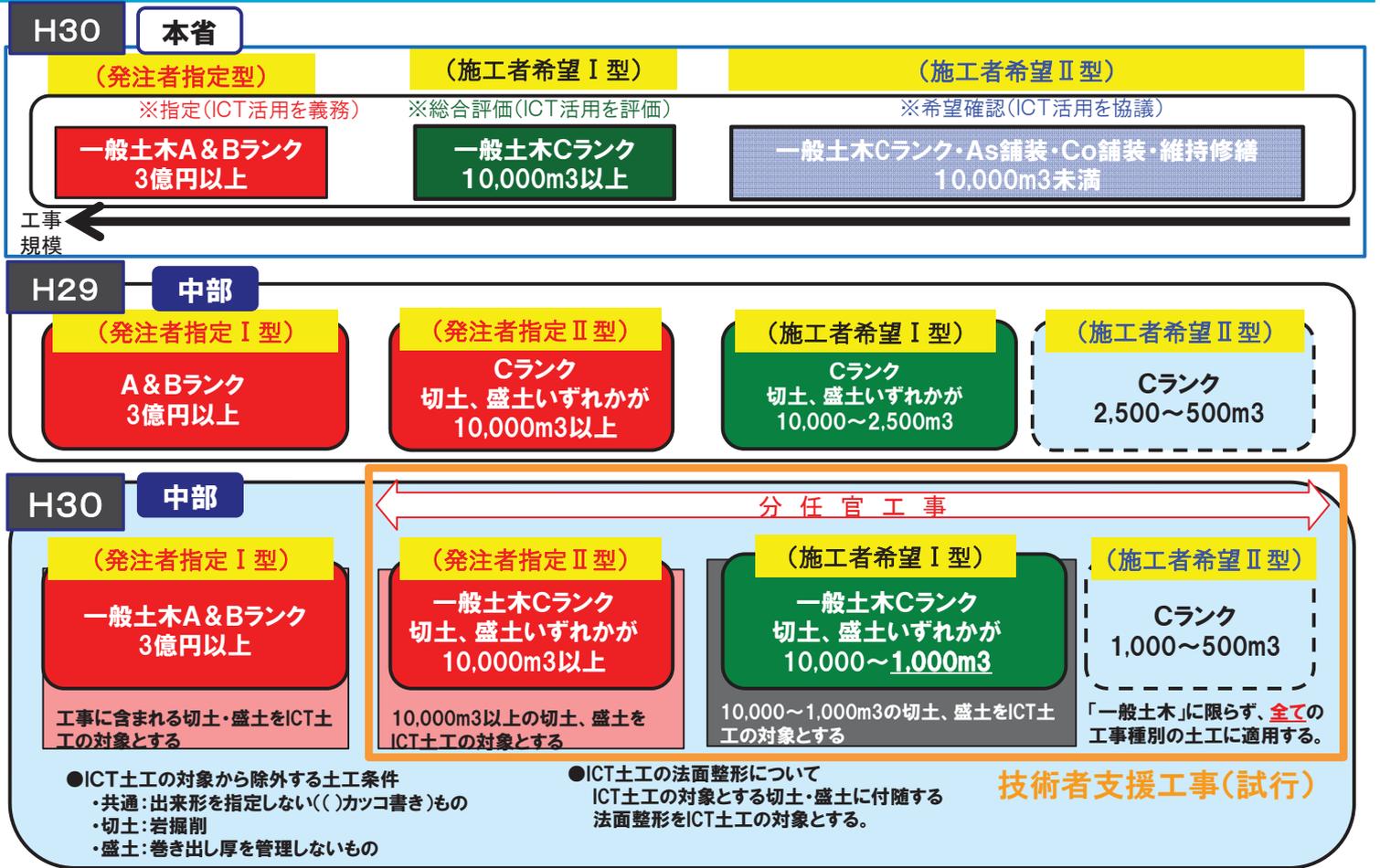


H30年度

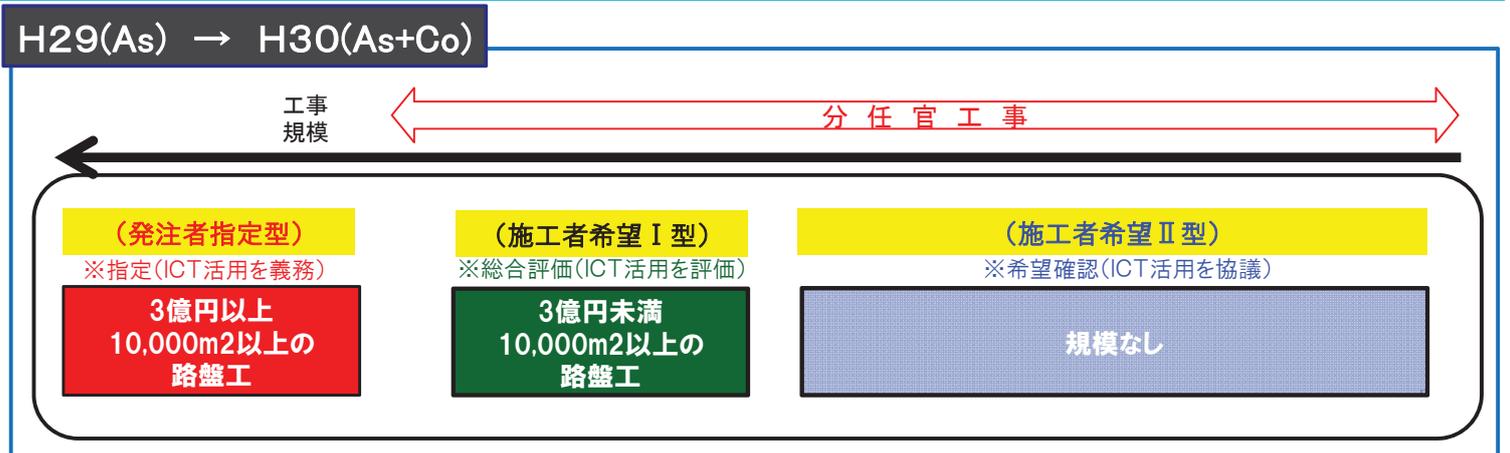
取り組み方針



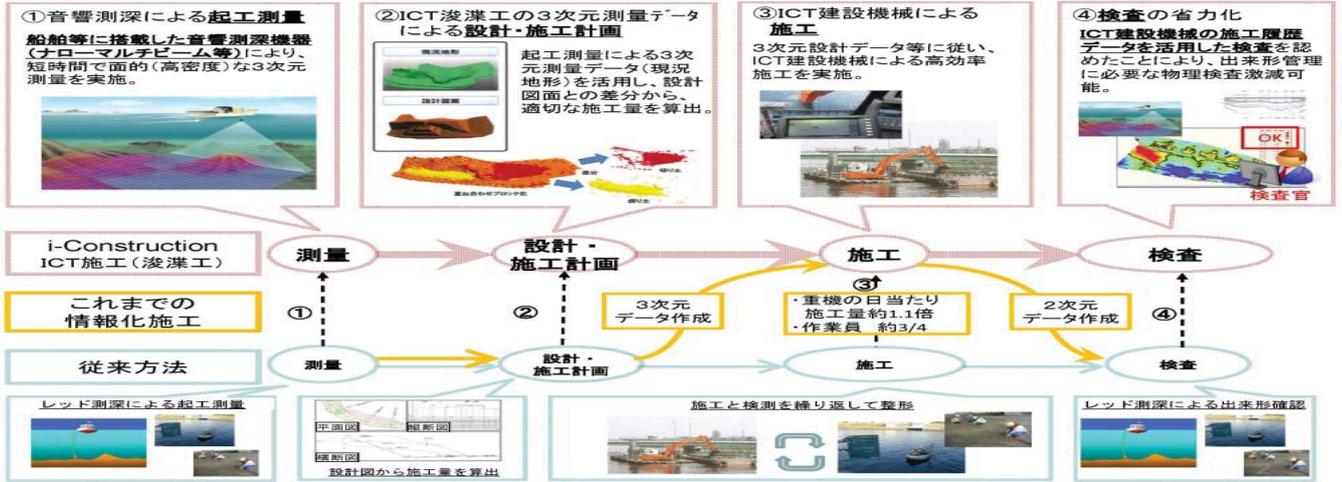
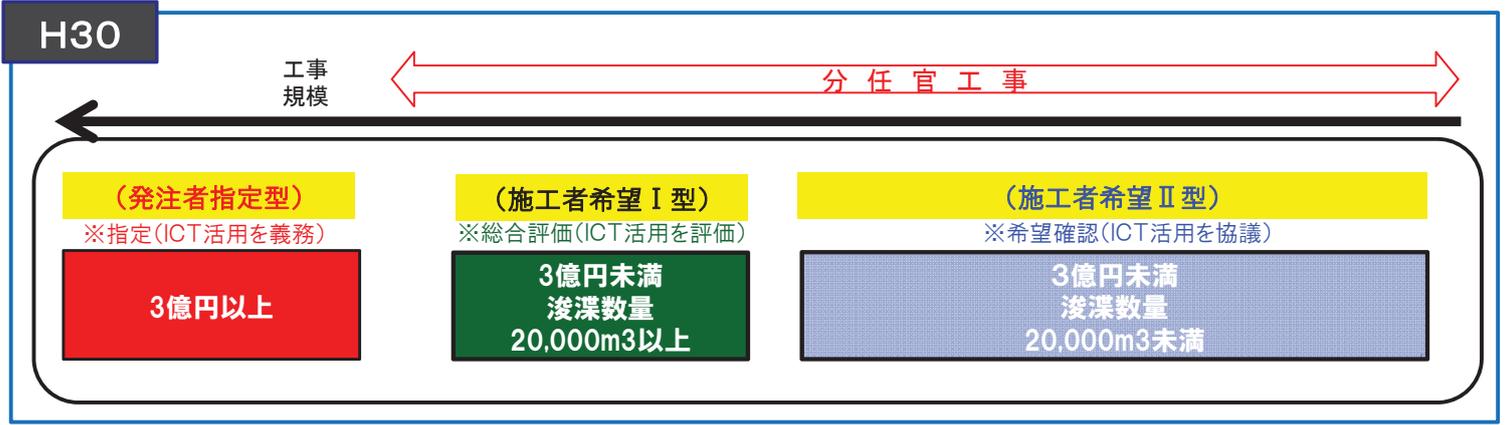
【ICT活用工事(ICT土工)中部地整の発注方針(H30)】



【ICT活用工事(ICT舗装工)中部地整の発注方針】

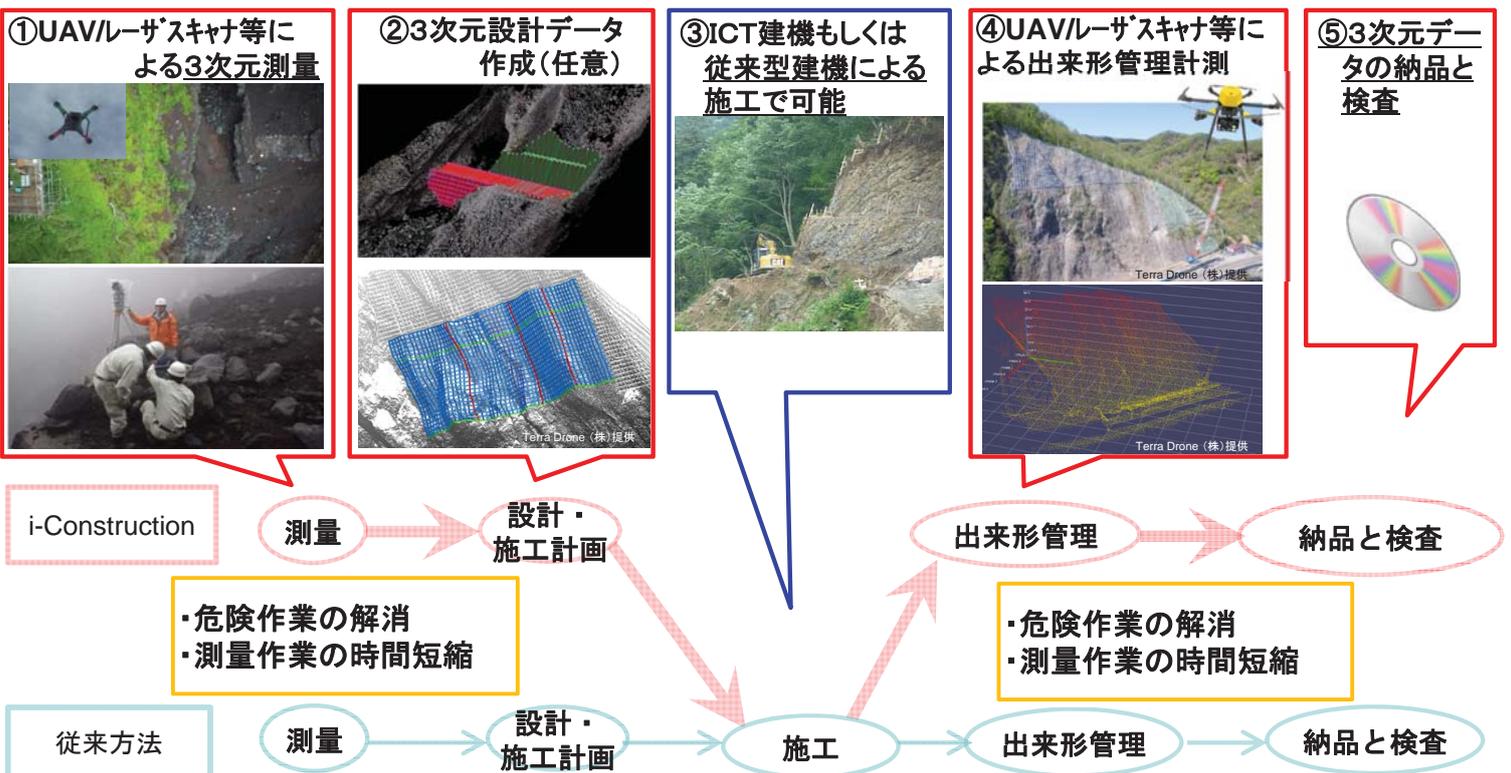


【ICT活用工事(ICT浚渫工(河川))中部地整の発注方針】



【ICT活用工事(ICT砂防)中部地整独自の取り組み】

○砂防工事において起工測量・出来形管理にUAV等、ICTを最大限活用することにより、測量作業の時間短縮と危険作業の解消に寄与(平成29年度 6件)



ICT(土工)の多様化(作業土工)(試行)中部地整の取り組み

- ICT(土工)において、受け取り対象物である切土と同時期に施工する構造物の作業土工において、3次元設計データを作成し、ICT建機による床堀を実施。
- 丁張りが不要になるとともに、場所打杭などの障害がある構造物の床堀においても施工効率の向上を期待。
- 平成30年度は、数件の工事で試行し、施工効率や安全性等も含め、効果検証を実施。



ICT(土工)の多様化(補強土盛土)(試行)中部地整の取り組み

- ICT(土工)において、盛土などと同時期に施工する補強土壁工(盛土)において、3次元設計データを作成し、ICT建機による盛土を行うとともに、TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理を実施。
- 現場での施工がICT建機により効率化されるとともに、より高精度で確実な締固め管理が期待される。
- 平成30年度は、数件の工事で試行し、安全性や施工効率等も含め、効果検証を実施。



ICTの普及・促進施策の充実

 国土交通省 中部地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism


i-Construction

①発注者 ICT活用工事監督職員研修を開催

 国土交通省
中部地方整備局

ICT活用工事の実務における基本知識や円滑な監督・検査業務に必要な運用ルールなどを修得するため、基本知識やより実践的な実務体験を交えた研修を実施。

平成29年度 実施状況

日時：平成29年4月25日(火)～28日(金)
平成29年7月31日(月)～8月3日(木)
(2回の研修で事務所職員41名、自治体9名が受講)

会場：1～4日目：中部技術事務所
→基礎知識の取得
(うち半日)：コマツIoTセンター 中部
→実践知識の取得

研修対象者：中部地整職員(主に監督職員)、自治体職員

主なカリキュラム

- ・ICT活用工事の手引き
- ・ICT活用工事におけるUAV・LS等測量
- ・ICT建設機械総論
- ・ICT建機とUAVデモンストレーション
- ・ICT関連ソフトを使ったICT活用工事の流れ
- ・ICT活用工事の検査・監督
- ・ICTアドバイザー制度とICT活用工事事例紹介

講師等協力団体

- ・建設ICT導入普及研究会 会員
- ・ICTアドバイザー



コマツIoTセンター中部



研修風景(中部技術事務所)

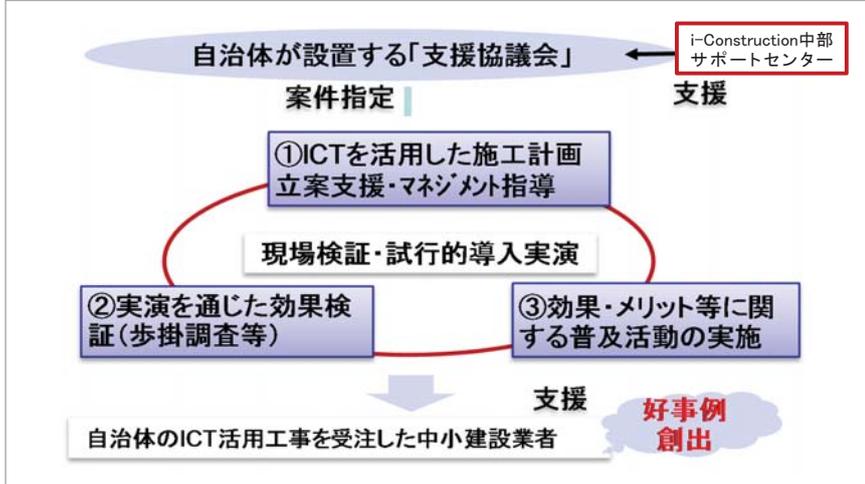


研修風景(コマツIoTセンター)

- 国土交通省では、建設事業の大半を占める地方自治体工事にICT活用工事を広めるため、自治体発注工事をフィールドに現場支援型モデル事業を実施しており、中部地方整備局管内では、平成28年度に静岡県、平成29年度に岐阜県で実施している。
- 自治体が設置する支援協議会の下でICT活用を前提とした工程計画立案支援や、ICT運用時のマネジメント指導による好事例創出や効果検証及び普及活動の支援等を実施。
- 本省が発注する支援業務を通じてモデル工事のフィールドにICT専門家を派遣するとともに、i-Construction中部サポートセンターも協議会に積極的に参加。**平成30年度は三重県で実施予定。**

【平成29年度実施状況】

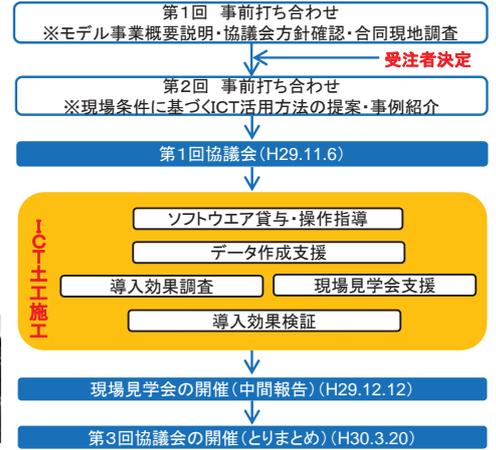
【i-Construction普及加速事業概要】



【モデル工事概要】

- 発注者: 岐阜県 岐阜土木事務所
- 工事名: (一)扶桑各務原線 道路改良工事
- 施工場所: 岐阜県各務原市鶯沼
- 受注者: (株)大誠重機
- 工期: 平成29年9月15日～平成30年3月28日
- 契約金額: 27,648,000円(税込)
- 工事概要: 路体盛土1,200m3、路床盛土1,700m3、法面整形840m2

【岐阜県モデル事業の流れ】



- ・すべてのICT活用工事受注者に対しアンケートを実施し、効果検証。
- ・事例集の作成

②受注者「ICTアドバイザー登録制度」全体概要

ICTアドバイザー登録制度の目的

発注者である自治体や特殊法人等及び、受注者である地元建設会社等が、ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」から、自主的に技術修得や能力向上へのアドバイスが受けられる仕組みをつくり、更なるICT活用工事の普及促進を図る。

- 平成29年3月24日
 - ・公募開始
- 平成29年6月7日
 - ・初めてのアドバイザー認定
- 平成30年4月10日現在
 - ・アドバイザー認定は40社、64名

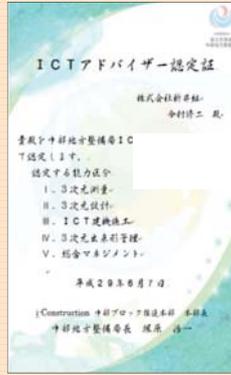


②受注者 第6回 ICTアドバイザー認定式を開催

平成30年4月10日に第6回ICTアドバイザーの認定証授与及び意見交換を行いました。

i-Construction 中部サポートセンターではICT活用工事の普及促進を図ることを目的として、平成29年3月24日に「ICTアドバイザー登録制度」を開始しており、今回は新たに9社18名のアドバイザーが登録され、これまでの登録とあわせ全40社64名となりICT工事の更なる普及促進が期待されます。

ICT技術のアドバイス等を必要とする発注者(自治体や特殊法人等)や受注者(地元建設会社等)が、「ICTアドバイザー登録名簿」を参照し、条件に合うアドバイザーから相談や助言、説明会や研修の講師の依頼をすることができます。



＜アドバイザーの県別登録状況(H30.4.10現在)＞
 岐阜県:4社13名 三重県:9社14名
 静岡県:7社10名 長野県:5社6名
 愛知県:15社21名

登録数の推移



ICTアドバイザー登録一覧については、中部地方整備局HP



よりご覧になれます。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/construction/system.html>

②受注者 ICT施工講習会の開催

会員の皆様から「もっと詳しく、ICT施工の一連の流れについて学びたい」との要望を受け、今回、「ITC施工講習会」として、3回に渡るシリーズ化した講習会を新たに企画。

建設ICT導入普及研究会主催・(一社)日本建設機械施工協会中部支部共催

CPDS配布予定

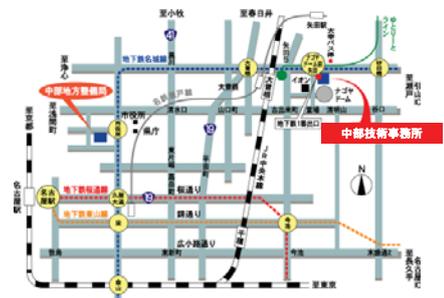
新企画 ICT施工講習会 全3回コース
 ～もっと詳しくICT施工の一連の流れを学ぼう～



【講座内容】

	日時	講座名	講座内容	講師	
第1回	平成30年 7月24日(火)	11:00~12:00	i-Construction・建設ICT概論	建設産業における課題、それを解決するための重要なツールであるi-Construction・建設ICTの現状や今後の方向性等について学びます。	国土交通省 中部地方整備局 i-Construction中部サポートセンター
		13:00~16:00	3次元測量	ドローンやレーザスキャナを用いた最新の測量技術における現場での留意点やデータ処理方法等について、デモンストレーションを交えながら学びます。	(株)中部テクノス (株)建設システム
第2回	平成30年 8月 7日(火)	10:00~12:00	3次元設計データ作成	3次元設計データの作成方法や留意点等について、デモンストレーションを交えながら学びます。	福井コンピュータ(株)
		13:00~16:00	ICT建設機械	ICT建設機械の特徴やICT建設機械を最大限生かして工事現場の生産性を向上させる手法等について学びます。	サイテックジャパン(株)
第3回	平成30年 8月29日(水)	3次元出来形管理	3次元出来形管理の方法や留意点、検査等について、デモンストレーションを交えながら学びます。	(株)シーティーエス	

参加費無料



これからICT施工に取り組もうとしている
 企業の方 大歓迎！

③担い手

土木系学生のための「ICT講座」を中部地方整備局管内の学校で順次開催

- 中部地方整備局では、現在「建設産業」が直面している様々な課題に対応するため、建設ICTの導入・普及を積極的に進めており、その一環として、今年度より、将来の建設業界を担う高校生・専門学校生・大学生等を対象とした「ICT講座」を（一社）日本建設機械施工協会と協力し、管内の土木系の学校で順次実施しています。
- 「ICT講座」では、最新の建設ICTを実際に体験することにより、より一層、建設業界に興味・関心を持っていただくことを目的としており、これまでに三重・岐阜・愛知・静岡の7校で開催し、延べ660名（内女子学生68名）が受講しています。

講座開催概要

■講座開催結果

- 【愛知県】東海工業専門学校金山校(H29.10.13開催) 37名
名城大学(H29.12.22(92名)・H30.1.5(93名)開催) 延べ185名
名古屋工業高等学校(H30.2.13開催) 199名
- 【岐阜県】岐阜工業高等専門学校(H29.9.28開催) 93名
岐阜大学(H30.1.30開催) 70名
- 【三重県】三重県立相可高等学校(H29.8.22開催) 34名
- 【静岡県】静岡県立科学技術高等学校(H29.11.13開催) 41名

■講座内容(例)

- ①建設業界を取り巻く話題と最新の建設ICTについて【座学】
- ②UAV(ドローン)・レーザスキャナを用いた最新の測量技術について【座学・実演】
- ③UAV(ドローン)の実機を用いたデモンストレーション【実演】

**延べ660名
(内女子学生68名)が受講**



参加者全員で記念撮影



i-Construction中部サポートセンター長による座学



UAV(ドローン)に関する座学



ICT施工に関する座学



UAV(ドローン)の実演



レーザスキャナで教室をスキャン



先生をカメラで撮影し、瞬時に3Dデータ化

2. 東海農政局の取組

平成30年7月

中部ブロック発注者協議会

農林水産省
東海農政局

1 重点の取組(その1)

(1) 適切な工期の設定と工事の円滑な実施

①適切な工期の設定 (H29年度から準備期間40日)

準備期間、後片付けに掛かる標準日数の確保等、適切な工期の設定を行う。

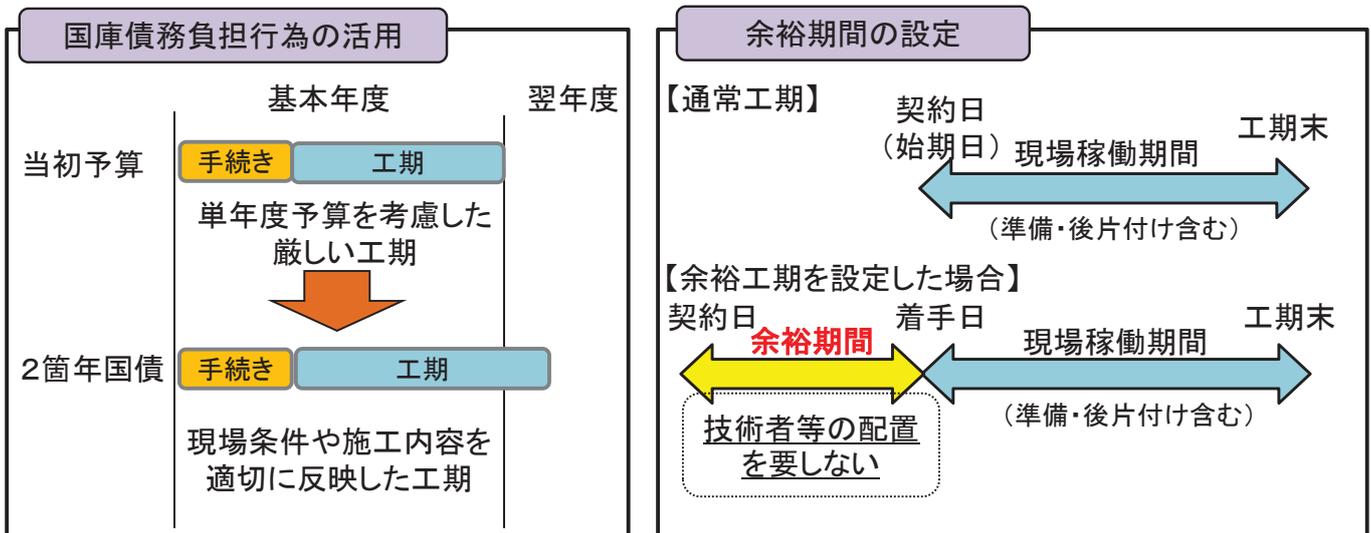
②国庫債務負担行為の一層の活用 (平準化国債:H29年度1件、H30年度3件予定)

工事の現場条件や施工内容などから必要となる工期を設定することを徹底。

この結果として、年度を跨がる工期が必要となった場合における国庫債務負担行為の一層の活用。

③「余裕期間」の試行 (H27年度から実施、H30年度2件予定)

工事の着手前に建設資材や労働者の確保等の準備期間として「余裕期間」を設定し、工事の円滑な実施を確保する。



1 重点の取組(その2)

(2) 週休2日制工事の実施

① 土日完全休工促進モデル工事 (H29年4月～)

工事の担い手の労働環境を改善することにより、担い手の育成・確保を一層推進していくことから、土日完全休工を促進するモデル工事を試行し、土日完全休工の実績に応じて工事成績評価において加点評価を行う。

② 週休2日実施工事の間接工事費の補正 (H29年8月～)

工事の担い手確保が課題となる中、休日を確保できる環境整備を一層推進する観点から、週休2日を実施する工事は、必要な間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)を計上できる補正を実施。

段階	① 土日完全休工促進モデル工事 (H29年4月)	② 週休2日実施工事の間接工事費の補正 (H29年8月)
定義	・土曜・日曜日に工事現場(現場事務所含む)を完全閉所して、事務処理等を含めて一切の現場作業を行わないこと。また、土日完全休工を促進する対象期間は工事着手日から工事完成日までとする。	・工事期間を通じた現場閉所の日数が、工事期間内に存在する土日の日数以上となること。
内容	・対象期間における土日完全休工実施率により、工事成績評価において以下のとおり加点評価する。(実施率が下記の値に満たない理由に減点措置等のペナルティーは行わない) ア) 実施率が100%の場合、加点評価を2点 イ) 実施率が90%以上100%未満の場合、加点評価を1点	・週休2日が認められる場合は、精算時に設計変更を行い以下のとおり間接工事費を補正する。 【共通仮設費】 1. 02 【現場管理費】 1. 04
対象	・平成29年度(取組件数 10件) 局契約工事を対象として対応可能な工事 また、専決工事において実施を妨げない ・平成30年度(対象件数 32件) 対応可能な工事全てを対象	・平成29年度 局契約工事における土地改良事業の工種を対象として対応可能な工事 ・平成30年度(対象件数 20件予定) 土木工事の工種を対象として、 対応可能な工事全てを対象

2

2 施工現場における労働環境の改善

(1) 女性も働きやすい現場環境の整備 (H28年度から実施しH29年4月一部改正)

建設産業の入職促進や就労継続等に向けた環境整備を官民挙げて推進していく観点から、女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事を試行。(H29年度全工事対象)

当該試行工事は、契約後に受発注者協議の上、現場環境の整備を行い、契約変更において必要な費用を計上することができる。

対象施設	1) トイレ(以下の設備・機能を満たすもので、男女別を基本) ①洋式便座 ②水洗機能(簡易水洗含む) ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能) ④容易に開かない錠旋機能(二重ロック等) ⑤照明設備(電源がなくても良いもの) ⑥付属設備(衣類掛けのフック付又は荷物置き場・鏡・手洗いの機能)	積算方法	1) トイレ 現場環境整備促進施設に係る実費用(円/基・月)から従来型施設に係る費用(10,000円/基・月)を減じた額に、基数と月数を乗じて求めた費用
	2) 更衣室		2) 更衣室 現場環境整備促進施設に係る実費用(円/棟・月)に、棟数と月数を乗じて求めた費用

(2) 農林水産省公共工事(直轄)における社会保険等未加入対策の改正

【平成26年8月1日から】

- ・直轄工事を実施する受注者・一次下請業者は社会保険等加入業者に限定。
- ・未加入の一次下請業者と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者に対し、当該下請金額の10%の制裁金の徴収、指名停止及び工事成績評価の減点を実施
- ・二次下請以下の未加入業者は、建設業部局へ通報

【平成29年4月1日から入札契約手続を開始する工事から適用】

- ・二次以下の下請業者においても社会保険等加入業者に限定。
- ・当該下請業者が社会保険等未加入業者であることが判明した場合、発注者は受注者に対して、30日の猶予期間内での加入指導を求める。(加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可)。

【平成29年10月1日から入札契約手続を開始する工事から適用】

- ・30日の猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、発注者は受注者に対して、制裁金(当該下請金額の5%)、指名停止及び工事成績評価の減点を実施。

3

3 その他の取組(その1)

(1) 予定価格の適正な設定

- ① 施工箇所が点在する工事の積算方法について一部改正(平成29年8月改正)
同一工事で施工箇所が点在する場合において、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出できる適用範囲について、従来の「点在範囲5km超」から「1km超」に見直し
- ② 工事の労務単価の前倒し改定(平成30年2月改定)
工事の積算に適用する新たな労務単価(従来単価に比べ、平均2.8%上昇)について、通常4月に改定する単価を3月から前倒し適用
- ③ 現場管理費及び一般管理費の改定(平成30年3月改定)
諸経費動向調査の結果及び研究開発費用等の本社経費の最新の実態を反映し、現場管理費(水路、ほ場整備、農道、その他土木(1))及び一般管理費(全工種)を改定

(2) 適切な設計変更

- ① 工事一時中止ガイドライン(案)の改訂(平成30年3月改訂)
ガイドラインに記載する「発注者の中止指示義務」の留意事項に、以下の項目を追記
A 一時中止の通知は、施工できないと認められる状態となってから10日以内を原則
B 客観的に「施工できないと認められる状態」にある場合は、施工できない状態の範囲や受注者による作業の有無に関わらず、工事の全部又は一部の一時中止を通知
- ② 設計変更ガイドライン(円滑な設計変更のために)(平成26年9月改訂)
設計変更を行う際に活用し、参考資料として事例集を平成28年1月に作成

4

3 その他の取組(その2)

(3) 工事の性格等に応じた入札契約方式の選定・活用

- 総合評価落札方式における評価基準等の改正(平成30年3月改正)
 - A ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価 [標準A型、WTO適用対象工事]
 - B 受注機会の拡大及び品質確保の観点から、「工事成績評定」の評価基準と評価点を見直し [標準B型、簡易型] 現行)75点以上:2点 ⇒ 改正)75点以上から80点未満:1点、80点以上:2点

(4) 発注や施工時期の平準化

- 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(平成29年8月通知)
「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に即して、建設工事の働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期の設定等が行われることを目的として、ガイドラインを策定(関係省庁連絡会議申合せ)

(5) 見積の活用

- 見積活用方式の活用の試行について一部改正(平成29年10月改正)
工事の入札不調・不落対策として、入札参加者に見積書の提出を求め、予定価格の基となる積算に活用する「見積活用方式」について、本試行の対象工事に施設機械工事等を追加

(6) 受発注者の情報共有、協議の迅速化

- 工事における受発注者間の情報共有システムの試行について(平成28年2月～)
工事における受発注者間の情報共有システム活用を平成28年4月から試行し、平成30年度からは、局契約工事全てを対象

5

3. 岐阜県部会の取組

- 1. 岐阜県部会の取組
- 2. 岐阜県の取組

平成30年7月

中部ブロック発注者協議会

岐阜県公共事業執行共同化協議会における取り組み(1/2)

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。次の実務を(公財)岐阜県建設研究センターがサポート。

- ①総合評価審査 : 学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行っている。
- ②人材育成 : 人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に実施を行っている。
- ③維持管理 : 公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関すること等を行っている。

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の活用状況

全市町村(42市町村)を対象とした協議会。

協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター(発注者支援機関)を活用。

- ・総合評価方式を用いて発注する自治体の「83%」が協議会(総合評価審査部会)を活用。(H28時点6市町村が未活用)

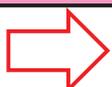
平成29年度の岐阜県公共事業執行共同化協議会の実績

①総合評価審査

- ・総合評価共同会議を20回開催(会議形式8回、メール形式12)
- ・審査案件 15市町の92案件

②人材育成

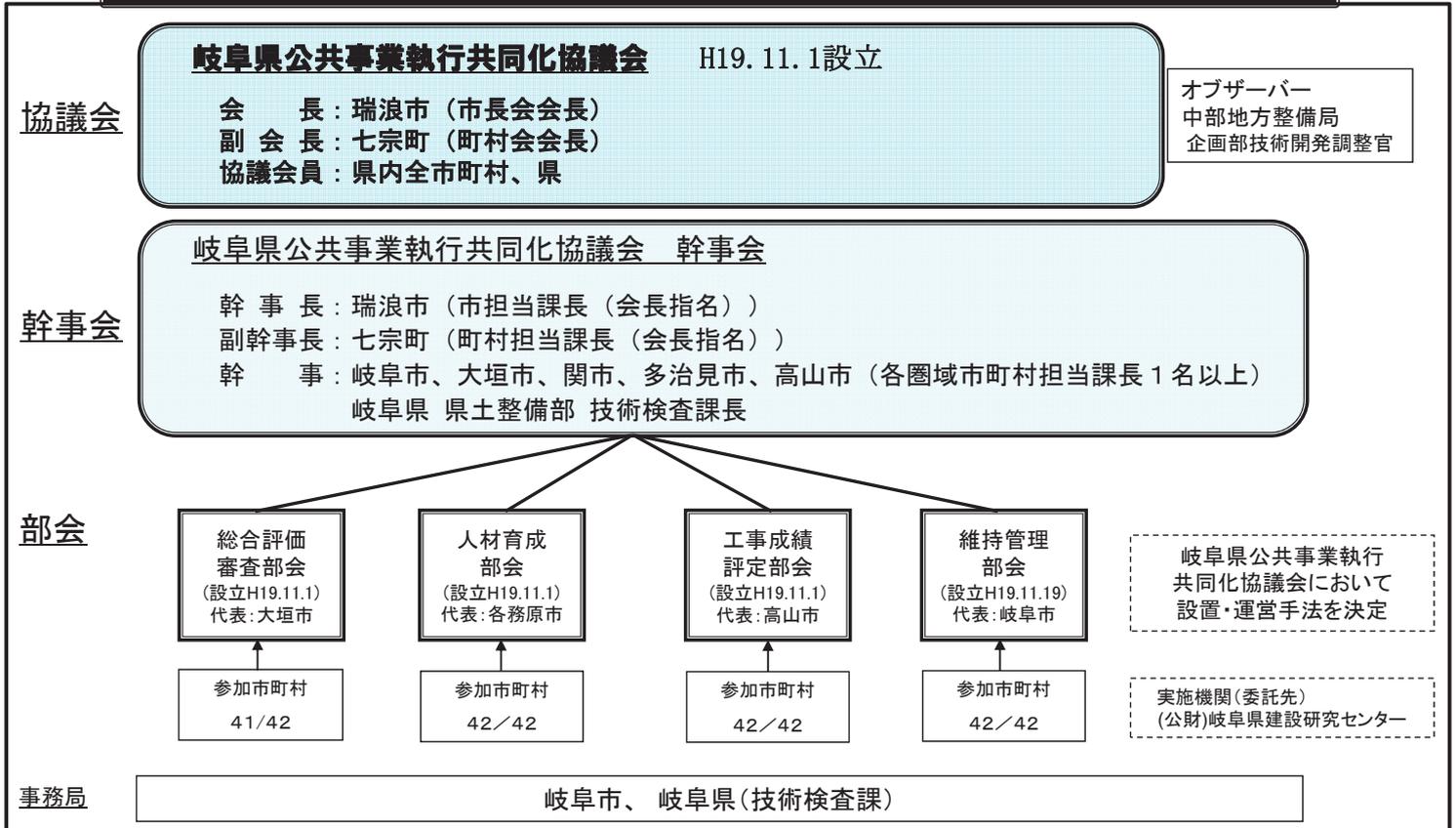
・岐阜県建設研究センター主催	21講座(全24回)	526人
・岐阜県社会基盤整備協会	7講座(全7回)	111人
・岐阜県砂防課	1講座(全1回)	13人
・揖斐土木協会	1講座(全1回)	18人
・岐阜県都市計画協会	1講座(全1回)	101人
合計	31講座(全34回)	769人



平成30年度も岐阜県公共事業執行共同化協議会での活動及び活用を図る

岐阜県公共事業執行共同化協議会の組織概要

(H30.06.01 現在)



発注者の体制整備等のに向けた取り組み

○発注者支援機関((公財)岐阜県建設研究センター)の概要

建設事業に関する調査、研究、研修、設計、積算、現場管理、建設ICT等の業務を通じて、県内社会基盤の品質の確保と県、市町村など自治体の発注者ニーズに応えられる「建設行政総合支援機関」。

○発注者支援業務の内容

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の定めに基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関に再認定され、次の業務を行っている。

- ①設計・積算補助(工事発注作業の補助業務)
- ②技術審査(総合評価方式の審査等)
- ③監督補助(現場での監督業務の補助)
- ④検査補助(工事の完成検査補助業務)
- ⑤用地業務補助(用地取得にかかる調査等補助業務)
- ⑥公共物管理業務(道路パト、河川パト等業務)
- ⑦橋梁点検・施設点検等
- ⑧長寿命化計画策定

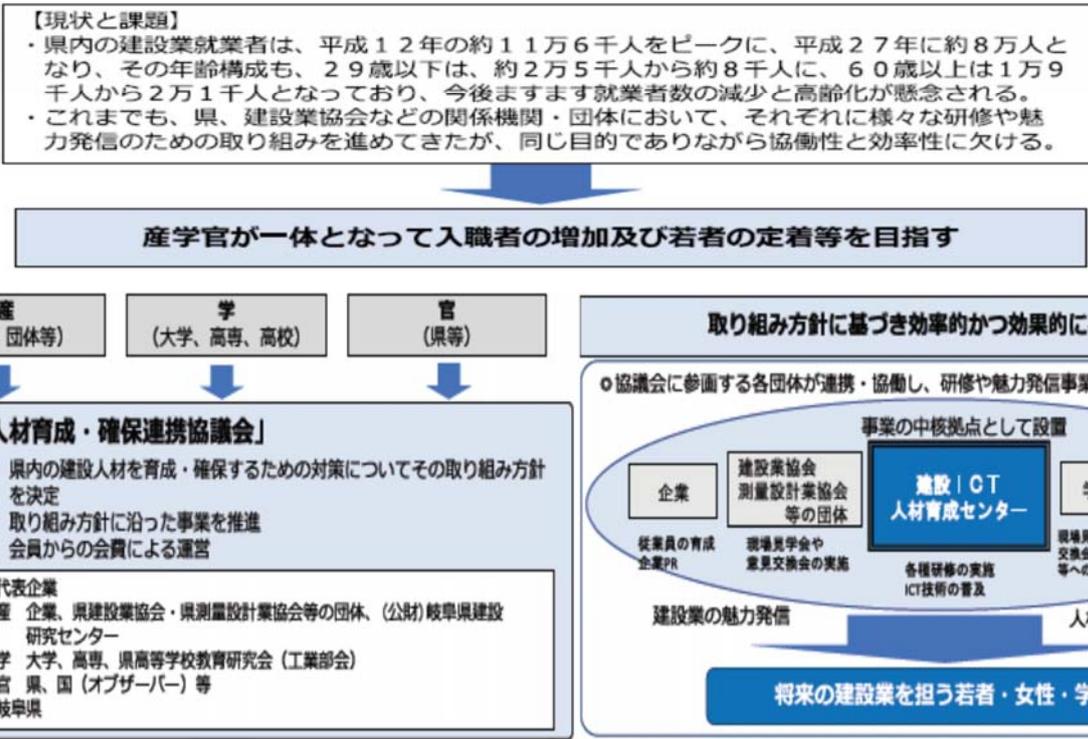
○発注者支援業務の活用状況

県、全市町村を対象に委託契約を締結し、平成29年度の実績は次のとおり。
 ・市町村「200件」<122件>、県「73件」<63件> <>内は平成28年度



平成30年度も必要に応じて発注者支援機関を活用していく

「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」の設立（平成30年6月13日）



「建設ICT人材育成センター」の開設



得来の県土づくりを支える建設人材の確保・育成を図るため、建設現場における生産性の向上のための研修事業や、建設業の魅力発信事業等を積極的に展開してまいります。

- ★ **建設業担い手育成事業**
- 生産性向上に向けたICT担い手の育成や建設業者の技術力向上のための事業を実施。
 - **建設ICT研修**
建設現場の生産性向上を図るため、建設ICTの導入促進と技術者育成のために必要な研修を実施します。
 - **技術者基礎能力向上研修**
新人や中堅技術者の段階的なステップアップに必要な研修を実施します。
 - **技術力向上セミナー**
施工計画や工程管理、施工・品質管理等、建設技術者の基本となる研修を実施します。
 - **経営力向上セミナー**
働き方改革やコスト管理等、企業の魅力向上のための研修を実施します。

- ★ **建設業担い手確保事業**
- 建設業の魅力発信や新規入職者の確保、定着を図るための事業を実施。
 - **親子土木見学ツアー**
土木の魅力を伝える、小中学生親子バスツアーを開催します。
 - **建設関連企業と学生との交流サロン**
建設分野に携わる技術者が学校を訪問。学生と交流することで不安や疑問を解消します。
 - **建設業担い手確保事業等の総合的なPR**
岐阜県内の建設担い手確保・育成に係る各事業を、オール岐阜・企業フェスやホームページ等で広くPRします。
 - **建設業初任者研修(建設NEXTキャラ)**
建設業初任者の早期育成と、業界への定着を図るために必要な研修を合宿形式にて開催します。

- ★ **建設技術職員研修**
- 県・市町村等の建設技術職員の技術力向上を図る研修を実施。
 - **県・市町村技術職員研修**
建設行政における多様な課題に対応するために必要な研修を実施します。
(災害復旧研修、i-Construction研修、説明力向上研修 等)



ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度

建設業界の現状

担い手不足

- 賃金が安い
- 仕事がかた
- 休日が少ない

若者の就職者が不足
技術者・技能者の高齢化

※平成28年度に県が実施した建設業者向けアンケートの結果より
・75%以上の業者が技術者・技能者の不足感があると回答
・人材確保のため、「賃金の引き上げ」や「休暇・福利厚生充実」が必要とする意見が多数

課題

- 建設業界全体での取り組みが必要
- 労働環境の改善
- 業界全体の魅力向上

- 県が事業展開していく中で
- 左記に対する事業を展開するも不十分
- 業界にメリットとなる制度づくりが必要

業界のイメージアップ

若者の就職増加【人づくり】

若者・女性等の建設業への入職・定着をサポートするための登録・認定制度を創設

制度の概要

○対象：県内に本店を置く建設業者

登録企業…人材育成等について、取り組むことを宣言し、届け出た業者
認定企業…人材育成等について、積極的に取り組んでいる登録企業
(取り組みの達成度に応じ、3段階のランクに分けて認定)

⇒認定後も、取り組みを強化することで、上位ランクを目指すことができるものとする

○認定基準

- ①～③について、それぞれ2～3項目、合計8項目を設定
- 各項目について、取り組み状況に応じ1～3点付与、獲得点数に応じランクを決定
- ①労働環境、処遇の改善(休日、給与etc.)
- ②人材確保・育成への取り組み(若者・女性の雇用、社員のスキルアップetc.)
- ③魅力ある建設現場づくり(生産性向上、建設業のイメージアップetc.)

○有効期間：登録日から3年間(更新可)

※認定については、認定日から登録の有効期間内

登録・認定企業のメリット

＜認定企業のメリット＞

- 「人材育成型」総合評価落札方式モデルの構築
元請け業者が認定企業であることによる加点評価
⇒平成30年度から各土木事務所で実施し、以降状況に応じ適宜拡大を検討
- 県による認定企業のPR
新聞への認定企業の紹介記事の掲載、認定企業の取り組み事例の紹介
- 認定企業自身のPRツールとして活用

＜登録企業のメリット＞

- 「人材育成型」総合評価落札方式モデルの構築
下請け業者が登録企業であることによる加点評価
- 県による登録企業名の公表(県HP)

登録及び認定状況

○認定等の概要

- 登録企業…382社
- 認定企業…136社 (H30.4.16現在)
- ゴールドランク 18社
- シルバーランク 41社
- ブロンズランク 77社



若年者の入職促進に向けた建設業の魅力発信事業

- ・建設業で働く県内学校OBによる就職サポート事業
- ・工業系高校生を対象としたインターンシップの実施
- ・工業高校生を対象とした現場見学会
- ・工業高校教諭を対象とした現場見学会
- ・小中学生の親子を対象とした現場見学会
- ・女性を対象とした現場見学会
- ・女性技術者等による意見交換会

女性を対象とした現場見学会

日 時：平成29年8月22日(火) 参加者：30名(高専、工業高校の女子生徒等)

コマツIoTセンター中部



東海環状自動車道工事現場



1. 債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成29年度からゼロ県債を9月補正予算で設定している。
 なお、工事発注のほか調査設計業務についても対象としている。
 また、平成30年度から県単予算の債務設定については、箇所ごとから事業ごとの枠設定に変更している。

2. 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

平成26年度から任意着手方式として受注者が最大90日間で工事開始日を選択することができる「フレックス工期による契約方式」を一部の工事で試行している。

3. 速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかに対応するため、平成27年度から繰越明許費の設定時期を12月補正予算時点から9月補正予算時点に繰り上げて行っている。

フレックス工期(「任意着手方式」)による契約方式について

実施状況・入札結果

対象工事 : H26~29年度 県土整備部発注の一部
 実施件数 : 171件
 活用件数 : 94件(全体の55%)

入札参加者へのヒアリング結果

- ・フレックス工期での発注など、施工時期の平準化に取り組んでほしい
- ・フレックス工期等を積極的に活用して、工事の平準化を図ってほしい



H30年度の対応

・平成29年から県土整備部以外の工事についても試行できるよう「県土整備部発注工事の一部」から「岐阜県発注工事の一部」に対象を拡大。平成30年度も一部の工事で実施予定。

- ・H27. 1. 14~ 県土整備部発注のゼロ県債工事の一部において試行
- ・H28. 5. 12~ 県土整備部発注工事の一部において試行
- ・H29. 8. 23~ 岐阜県発注工事の一部において試行

建設業の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」が平成29年度に始まり、この制度の充実を図るとともに、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「人材育成型総合評価落札方式」を平成30年度から試行を開始。

評価項目	評価内容	評価基準	評価点 (技術提案、簡易1, 2)	評価点 (地域型)
人材育成の取り組み	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定	2.0	1.0
		シルバー認定	1.5	0.7
		ブロンズ認定	1.0	0.5
		上記以外	0.0	0.0
評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
県内企業の活用率	県内企業の活用状況	県内企業活用金額率 90%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	1.5	
		県内企業活用金額率 90%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	1.0	
		県内企業活用金額率 50%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	0.75	
		県内企業活用金額率 50%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	0.5	
		県内企業活用金額率 50%未満	0.0	

各土木事務所発注工事において全体で40件程度実施予定

ICTを活用したモデル工事の試行

国では、平成28年より、ICTを活用し、建設現場における一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るとともに、安全性の確保を推進する取り組みを行っている。

県でも、平成29年度より、ICTを活用し、将来的に建設現場の生産性を大きく向上させることを目標に、ICT活用による効果や課題を検証するため、「ICTを活用したモデル工事」を実施している。

平成30年度は、現在までの実施状況、業界意見等を踏まえ、ICTを活用できる工種や工事件数を拡大し、モデル工事を継続することとしている。

○平成30年度試行方針

【対象工事】：県土整備部が発注する建設工事で、おおむね1,000m³以上の土工および2,000m²以上の路盤工を工種とする土木一式工事

【試行件数】：30件程度

<モデル工事の条件>

以下に示す①～⑤の施工プロセスのうち、全てもしくは一部においてICTを活用する工事。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

ただし、③、④のいずれかは実施することとする。

(別表1) ICTの活用区分について

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
① 3次元起工測量	●	●			●	
② 3次元設計データ作成	●	●			●	●
③ ICT建設機械による施工	●	●	●	●		
④ 3次元出来形管理等の施工管理	○		○		○	○
⑤ 3次元データの納品	○	○	○	○	○	○

(備考) 経費の計上について (要領第8条)
●：経費を計上する。 ○：経費は間接費に含まれることから、別途計上しない。

<経費の計上>

- ・「ICT活用工事積算要領(岐阜県県土整備部)」に基づき、工事発注時や変更契約時に必要な経費を計上する。
- ・ただし、3次元出来形管理等の施工管理および3次元データの納品に係る経費については、間接費に含まれることから別途計上はしない。

<工事成績評定における加点>

- ・創意工夫の一項目として2点加点する。

週休2日制モデル工事の試行

建設業の担い手を確保していく上で、特に若年者の確保は重要な取り組みであることから、過重な労働の排除、現場の安全の確保をはじめ、他産業に負けない「魅力のある労働環境の整備」を進める必要がある。

そのため、平成29年度から「週休2日制モデル工事」を県土整備部発注工事において試行しており、平成30年度は試行箇所を拡大する。

○平成30年度試行方針

【対象工事】: 県土整備部が発注する建設工事

【試行件数】: 各土木事務所 5件以上(全体で50件程度実施予定)

<定義>

- ・「休日」とは、当該施工現場を不施工として閉所し、かつ元請の主任(又は監理)技術者及び現場代理人が休暇を取っている日とする。(土日曜日の振替休日は可。)
- ・「路上工事抑制期間」及び「工事中止を受けた期間」は除く。

<工事成績評価における加減点>

- ・「対象期間における土曜日及び日曜日の総日数」を分母とし、「対象期間における休日の総日数」を分子とした達成率を算出し、達成率に応じて加減点を行う。

(達成率)

87.5%以上	: +2点
75%以上87.5%未満	: +1点
50%以上75%未満	: ±0点
50%未満	: -1点

<間接工事費の補正>

- ・「対象期間中の全日数」に対する「休日の総日数」の割合が2/7を超えた場合のみ補正を行う。

(補正率)

共通仮設費	1.02
現場管理費	1.04

建設現場の環境改善モデル工事の試行

中長期的な建設業の担い手の確保を対策の一部として、女性及び若手労働者の確保に向けて、作業現場の労働環境の改善の取り組みを実施し、「快適トイレ」や「快適な作業員休憩所」の設置する「建設現場環境改善モデル工事」を平成30年度も継続する。

○平成30年度試行方針

【対象工事】: 県土整備部が発注する土木一式工事

【試行件数】: 各土木事務所 5件程度(全体で50件程度実施予定)

<快適トイレの標準仕様>

- ・モデル工事という快適トイレは、「1. 快適トイレに求める標準仕様」「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品」をすべて満たすものとする。
- ・現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合、男女別の「快適トイレ」設置を標準とする。

<快適休憩所の標準仕様>

- ・モデル工事という快適休憩所は「1. 作業員が快適に休憩できる標準仕様」「2. 快適な休憩所として活用するために備える付属品」をすべて満たすものとする。
- ・現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合、女性に配慮するよう努めなければならない。

<経費の計上>

- ・発注者は、モデル工事に係る経費を現場環境改善費(旧イメージアップ経費)に積み上げ計上する。
- ・受発注者は、計画書に基づき、経費について協議する。

若手及び女性技術者の登用・育成支援する総合評価落札方式の試行

県発注工事の一部で総合評価の加点項目として、若手(39歳以下)及び女性(年齢問わず)の技術者もしくは現場代理人を配置した場合に加点するモデル工事を試行。

＜入札参加条件＞

従来どおり設定

＜総合評価における加点＞

配置予定技術者もしくは現場代理人の年齢に応じて加点評価する

30歳未満若しくは女性：1.0点 30歳以上40歳未満：0.5点 40歳以上：0点

若手及び女性技術者を配置する場合、以下の項目は補助者(現場代理人)で評価できる

同種・類似工事：1.0点 保有資格：1.5点 継続教育(CPD)：0.5点

実施状況・入札結果

対象工事：県土整備部の一部工事(平成27年度より試行開始)

実施件数：106件(H27:14件、H28:25件、H29:67件)

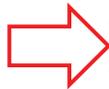
入札結果

全入札参加者数(落札者含む)：636者

(内訳：女性4者、29歳以下男性23者、39歳以下男性95者、その他(加点なし)514者)

落札者：106者

(内訳：女性1者、29歳以下男性7者、39歳以下男性18者、その他(加点なし)80者)



平成30年度も各土木事務所発注工事において3件(全体で30件程度)実施予定

社会保険未加入対策

平成26年8月1日からの対策

- (1) 契約の相手方(元請業者)を社会保険等加入業者に限定
- (2) 下請負代金の総額が3,000万円以上(建築一式は4,500万円以上)の工事について

・一次下請を社会保険等加入業者に限定。

【契約に違反した場合、元請業者に資格停止措置及び工事成績評定の減点を実施】

・すべての下請業者について社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業許可部局に通報

平成27年4月1日からの対策

岐阜県建設工事入札参加資格者名簿への登載を社会保険等加入業者に限定

平成28年6月1日からの対策(金額要件の撤廃)

すべての県発注工事について、元請業者及び一次下請を社会保険等加入業者に限定

平成30年1月1日からの対策(二次下請以下への拡大)

すべての県発注工事について、二次下請以下を社会保険等加入業者に限定

【契約に違反した場合、元請業者に資格停止措置及び工事成績評定の減点を実施 ※平成30年7月以降】

平成30年11月

社会保険加入推進地域会議の開催(予定)

静岡県の取組について

1. 静岡県部会の取組
2. 静岡県の取組

平成30年7月

中部ブロック発注者協議会

1 静岡県部会の取組

(1) 静岡県部会

1) 第1回県部会

○平成29年9月7日開催

○議事

- ・中部ブロック発注者協議会の取組について
- ・静岡県の取組について
- ・工事及び業務委託の県内市町のダンピング対策状況の情報共有

2) 第2回県部会

○平成30年1月18日開催

○議事

- ・発注関係事務の適切な実施に向けた取組に関する自己評価について
- ・平準化、週休2日工事の実現に向けた意見交換の実施

県部会の様子



1 静岡県部会の取組

(2)改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会

平成29年度の開催状況

1) 品確法研修の開催

開催日 5月16日(静岡市用宗:建設技術監理センター)

- 研修内容
- ・発注関係事務の運用に関する指針について
 - ・監督・検査・成績評定について
 - ・設計変更ガイドラインについて など



平成30年度の開催状況

1) 品確法研修の開催

開催日 5月10日(静岡市用宗:建設技術監理センター)

- 研修内容
- ・発注関係事務の運用に関する指針について
 - ・監督・検査・成績評定について
 - ・多様な入札制度 など
 - ・設計変更ガイドラインについてなど



いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

1 静岡県部会の取組

(3)建設業団体等と県各出先機関との意見交換会への市町参加

平成29年度の開催実績

開催機関	開催日	建設業団体等	参加市町
下田土木	7月4日	下田建設業協会	下田市、河津町、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海土木	10月31日	三島建設業協会	—
沼津土木	6月23日	沼津建設業協会	—
	8月1日	沼津建設業協会	沼津市、裾野市、御殿場市、長泉町、清水町、小山町
	11月21日	三島建設業協会	三島市、伊豆の国市、伊豆市、函南町
静岡土木	2月9日	静岡建設業協会	—
	2月13日	清水建設業協会	—
袋井土木	11月14日	袋井建設業協会	磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町
浜松土木	8月2日	天竜建設業協会	西部危機管理局

平成30年度も継続して実施中

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

1 静岡県部会の取組

建設業団体等からの意見を踏まえた静岡県の取組

1) 施工条件の変化に応じた設計変更

- 設計図書への適切な条件明示
 - ・施工条件明示の徹底
- 適切な設計変更
 - ・設計変更ガイドライン(土木工事編)の改定(平成28年4月～)
 - ・設計変更ガイドライン(土木設計業務等委託編)の策定、運用(平成28年4月～)
- 工事一時中止の措置
 - ・工事の一時中止に伴うガイドラインの改定

2) 受注者からの課題に対する迅速な対応

- ・監理タイムマネジメントの取組(ワンデーレスポンス及びウィークリースタンスの徹底)
- ・工事監理連絡会(三者会議)の拡大実施(平成28年4月～) (平成30年4月～)

平成29年度は、説明会や意見交換会等により、職員及び業界団体へ周知を図っている。

業界団体への周知

建通新聞社入札契約制度説明会	3回
土木施工管理技士会技術研修会	3回
業界団体との意見交換会(工事)	9回
業界団体との意見交換会(建設関連業務)	3回

職員への周知(市長職員含む)

技術職員技術説明会	8回
農地森林技術情報連絡会	7回
品確法研修	1回

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

2 静岡県の取組【担い手確保・育成への取組】

建設産業の担い手確保・育成を図るための改善

若手の育成
女性の活用
入職の促進
離職の防止



- ・工事着手日選択型工事の試行(平成28年度～)
- ・担い手確保・育成入札の試行(平成27年度～)
- ・社会保険等未加入建設業者対策(平成27年度～)

担い手確保・育成入札 試行状況

平成28年度の試行状況

- ・若手技術者育成型: 32件
- ・休日確保型: 32件
- ・女性技術者登用型: 4件

平成29年度の試行状況

- ・若手技術者育成型: 26件
- ・休日確保型: 27件
- ・女性技術者登用型: 0件(1件不調)

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

2 静岡県の取組【平準化への取組】

< これまでの取組 >

取組	内容
1 債務負担行為の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・工期が複数年に渡る工事の債務負担行為の設定 ・静岡県単独事業におけるゼロ債務負担行為の設定

< 新たな取組 >

取組	内容
1 債務負担行為の活用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務における7月からの13か月契約に伴う債務負担行為の設定 ・9月議会で国庫関連事業のゼロ債務負担行為の設定
2 速やかな繰越手続	・2月議会から12月議会の前倒し計上
3 柔軟な工期の設定	・「工事着手日選択型工事」の導入

(議会の流れ)



平成29年12月に「発注等平準化推進WG」を立上げ！

2 静岡県の取組【ICT活用工事の推進について】

推進支援体制

ICT活用推進

- ◎ ICT活用工事の効果や課題の整理及びその対応の検討
- ◎ 受発注者の支援

建設イノベーション推進

- ◎ オープンイノベーションの手法を用いて、異業種、異分野の企業、技術、アイデア、サービス、ノウハウ等の交流・連携を支援



支援協議会による現場研修会



- ・ 平成28年度 第1回 12/22 第2回 3/10
- ・ 平成29年度 第1回 7/19 第2回 12/1 第3回 3/9
- ・ 平成30年度 第1回 8/23(予定)



I C T 利活用セミナー

平成30年度 ICT活用工事の発注方式

	ICT導入型	受注者希望型（手上げ方式）
対象工事	土工（1,000m ³ 以上の河床掘削工・除石工を含む工事）	土工（ICT導入型の対象を除く1,000m ³ 以上の掘削工・盛土工を含む工事） 舗装工（2,000m ² 以上） 浚渫工（港湾浚渫）
発注方法	特記仕様書を添付 当初からICT積算により発注 工事名にICT導入型を含める	特記仕様書を添付 当初は通常積算により発注
実施方法	ICT活用工事の対象範囲と実施内容について協議 （やむを得ない事情により実施が困難となった場合は協議）	受注者がICT活用工事の実施を希望する場合、協議を行い契約変更 （協議を行わない場合、ICT活用工事は実施しない）
ICT活用内容	（土工・舗装工）起工測量、設計データ作成、施工、出来形管理、納品のすべてのプロセス （浚渫工）起工測量、数量計算、出来形管理、納品のすべてのプロセス	

※ ICT活用工事として発注していない工事において、受注者から希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定し、受注者希望型と同様の取り扱いとします。

ICT活用工事の実施状況

H28 実績

	発注件数	実施件数
土工	154件	13件
合計	154件	13件

H29 実績

	発注件数	実施件数
土工	152件	18件
舗装工	22件	2件
浚渫工	3件	2件
合計	177件	22件

H30 実施状況

発注方式	工種	発注件数	実施件数
ICT導入型	土工	2件	2件
	合計	2件	2件
受注者希望型	土工	34件	6件
	舗装工	5件	1件
	港湾浚渫工	3件	0件
	河川浚渫工	1件	1件
合計		45件	10件

※ H30.6末時点契約状況

5. 愛知県部会の取組

1. 愛知県部会の取り組み状況

2. 愛知県の取り組み

- ・ 週休2日制工事
- ・ i-Construction(施工の情報化)
- ・ 担い手確保

平成30年7月

1. 愛知県部会の取り組み状況(市町村支援)

○ 愛知県公共事業発注者協議会の開催状況

- ・ 年2回開催の愛知県公共事業発注者協議会において、発注者支援機関の活用事例の紹介等に取り組んでいる。

【H29開催概要】

- | | |
|---------|---|
| (1) 第1回 | 開催日：平成29年8月29日
開催場所：三の丸庁舎
参加人数：107人 |
| (2) 第2回 | 開催日：平成30年1月16日
開催場所：三の丸庁舎
参加人数：109人 |



○ 改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会の開催状況

- ・ 運用指針の主なポイントや取組事例等に関する講習会を開催し、市町村の理解の促進を図りながら、発注者支援機関の支援業務について周知を図っている。

【H29開催概要】

- | | |
|----------|---|
| (1) 尾張地区 | 開催日：平成29年9月5日
開催場所：自治センター
参加人数：101人 |
| (2) 三河地区 | 開催日：平成29年9月6日
開催場所：西三河総合庁舎
参加人数：56人 |



1. 愛知県部会の取り組み状況(市町村支援)

○ 発注者支援機関の活用について(支援体制の強化)

■ 発注者支援機関の認定状況

・平成27年3月6日、以下の2機関が認定された。

- ◆愛知県都市整備協会(土木)
- ◆愛知県住宅供給公社(建築)

■ 平成29年度発注支援機関活用状況

●愛知県都市整備協会(土木) (他、橋梁点検等の支援業務24件) ●愛知県住宅供給公社(建築)

発注者	支援業務内容	発注者	支援業務内容
弥富市	監督補助、検査補助	あま市	技術審査
東海市	設計・積算補助	みよし市	検査補助
知立市	検査補助	知立市	検査補助
豊田市	設計・積算補助、監督補助	清須市	検査補助
設楽町	設計・積算補助、監督補助	大治町	監督補助、検査補助
清須市	監督補助、検査補助	飛島村	監督補助、検査補助

■ 発注支援機関における支援体制の強化

・平成28年度から愛知県都市整備協会では新たに支援体制を強化(建設技術課新設)

2. 愛知県の取り組み(週休2日制工事)

○ 完全週休2日制工事の取り組み内容

平成28年度より、原則として土曜日及び日曜日を休工とする「**完全週休2日制工事**」を実施

平成28年度 「設計金額が5千万円以上」の工事を対象(発注者指定型:18件)

平成29年度 H28の取り組みに加え、**受注者希望型**を展開(発注者指定型:20件+受注者希望型:80件)

平成30年度 発注者指定型:28件(予定)+**受注者希望型**

□ 工事成績

対象期間のうち、**土、日休工の週を90%※以上**取得できた場合、工事成績評定で評価

※土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、0.5週間分として加算(H30~)

□ 取組証(H30~)

左記で評価した場合、「取組証」を発行

⇒平成31年度より、**総合評価の加点対象**

□ 間接工事費の補正(H30~)

週休2日(**対象期間全日数の2/7を休工**)を実施した工事において間接工事費を補正

- ・共通仮設費:1.02
- ・現場管理費:1.04

対象期間:契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、準備・片づけ期間、夏季・年末年始休暇、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間等は対象期間から除く。

【今後の予定】

◆共通仮設費、現場管理費に加えて労務費・機械経費の補正や、週休2日の現場閉所の状況に応じた経費の補正について検討

2. 愛知県の取り組み(i-Construction(施工の情報化))

○ ICT活用工事について

■ 今までの取り組み状況

平成28年度からICT建設機械を使用した工事(情報化施工)を「発注者指定型」として実施

- ・「河川土工、道路土工において掘削及び盛土の総計が10,000m³以上」かつ「設計金額が8千万円以上」の工事
- ・「舗装工事において、車道路盤工A=5,000m²以上」かつ「設計金額が8千万円以上」の工事

<実績>平成28年度=4件、平成29年度=2件

■ 30年度からの取り組み

- ①「受注者希望型」を導入(道路、河川、砂防、海岸工又は舗装工、付帯道路工を含むすべての工事を対象)
- ②起工測量から検査・納品まですべてを「ICT活用工事」の対象とする
- ③愛知県独自の取り組みとして、TS出来形管理のみ実施する場合も対象とする

取組み内容	希望型	指定型	積算計上	成績評価
1.UAV等を用いた3D起工測量	○	○	✓ ^{注3}	✓
2-1.3D設計データの作成	○	◎	✓ ^{注4}	
2-2.3Dデータによる施工計画、 若しくは設計図書照査の実施	○	○		✓
3.ICT建機による施工	○	◎	✓	✓
4-1.TS出来形管理(断面管理)	選 択	選 択	◎	✓
4-2.3D出来形管理	○	○	◎ ^{注1}	✓
5.3Dデータによる検査・納品	○ ^{注2}	○ ^{注2}		✓

注1:指定ではTS出来形管理とするが、希望があれば3D出来形管理も可能
 注2:3D出来形管理を実施した場合のみ取組み可能
 注3:2-1.3D設計データ作成と合わせて活用した場合
 注4:3.ICT建機による施工 若しくは 4.出来形管理に活用した場合

工事成績にて
インセンティブを付加
(測量から検査まですべて
を実施しなくても評価対象)

2. 愛知県の取り組み(担い手確保)

○建設分野の魅力発信

(1) イブニングサロン

平成25年度から、これから進路を決定する学生と、行政や建設会社、建設コンサルタント及び先生とが交流する場を提供し建設業界の魅力や課題などについて意見交換する。

<イブニングサロン実績>

年度	日付	学校名など	参加者数		
			学生	社会人	計
H25	7月1日	名古屋大学	11	7	18
	11月13日	豊田工業高等専門学校	25	12	37
	12月18日	女子会(名大、名工大)	14	8	22
H26	5月27日	愛知工業大学	13	8	21
	7月17日	名古屋市立工業高等学校	10	9	19
	9月1日	インターンシップ	9	5	14
	11月17日	名古屋工業大学	9	8	17
H27	7月9日	東海工業専門学校	12	11	23
	12月3日	名城大学	26	12	38
	12月8日	愛工大名電高校(普通科他)	12	8	20
H28	12月15日	中部大学	20	13	33
	5月27日	豊川高校(普通科)	7	11	18
	6月17日	大同大学	10	12	22
	7月4日	豊橋技術科学大学	11	11	22
	10月18日	椋山女学園大学	16	12	28
H29	7月4日	愛工大名電高等学校	10	17	27
	7月10日	名古屋大学	19	11	30
	10月10日	豊田工業高等専門学校	11	11	22
	11月2日	豊橋技術科学大学	13	11	24

(2) 出前講座・現場見学会

平成18年度から、小学校の特別授業の一部として「出前講座」を、また小中学校及び一般を対象に「現場見学会」を開催し、社会資本の役割について理解を深める。

<出前講座実績(H29)>

講座分野	講座数
道路、河川、砂防、都市計画、地震対策など	15

※19校 延べ1,174人が参加

<現場見学会実績(H29)>

- ・(仮称)西尾張IC:(中学2年生、高校2年生)
 - ・日光川水閘門:(大学3年生)
 - ・衣浦東部浄化センター
:(小学3年~中学1年生、大学生)
 - ・大府もちのき特別支援学校:(専門学校)
- ※延べ192名が参加



○入札契約制度(総合評価落札方式)における取り組み

- (1)「企業の技術力に関する事項」の評価項目において、29歳以下の若手技術者の正規雇用実績を評価
- (2)「地域精通度・地域貢献度」の評価項目において、女性の雇用に関する取り組みを評価

- ① 広域型 : 「あいち女性輝きカンパニー」の認証
- ② 地域型 I、II : 「女性の活躍促進宣言」を提出

6. 三重県部会の取組

1. 三重県部会の取組
2. 三重県の取組

平成30年7月

中部ブロック発注者協議会

■ 三重県部会の取組状況

平成29年度の取組状況について

● 第1回県部会

- ・平成29年8月28日に開催
- ＜議事概要＞
 - ・平成29年度中部ブロック発注者協議会の取組
 - ・発注者支援機関の活用状況
 - ・三重県部会の取組
 - 発注関係事務の運用指針に関する講習会開催
 - 発注者支援機関の情報提供等
 - ・三重県の取組の情報提供
 - 三重県の取組状況(自己評価項目の取組状況)
 - 新三重県建設産業活性化プランの概要(※別添参照)

第1回県部会



改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会



● 改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会

- ・平成29年9月29日に開催
- ＜受講者数＞ 72名(うち市町69名)
- ＜講師＞ 中部地方整備局 企画部 技術管理課 課長補佐
技術検査官
- ＜講習内容＞
 - ・公共工事を取り巻く現状
 - ・発注関係事務の運用に関する指針
 - ・監督・検査・成績評定

■三重県部会の取組状況

平成29年度の取組状況について

●ブロック分科会の開催

県と市町で、発注関係事務や建設業全般における現状や課題について共通認識を深めるとともに、改正品確法の適切な運用に向けた取組みについて情報共有を行いました。

ブロック	事務所	開催日
北勢ブロック	桑名 四日市 鈴鹿	11月2日(木) 10月30日(月) 10月27日(金)
中勢ブロック	津 松阪	10月12日(木) 2月5日(月)
伊勢志摩ブロック	伊勢 志摩	2月8日(木) 10月30日(月)
伊賀ブロック	伊賀	10月12日(木)
東紀州ブロック	尾鷲 熊野	10月10日(火) 2月13日(火)

<内容>

- ①適切な設計変更
- ②施工時期の平準化
- ③週休2日制工事の導入
- ④効果的なダンピング対策
- ⑤社会保険等の未加入対策
- ⑥中間前払い金制度の活用
- ⑦地区別発注見通しの参画
- ⑧総合評価方式の導入
- ⑨工事成績評定

<分科会での意見>

○施工時期の平準化が進まない理由

- ・債務設定は、議会、財政部局がネック
- ・債務設定は財政規模が小さい市町には厳しい。
(翌年度予算の担保)
- ・大きな工事が少なく、債務設定、繰越もほとんどない。
- ・4～6月の農繁期は工事に制約がある。
- ・地元要望が夏～秋にまとまり、発注は秋以降になる。

○総合評価方式の導入が進まない理由

- ・契約までの期間が長くなる。
- ・実施には低入札調査がネックとなる。
- ・市内業者では落札者が固定される。

●第2回県部会

- ・平成30年1月19日に開催

<議事概要>

- ・平成29年度中部ブロック発注者協議会の取組について
- ・発注者支援機関の活用状況について
- ・三重県部会の取組について
- ・三重県の取組について
- ・(公財)三重県建設技術センターの
発注支援業務内容について(情報提供)

第2回県部会



■三重県部会の取組状況

平成30年度の取組予定について

●第1回県部会

- ・平成30年9月開催予定

<議事案>

- ①中部ブロック発注者協議会の取組について
- ②三重県部会の取組について
 - ・発注関係事務の運用指針に関する講習会開催
 - ・ブロック分科会の取組・報告
- ③三重県の取組について
 - ・施工時期の平準化の取組について
 - ・週休2日制工事の試行について
 - ・ICT活用工事の試行について

●第2回県部会

- ・平成31年1月開催予定

<議事案>

- ①中部ブロック発注者協議会の取組について
- ②三重県部会の取組について
- ③三重県の取組について

●改正品確法に基づく発注関係事務の運用指針に関する講習会

- ・平成30年10～11月開催予定

<受講者> 県及び市町の発注に携わる職員

<講師> 中部地方整備局 企画部 技術管理課

<講習内容>

- ・発注関係事務の運用に関する指針の解説
- ・監督・検査・成績評定 等

●ブロック分科会の開催

第1回

開催予定日:

ブロック	事務所	開催予定日
北勢ブロック	桑名	7月9日(月)
	四日市	7月9日(月)
	鈴鹿	6月26日(火)
中勢ブロック	津	7月3日(火)
	松阪	7月6日(金)
伊勢志摩ブロック	伊勢	7月5日(木)
	志摩	6月25日(月)
伊賀ブロック	伊賀	7月2日(月)
東紀州ブロック	尾鷲	7月13日(金)
	熊野	7月13日(金)

議題 : 平成30年度の取組に関する意見交換

内容 : 「施工時期の平準化」、「ダンピング対策」、「週休2日制工事の試行」、「中間前払い金制度の拡充」について取組目標を設定する。

第2回(予定)

開催時期 : 平成31年1～2月

議題 : 平成30年度の取組状況および平成31年度の取組に関する意見交換

内容 : 平成30年度の取組の進捗状況を確認し、平成31年度の重点取組及び取組目標等を設定する。

■三重県の取組状況

1. 施工時期の平準化の実施状況

1. 目的・効果

施工時期の平準化により、年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量が安定することは、発注者からみれば施工確保対策、中長期的な公共事業の担い手確保対策にも資することとなり、また、受注者からみると、企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上による建設業の機械保有等の促進などの効果も期待され、建設産業システムの省力化・効率化・高度化に寄与すると考えられています。

2. 三重県における公共工事の平準率の状況

区分	平成28年度	平成29年度	備考
三重県全体	$\alpha=0.52$ $\beta=0.65$	$\alpha=0.54$ $\beta=0.69$	
県のみ	$\alpha=0.71$ $\beta=0.82$	$\alpha=0.66$ $\beta=0.81$	
市のみ	$\alpha=0.42$ $\beta=0.53$	$\alpha=0.47$ $\beta=0.63$	
町のみ	$\alpha=0.33$ $\beta=0.40$	$\alpha=0.42$ $\beta=0.48$	

α … 平準化率(稼働件数)
4~6月期の平均稼働件数 / 平均稼働件数
※稼働件数: 当該月に工期が含まれる工事の件数
 β … 平準化率(稼働金額)
4~6月期の平均稼働金額 / 平均稼働金額
※稼働金額: 契約金額を工期月数で除した金額
を足し合わせたもの

3. 三重県の取組状況

①債務負担行為の積極的活用

□ 県では、事業予算の約50%の債務予算枠を確保し、適切な工期設定、施工時期の平準化に努めています。

②柔軟な工期設定

□ 施工時期の平準化の取組として余裕期間制度を試行しています。

□ 平成29年4月に標準工期算出式の改定し工期設定しています。(従来の標準工期の1.2倍)

③速やかな繰越手続き

□ 年度末にかかる工事の新規発注及び設計変更する際、必要となる日数を見込み、適切な工期を設定したうえで、繰越制度を活用しています。

④早期執行のための目標設定

□ 公共事業の成果の早期発現に向け、公共事業予算における上半期での発注額の割合を65%と定め、早期発注に努めています。(平成29年度の上半期発注率: 70.6%)

(参考)市町の取組状況の例

○積算の前倒し

工事予定箇所の設計・積算の成果を常時ストックすることで、現年予算による発注でも、次年度予算による早期発注でも可能となるよう努めています。

■三重県の取組状況

2. 週休2日制工事の実施状況

三重県の週休2日制工事の取組状況

三重県では、建設現場における労働環境の改善、将来の担い手確保のため、平成28年度より、**土日完全週休2日制工事**を試行しています。

<平成29年度>

○試行の概要

①発注者指定型その他、受注者希望型を設定し、意欲のある受注者には積極的に取り組んでもらう。

②土日完全週休2日を実施できた場合、間接工事費率に、それぞれ次の補正係数を乗じる。

共通仮設費: 1.02 現場管理費: 1.04

○試行の状況

□ **発注者指定型9件、受注者希望型9件(57件発注)**で土日完全週休2日制に取り組みました。

□ 土日完全週休2日制に取り組んでいるすべての工事において、土日の現場閉所ができています。(閉所率100%)

□ 受注者希望型において、土日完全週休2日制に取り組まなかった理由としては、「工程管理が困難」、「工事経費が通常の工事より必要となる」、「技能労働者の賃金が低くなる」が挙げられており、今後の試行拡大の課題となっています。

<平成30年度の取組>

□ 平成30年6月1日以降の試行工事の土日完全週休2日の取得に要する費用の計上を改定しました。(労務費: 1.05 機械経費(賃料): 1.04 共通仮設費率: 1.04 現場管理費率: 1.05)

□ 取組件数を増やすため、月2回土日完全週休2日とするなどの新しい試行に取り組む予定です。

□ 建設業界に参画いただき、週休2日の取組を進めるためのワーキングを開催する予定です。

3. 設計変更ガイドラインの策定について

□ 三重県では、平成29年7月に設計変更ガイドラインを見直し運用しています。

□ 平成29年度、県内市町で策定済みとなっている市町は5市です。

□ 平成30年7月の三重県公共工事共通仕様書の改定で、「設計図書の変更」に三重県設計変更ガイドラインを明確に位置づけることで、市町への浸透を図る予定です。

■三重県の取組状況

4. ICT活用工事の実施状況

三重県におけるICT活用工事の試行について

建設現場では、今後、技能労働者の高齢化などによる労働力不足が予想されている中で、省力化などによる生産性向上は避けられない課題となっているため、ICTを活用した工事を試行しています。

<試行工事の具体的な内容>

○対象工事

河川、砂防、海岸及び道路工事で、概ね1,000m³以上の土工事

○ICTの活用範囲

県内企業への普及啓発、実績の積み上げが図られるよう、5つの施工プロセスを選択して活用することが可能

※5つの施工プロセスとは、

①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工 ④3次元出来形管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品をいいます。

○実施方法

発注者指定型、施工者希望型に分類し、いずれも発注機関が指定し発注

ただし、発注者指定型、施工者希望型以外で発注された工事でも契約後にICTを活用することは可能

<平成29年度>

○受発注者への説明会の開催

ICTの普及啓発として、受発注者向けの研修を6月、7月に開催。

○基準類の整備

ICT土工の導入に向けて、要領や運用、手引き等基準類を整備し、12月に受発注者向けの説明会を開催。

○ICT活用工事の試行

施工者希望型により2件発注(2件ともに受注者からの希望がなく、実施には至っていない。)

<平成30年度の取組>

○受発注者への説明会の開催

受発注者への説明会を開催。(年2回)

○現場見学会の開催や現場での技術支援

国の支援事業を活用し、現場支援型モデル事業を実施(モデル事業・・・ICT専門家の派遣、現場講習会の運営支援等)

○ICT活用工事の試行

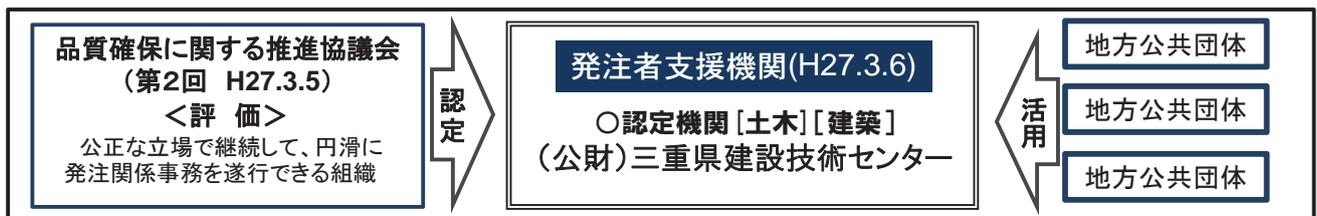
・年度当初に対象案件を選定し、試行を実施する工事を拡大(各建設事務所1件実施を目標)

・施工者希望型については、当面、協議書で取り組まない理由を求め、その内容を分析し、取り組みの推進を検討。

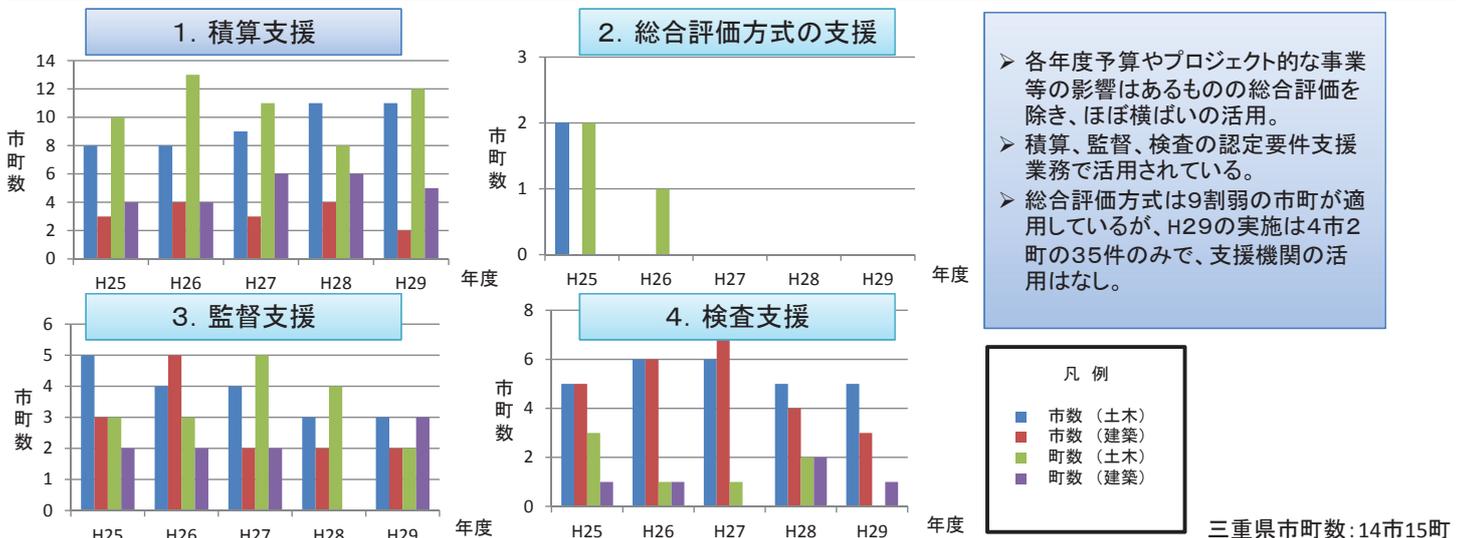
・受注者へのアンケート調査や国土交通省の活用事例などから、工事規模や土量と生産性向上の関係について検証を進める。

■発注者支援機関の認定・活用

■発注者支援機関の認定状況



■発注者支援機関活用状況について(三重県建設技術センター活用状況～発注者支援業務～)



■発注者支援機関の認定・活用について

■発注者支援機関活用状況について(三重県建設技術センター活用状況～研修～)

- 建設技術研修・・・一般、地方自治体、民間対象
実務、技術・資格などを3コース(初・中・上級)に分けた専門研修と一般県民など地域社会の方と連携した防災対策などの一般研修を開催
- 研修生等受入事業
土木・建築技術者の少ない市町の職員の方を1～2年程度受入れ、当建設技術センター職員の指導のもと、職場での実体験(OJT)を通じて、建設技術者を育成 等
- 行政等支援(出前)研修・・・市町等対象
各市町等の利便性等を考慮し各職場へ出張して、基礎的な内容を中心に支援。また、平成24年度からは従来の専門的な内容に加え、行政技術者の職階別のスキルアップ研修も行なっている。

<近年の研修実績>

専門 : 「工事監督」「工事検査」「災害復旧」「舗装技術」「コンクリート施工管理」など
職階別 : 「工事発注者の基礎知識」「技術系職員の心得」「技術管理職の役割・責務」など

【参考】行政等支援研修 H29実績
5市町(13回)、県(1回)
その他(2回)

【研修実績】(H29.12現在)

年 度	建設技術研修	研修生受入事業	行政等支援研修
平成29年	28研修(1,560名)	2名	16研修(354名)
平成28年	28研修(1,247名)	4名	15研修(337名)
平成27年	25研修(1,236名)	2名	15研修(410名)
平成26年	26研修(1,269名)	4名	14研修(307名)
平成25年	25研修(1,247名)	5名	15研修(408名)



■発注者支援機関の認定・活用について

■県の直接支援状況について

(1)技術管理関係 【技術管理課】

- ・県積算基準、共通仕様書等の情報提供 (29市町)
- ・県設計単価の情報提供 (29市町)
- ・積算システムの共同運用 (H28年度より29市町)
- ・積算基準改定等にかかる説明会 (29市町)
- ・積算基準、積算システム、技術管理に関する問い合わせの対応 (随 時)

(2)入札関係 【建設業課】

- ・入札参加者名簿の共同作成 (26市町)
- ・入札制度に関する問い合わせの対応 (随 時)

(3)総合評価関係 【公共事業運営課】

- ・県学識者意見聴取会の場の提供 (H29年度は5市2町)
- ・要請のあった市町に対し研修会を開催 (随 時)
- ・総合評価制度に関する問い合わせ対応 (随 時)

(4)検査関係 【工事検査担当】

- ・三重県市町工事検査担当協議会へ参与として参加 (29市町)
- ・市町の工事に関する検査業務の問い合わせについて (随 時)

(5)研 修

【三重県建設技術センターとの共催】

<平成29年度実施状況>

- ・品確法と入札制度(市町受講者19人)
- ・災害復旧(市町受講者23人)
- ・土木工事積算入門(市町受講者38人)



【県の土木技術職員の技術力向上・育成のための

現場研修会へ市町職員の参加】

参加要望のあった市町職員の参加

<平成29年度実施状況>

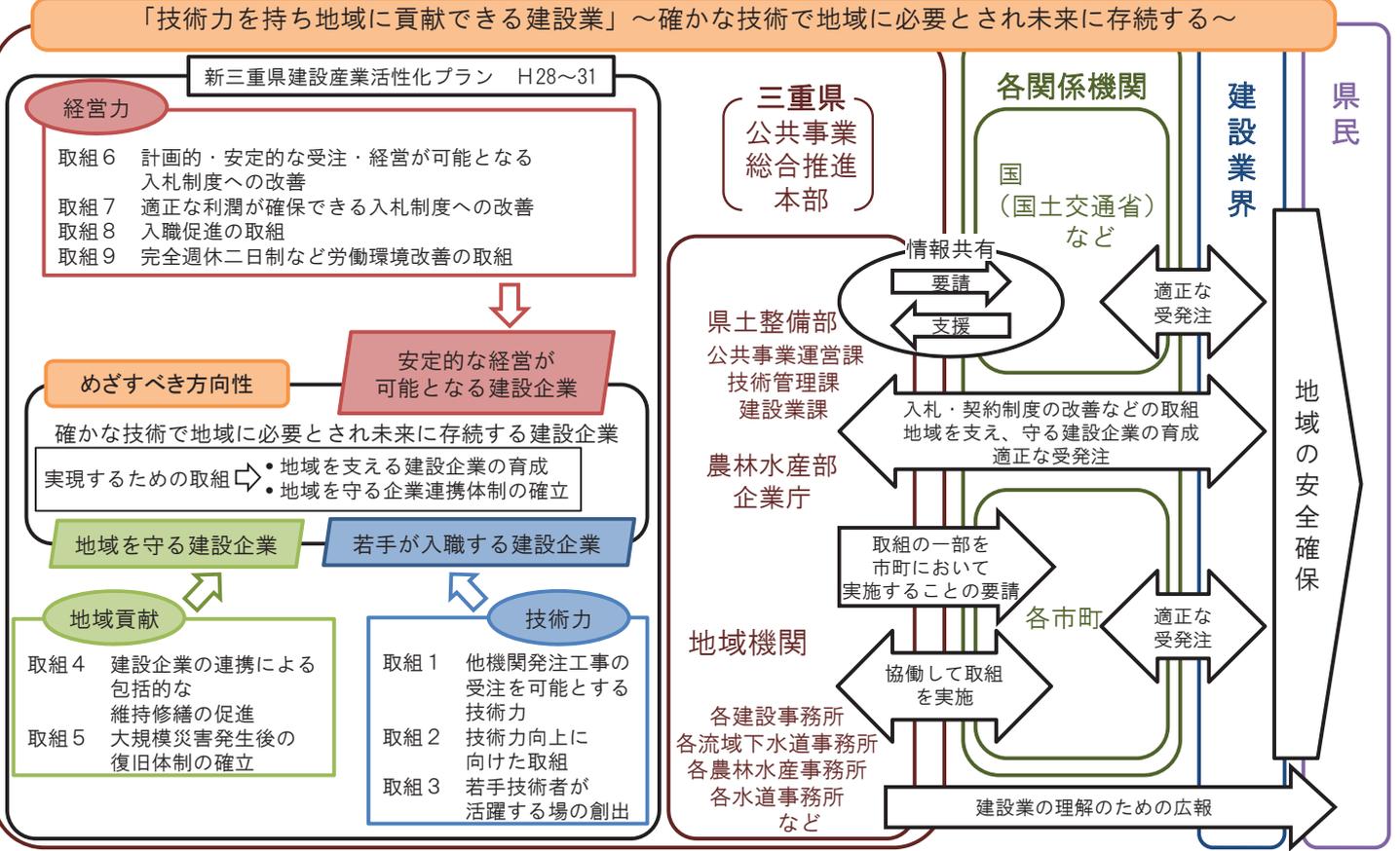
一般県道亀山停車場線石水溪線(池の側橋)耐震対策工事外5回の現場研修会のうち、3回の研修会に延べ10市町32人が参加

■新三重県建設産業活性化プランの概要

計画期間 「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」の期間と合わせて、平成31年度まで	将来ビジョン 「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」 ～確かな技術で地域に必要なとされ未来に存続する～
取組目標と具体的な取組	
取組目標 工事における若手技術者の登用率 技術の継承を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要なことから、若手技術者の配置技術者への登用率を17.5%（H27）から21%にします。	取組目標 売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の企業） 厳しい経営状況におかれている建設業が未来に存続するためには、安定した経営が必要なことから、売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）2.63%（H27）を2.72%にします。
(1) 確かな技術力を持つ建設企業 取組1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力 ●総合評価方式対応力向上の取組 ●国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望 ●生産性向上に向けた取組 ●積算能力の向上の取組 取組2 技術力向上に向けた取組 ●総合評価方式適用下限価格の引き下げ ●若年就業者等の定着に向けた計画的な育成・支援 ●技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援 ●優良工事の表彰 ●建設キャリアアップシステムの活用を検討 ●総合評価方式における工事成績評価方法の見直し 取組3 若手技術者が活躍する場の創出 ●若手技術者対象工事の発注 ●熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり	(3) 未来に存続する建設企業 取組6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善 ①計画的・安定的な受注のための取組 ●地域機関ごとの事業規模の明確化 ●公共工事の発注見通しの改善 ●受注機会均等化の取組 ②建設企業の協業化を進めるための取組 ●入札参加業者数の改善 ●管内下請の導入 ③月別受注量の平準化の取組 ●ゼロ県債・債務負担行為の活用 ●余裕期間制度の導入と活用 取組7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善 ①工事単位の利益率の向上の取組 ●適正な予定価格の設定 ●総合評価方式における価格評価方法の見直し ●低入札価格調査制度の改正 ●現場状況の変化に対応した適切な設計変更 ●標準工期の見直し ②受注者の事務負担等の軽減取組 ●ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大 ●総合評価方式における提出書類の簡素化 ●電子化の推進 ●円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有 ③下請企業（技能労働者）の利潤確保 ●「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用 ●技能労働者の賃金等の調査の実施 ●重層下請の改善 ●総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲） 取組8 入職促進の取組 ●入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援 ●建設業の理解のためのPR 取組9 完全週休二日制など労働環境改善の取組 ●「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大 ●安全な職場環境づくりの促進 ●女性就業者の職場環境の改善
(2) 地域に必要なとされる建設企業 取組目標 維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率 社会基盤施設の機能を適正に維持し、継続的に地域を守るためには、維持修繕工事全般を継続的に施工する体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を43.6%（H27）から53%にします。	
取組4 建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進 ●地域維持型業務委託の改善と拡大 ●地域維持型工事発注の実施 ●維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し 取組5 大規模災害発生後の復旧体制の確立 ①災害復旧対応能力維持の取組 ●災害対応訓練の実施 ②災害復旧対応体制維持の取組 ●地域を支える建設企業の育成	

■新三重県建設産業活性化プランの概要

新三重県建設産業活性化プラン相関図



中部ブロック発注者協議会の今後の取組

平成30年7月

中部ブロック発注者協議会

1. 平成30年度の協議会スケジュール

中部ブロック発注者協議会

中部ブロック発注者協議会（案）

中部ブロック発注者協議会の設置経緯

平成17年4月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）施行

・公共工事の品質確保が、発注者（国、地方自治体、特殊法人等）の責務となった。

平成20年11月「中部ブロック発注者協議会」を設置

・品確法の趣旨を踏まえ、各種施策の「連絡調整」のため中部ブロック発注者協議会を設置

平成26年6月「品確法」の改正

・改正品確法運用指針が策定され、「発注者間の連携体制の構築」が必ず実施すべき事項とされた。

平成26年度「中部ブロック発注者協議会」を法定協議会として体制を強化

・協議会の役割を各種施策の「連絡調整」から「推進・強化」へ見直し
 ・全市町村参加の県部会を設置
 ・申し合わせ

品質確保に関する推進協議会 H26～

発注者支援機関の評価・認定
 現在、土木：5、建築：5 団体を認定し活用

連携

中部ブロック発注者協議会の組織（194機関）

中部ブロック発注者協議会（44機関）

- ① 国の機関（18機関）
- ② 地方公共団体の機関（14機関※）
- ③ 特殊法人等の機関（10機関）
- ④ オブザーバー（2機関） ※県部会と重複あり（10機関）

岐阜県部会
（42市町村）

静岡県部会
（35市町）

愛知県部会
（54市町村）

三重県部会
（29市町）

平成30年度中部ブロック発注者協議会

幹事会 第1回（6月29日）

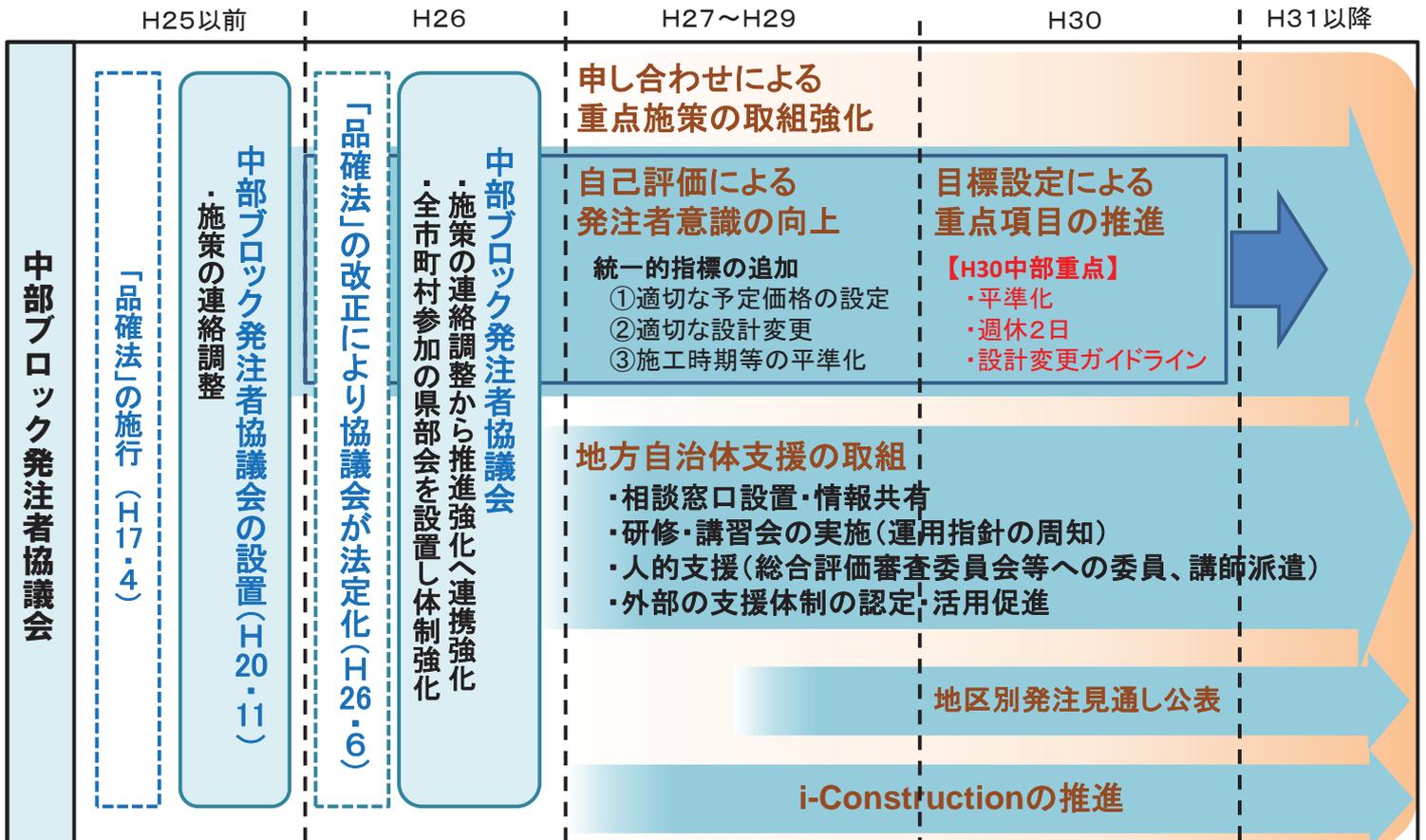
協議会（7月27日）

各県部会 第1回（8～9月）

各県部会 第2回（1月）

幹事会 第2回（2月）

H30中部ブロック発注者協議会の取組みの推進（案）



自己評価を引き続き実施・公表、重点的取組みを推進(案)

協議会の取組として、平成21年度より**自己評価を実施**

<目的>

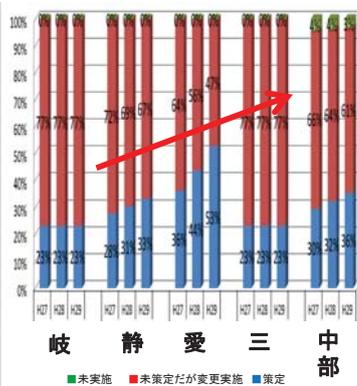
中部ブロック発注者協議会の**全構成員にて**、「品確法」等の法令に基づき実施する事項に加え、更なる品質確保や建設生産システムの向上を図るための取組として、**評価指標について、前年度の実施状況と当年度の実施目標について自己評価を実施する。**

中部ブロック全体で連携し
着実に発注関係事務の適正化を推進

これまでの自己評価指標の動向 ➡ 年度を重ねる毎に向上

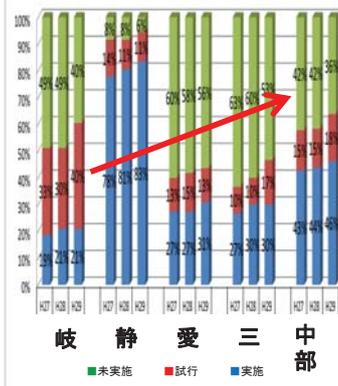
例<設計変更ガイドラインの策定・活用状況>

・愛知が4割、他県は2割～3割程度



例<予定価格の事後公表への移行>

・静岡が9割、他県は4割～6割



平成30年度における取組み

H30重点の取組みを推進

・施工時期の平準化

・週休2日工事の実施

・設計変更ガイドラインの策定

自己評価(15項目)の実施

中部ブロック発注者協議会にて確認

立ち位置の再認識

H30自己評価結果公表(H31予定)

記者発表、中部地整ホームページ掲載

H30重点

平成30年度 自己評価項目(15項目) (案)

必ず実施すべき事項と実施に努める事項		自己評価指標	改正品確法運用指針の記載項目
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1) 最新の積算基準の適用状況等	適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定
	歩切りの根絶(平成28年4月までに全て廃止)	—	—
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	(2) 低入札価格調査基準価格の見直し状況	適正な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
	適切な設計変更	(4) 設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
	発注者間の連携体制の構築	—	—
実施に努める事項	工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	(5) 総合評価落札方式の導入状況(工事)	工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
		(6) 地域貢献の評価状況	競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等
	発注や施工時期の平準化	(7) 平準化率	発注や施工時期等の平準化
		(8) 週休2日制工事の実施状況	
	見積の活用	—	—
	受発注者の情報共有、協議の迅速化	(9) ワンデーレスポンスや三者会議の導入状況	受注者との情報共有や協議の迅速化等
(10) 受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)			
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	—	—	
その他	(11) 受注者からの苦情処理を行う第三者機関の設置状況	公正性・透明性の確保、不正行為の排除	
	(12) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況	施工現場における労働環境の改善	
	(13) 建設ICTの導入状況		
	(14) 工事成績評定の実施状況	適切な技術検査・工事成績評定等	
	(15) 自らの体制整備の状況	発注者自らの体制の整備	

★ H30重点

全国の統一的指標

2. 地区別発注見通しの推進

「地区別発注見通し」への全機関参画への取組

○地区別発注見通しの全機関の参画に向けた課題の改善

- ①必要性の認識向上：平準化の重要な取組の1つ
(品確法の運用に関する指針に規定)
- ②業務量の増加を軽減：四半期ごとの更新を基本
(大規模な更新など、必要に応じ月単位で更新)
- ③情報の相違を回避：市町村での公表様式の統一を推進

上記を踏まえた参画の要請文書を協議会から未参画機関へ発出済み。(H30.2.7)

【公表様式】

記入機関		入契法施行令による公表項目							任意項目 (未記入可)	
発注機関名	担当事務所 (課)名	工事名称	工事 場所 (目)	工事 場所 (至)	入札契約 方式	工事種別	入札予定 時期	工期	工事概要	概算 工事規模
国土交通省 中部地方整備局	〇〇事務所	国道〇〇号 〇〇 橋下削工工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇回半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、護台2基、埋込4基、 橋脚打杭(φ〇m、L=〇m)〇〇本	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇県	〇〇事務所	一般県道〇〇線 〇〇道路改良工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	第〇回半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 道路土工一式、擁壁工一式、排水構造物 工一式	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
〇〇市	〇〇課	〇〇川〇〇護岸工 事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	指名競争入札	土木工事	第〇回半期	約〇ヶ月	工事延長 L=〇〇m 護岸工〇〇〇平方m、〇〇立法m	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満
国土交通省 中部地方整備局	〇〇事務所	〇〇庁舎改修工事	〇〇県 〇〇市	〇〇県 〇〇市	一般競争入札	建築工事	第〇回半期	約〇ヶ月	庁舎(R〇-2 〇〇平米)ほか 新築改修	〇〇百万円以上 〇〇百万円未満

適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る

平準化に向けた3つの取組

① 国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為（2か年国債（※1）

及びゼロ国債（※2））を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債＋当初予算におけるゼロ国債〉

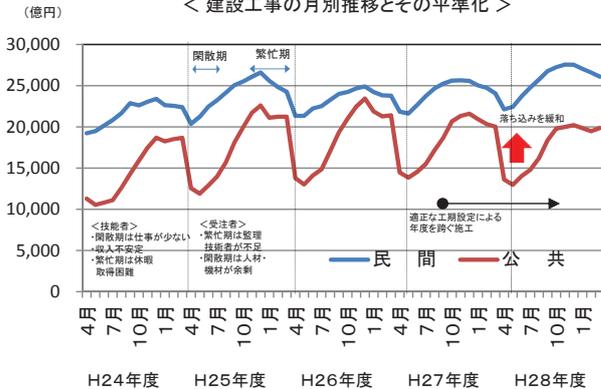
H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円

⇒ H29年度※：約2,900億円 ⇒ **H30年度：約3,100億円**

※H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定
※H30年度の内訳は、2ヶ年国債約1,740億円、ゼロ国債約1,345億円

（参考）
補正予算でのゼロ国債（29年度：1,567億円）も活用し、平準化に取り組む

＜建設工事の月別推移とその平準化＞



＜技能者＞
・収入安定
・週休二日

＜受注者＞
・人材・機材の
効率的配置

平準化

② 地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大 全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移：H29.3末時点：約500団体（約25%）→H30.1末時点：約870団体（約44%）
※都道府県の参加状況は44/47（H30.1時点）

（参考）東北地方の事例

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

③ 地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請**

※1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

3. 施工時期平準化の取組推進

○平準化の取組推進

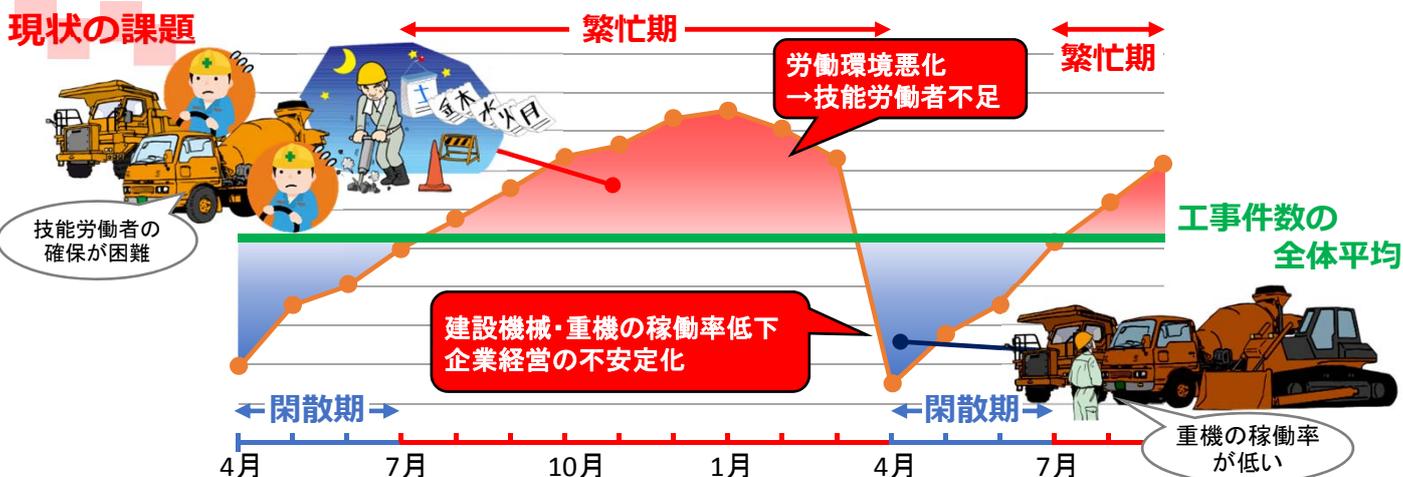
公共工事は年度予算で運用していることが一般的であり、発注準備や入札契約手続のため、第1四半期は工事が減り年度末に工期末が集中する傾向にあります。

このような年度内の工事量の偏りを解消し年間を通した工事量が安定することは、発注者にとっては担い手確保対策に寄与します。また受注者にとっては、企業経営の健全化の効果が期待されます。

そのため、施工時期の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用等により発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図ることが重要です。

○建設業の役割と課題

建設業は、地域インフラの整備・維持の担い手であると同時に、災害時の応急対応を支える地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手としてなくてはならない存在ですが、小規模な建設企業では営業利益率が低迷しております。経営基盤の一層の強化に向けた取り組みを行い、技能労働者の雇用環境の悪化を防ぎ、将来的な技能労働者の確保が課題です。



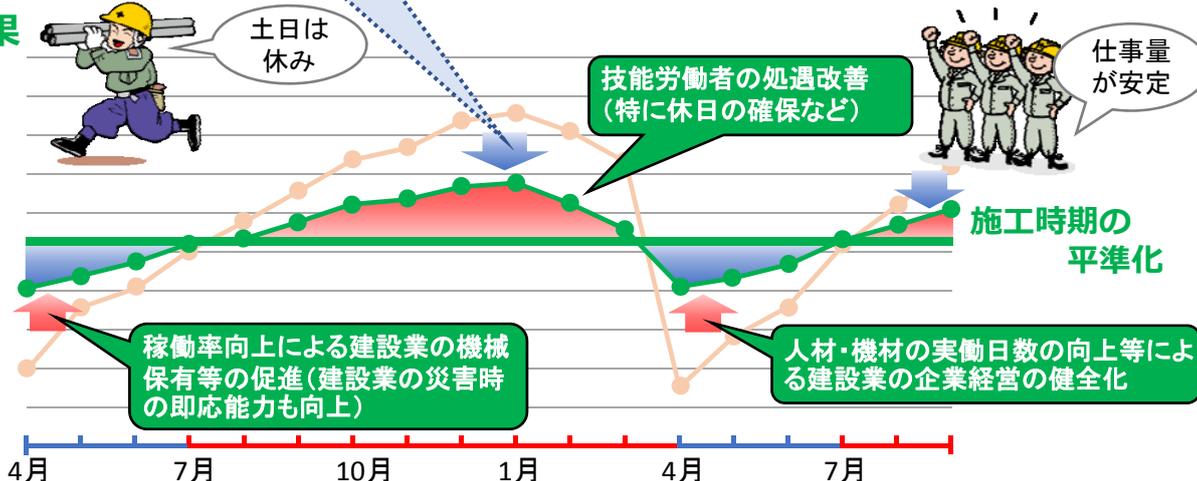
平準化事例（債務負担行為の活用）

	発注前年度	発注年度	発注翌年度
従来		積算 設計 契約 発注 → 工事	
工事発注の後倒し		積算 設計 承認 議定 契約 発注 → 工事	
工事発注の前倒し	積算 設計 承認 議定 契約 発注 → 工事		

◆何件かの工事を後倒して発注

◆何件かの工事を前倒して発注

平準化の効果



平準化取組（さ・し・す・せ・そ）

①（さ）債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

②（し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用

③（す）速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④（せ）積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤（そ）早期執行のための目標設定 （執行率等の設定、発注見通しの公表）

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

詳細は国土交通省HPの『地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～平成28年4月版および平成29年3月版』で公表しております。

【問合せ】

中部ブロック発注者協議会 事務局
中部地方整備局 TEL052-953-8131

4. 自己評価結果の公表 (ホームページ公表版)

※別掲「発注関係事務の適切な実施に向けた取組に関する自己評価結果」を参照

5.【紹介】 災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成(H29.7.7国土交通省大臣官房※)

※大臣官房 地方課長、技術調査課長、官庁営繕部計画課長 連名で 各地方整備局関係部長へ通知
→発注者協議会を通じ地方公共団体等の発注者へ周知

■ガイドラインの構成

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料：入札契約方式の関係図書

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）	通常的方式によって迅速な対応が可能な場合

直轄工事における災害復旧における入札契約に関する主な工夫等

【確実な施工確保、不調・不落対策】

① 指名競争におけるダンピング対策

例) 発注者の監督・検査等、受注者側の技術者体制の強化、施工体制確認型総合評価方式の適用等

【発注関係事務の効率化】

② 一括審査方式の活用

受発注者の発注関係事務を効率化するため、複数工事の提出資料を同一とする一括審査方式を活用

【担い手の確保】

③ 地域企業の参加可能額の拡大

地域企業が中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更

④ 地域維持型JV等の活用

地域の参加企業を確保し、施工体制を確実にするためJV制度を活用

【迅速な事業執行】

⑤ WTO対象となる大規模工事における災害時の入札契約方式

緊急性の高い場合、随意契約等の適用や一般競争方式における手続き期間の短縮等を検討
例) H23紀伊半島水害、H28熊本地震において、WTO規模の工事でも随意契約を適用

【早期の復旧・復興に向けた取組】

⑥ 復興係数、復興歩掛等の導入

確実な施工を確保するため、実態を踏まえた復興係数の導入等により、適切な予定価格を設定

⑦ 事業促進PPP・ECI方式等の活用

官民の技術力を結集するなどにより、円滑かつ迅速な事業の実施